

平成25年12月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 平成25年12月4日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 小野田由紀子議員 (1) 平成26年度予算編成に対する要望書の考えについて
2. 杉浦辰夫議員 (1) 高浜市指定有形民俗文化財について
3. 長谷川広昌議員 (1) 予算編成改革について
4. 内藤とし子議員 (1) 2014年度の予算編成にあたり、市民要望の具体化を求める
5. 黒川美克議員 (1) 福祉行政について
(2) 行政組織について
6. 小嶋克文議員 (1) 空き家の実態・調査について
(2) 小中学校の防災教育について
(3) 暑さ対策・熱中症対策について
7. 鷺見宗重議員 (1) 防災行政について
(2) 特定秘密保護法について

出席議員

1番	長谷川 広 昌	2番	黒 川 美 克
3番	柳 沢 英 希	4番	浅 岡 保 夫
5番	柴 田 耕 一	6番	幸 前 信 雄
7番	杉 浦 辰 夫	8番	杉 浦 敏 和
9番	北 川 広 人	10番	鈴 木 勝 彦
11番	鷺 見 宗 重	12番	内 藤 とし子
13番	磯 貝 正 隆	14番	内 藤 皓 嗣
15番	小 嶋 克 文	16番	小野田 由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩													
副市	長	杉浦幸七													
教	育	長	岸上善徳												
企	画	部	長	加藤元久											
人事	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	野口恒夫						
地域	政	策	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	岡島正明				
経営	戦	略	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	山本時雄				
総	務	部	長	新美龍二											
行政	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	内田	徹					
財務	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	竹内	正	夫				
市民	総	合	窓	口	セ	ン	タ	ー	長	大岡	英	城			
市民	窓	口	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	木村	忠	好		
市民	生	活	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	山下	浩	二		
税	務	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	鵜殿	巖				
福	祉	部	長	神谷	美	百	合								
福祉	企	画	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	磯村	和	志		
地域	福	祉	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	杉浦	崇	臣		
介護	保	険	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	篠田	彰			
保健	福	祉	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	加藤	一	志		
こ	ど	も	未	来	部	長	神谷	坂	敏						
こ	ど	も	育	成	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	磯村	順	司
文化	ス	ポ	ー	ツ	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	内藤	克	己
都	市	政	策	部	長	深谷	直	弘							
都市	整	備	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	平山	昌	秋		
都市	整	備	グ	ル	ー	プ	主	幹	田中	秀	彦				
都市	防	災	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	芝田	啓	二		
上	下	水	道	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	竹内	定		
地域	産	業	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	杉浦	義	人		
学校	経	営	グ	ル	ー	プ	リ	ー	ダ	ー	中村	孝	徳		
学校	経	営	グ	ル	ー	プ	主	幹	神谷	理					

職務のため出席した議会事務局職員

議	会	事	務	局	長	森	野	隆
主	査	杉	浦	俊	彦			

議事の経過

○議長（内藤皓嗣） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力をお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（内藤皓嗣） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を始めます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（内藤皓嗣） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承願います。

16番、小野田由紀子議員。一つ、平成26年度予算編成に対する要望書の考えについて。以上、1問についての質問を許します。

16番、小野田由紀子議員。

〔16番 小野田由紀子 登壇〕

○16番（小野田由紀子） 皆さん、おはようございます。

それでは、お許しを得ましたので、公明党を代表しまして、平成26年度予算編成に対する要望書の考えについて質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

国政は、公明党と自民党の連立政権が誕生してから10カ月が経過しました。夏の参院選で、自民・公明の与党が勝利し、衆参のねじれが解消されました。これは安定した政権のもとで着実に日本の内外に山積する課題に取り組んでもらいたいとの国民の願いであり、それにお応えし、与党としての重責を果たしていかなければなりません。

日本の経済状況につきましては、先行き不透明さがあるものの、ことし7から9月期の実質国内総生産（GDP）の成長率は年率換算1.9%と4四半期連続のプラス成長を維持し、雇用の面でも回復が見られ、本格的な経済成長への好循環に向かう兆しが見えてきました。とはいえ、日本経済の本格的な成長への軌道は緒についたばかりで、今後は成長の恩恵を家計や地方、中小規

模企業へと浸透させ、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものにしていくことが重要です。

大手企業の経営者から賃上げに前向きな意見が相次いでおり、大幅な収益を得た事業者による賃上げの実施に期待が寄せられています。消費税率引き上げの判断の前提となる経済状況が好転したことで、安倍総理は法律どおり消費税率を5%から8%に引き上げる決断をしました。明年4月1日から実施されます。これにより、今後は消費税の逆進性という課題もあり、日本の経済が本格的な成長へと向かい、安定するよう対策が求められています。

また、2020年のオリンピック・パラリンピック夏季競技大会の東京開催が決定し、7年後の開催成功と経済効果が十分発揮できるかなど期待が高まっていますが、東京電力福島第一原発の汚染水漏れの問題や、東日本大震災の被災地の復興もさらに加速、閉塞感の漂う日本社会に新たな活力と元気な日本へと変革する東京オリンピックとなるよう望まれています。

少子高齢化、人口減少が進む中、社会の活力をどう維持向上させていくかが問われる時代に入っています。吉岡市長におかれましては、2期目初めての予算編成となり、その手腕が問われる大変重要な時期でもあります。本市におかれましては、引き続き厳しい財政状況が見込まれる中、平成26年度は、第6次総合計画中期基本計画がスタートする重要な年であります。特に平成26年度は2億円の財源不足が見込まれるということで、市民サービスが低下してしまうのではないかと心配の声もあります。平成26年度の予算編成に当たりましては、前期基本計画の事業内容をしっかり検証していただき、ピンチをチャンスにかえられるよう、職員力を強化し、英知を絞り限られた財源で最大の効果を出せるよう、市民の期待に応えていただきますよう望むものでございます。

平成26年度第6次総合計画中期基本計画が着実に実行でき、思いやり、支え合い、手と手をつなぐ大家族高浜の実現に向けた予算措置と、市民が実感する福祉先進市としての重点項目を提示しました公明党の平成26年度予算編成に対する要望書を、11月14日に吉岡市長に提出をさせていただきました。

要望書の中身につきましては、重点項目としまして保健福祉、教育、環境、防災・まちづくり、医療の5つの柱で36項目にわたる要望をさせていただきました。公明党の政策として、国と連携して進めていくものや市民の皆様からお寄せいただいた声を形にして市政に反映させ、政策として実現を目指すものなど、市民の生活に密着した内容でございます。本日は、要望書の中から主なものにつきましてお尋ねをさせていただきます。

初めに、1つ目の柱であります保健福祉ですが、我が国の自殺者数は年間3万人といわれ、2000年以降の13年間で40万人以上もの命が自殺によって失われました。国も自殺対策基本法を成立させ、自殺対策に取り組んでいますが、何より自殺と関連が深い鬱病への対策がとても重要です。鬱病は主に薬物治療ですが、なかなか完治が難しく、自殺のリスクを大きく減らすことは難しいといわれています。

近年、鬱病の治療法の一つとして認知行動療法が注目されていますが、早期に完治できたり、現役世代の復職や再就職にも効果があります。超高齢社会を迎え、お年寄りが健康で元気に暮らすまちづくりが求められています。がんは今や日本人の2人に1人がかかる国民病です。特に胃がんはピロリ菌の除菌で、胃がんの撲滅ができるといわれております。

以上のようなことから、3点のことにつきましてお尋ねをいたします。

1、鬱対策として認知行動療法の普及やアウトリーチ（訪問支援）体制の確立、鬱病患者への職場復帰支援について。2、生涯現役のまちづくり実施に向けた予算化について。3、総合検診等の項目にピロリ菌検査を追加し、胃がん検診、ピロリ菌胃がんリスク判定について。

次に、2つ目の柱としまして、教育についてですが、子供は読書活動により言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにします。そして、人生をより深く生きる力を身につけていきます。子供の読書活動の重要性に鑑み、子ども読書活動推進基本法も制定され、子供が自主的に読書活動ができるよう環境の整備が進められてきました。

本市におかれましても、前向きに取り組んでくださっています。子供は、毎日一日の大半を学校で過ごしますが、学校図書館の役割や学校における読書活動の推進はとても重要であります。専任や非常勤での司書を配置する自治体もふえて、学校図書館が充実し、子供の読書への関心がますます深まっています。今後、本市におかれましても、学校図書館をさらに充実させていくお考えはないでしょうか。

今や国民の2人に1人が何らかのアレルギーを持っているといわれていますが、学校生活における食物アレルギーの対策が求められています。どの子も学校でみんなと同じように給食が食べられるように環境の整備を望むものです。

本市におかれましては、学校での不登校生徒が国や県の比率を上回っており、今後減少していくようにしっかり取り組んでいただきたいと願うものですが、対策の一環として大学生相談員の活用についての考えを伺います。

以上のようなことから、1、学校図書館の充実について、市立図書館との連携強化、学校図書館ボランティア連絡協議会の充実、専任または非常勤の司書配置。2、学校給食アレルギー対応食の拡充について。3、不登校対策に大学生相談員の活用について。

次に、3つ目の柱である環境についてお伺いします。

近年、猛暑や豪雨など異常気象が頻発し、温暖化はもはや現実の脅威となっています。美しいまち、そしてきれいで安心安全に暮らせる地域を、未来を担う子供たちに残していかなければなりません。そのためにも、温室効果ガスの削減に前向きに取り組む必要があります。そこで、1、小・中学校や市内の公共施設に太陽光発電システム設置の拡充についてお尋ねをいたします。

次に、4つ目の柱としまして、防災・まちづくりについて。

国は、南海トラフ巨大地震で被害を受けるおそれがある地域の防災対策を強化する南海トラフ

地震対策特別措置法、首都直下地震対策特別措置法を11月22日に成立させました。南海トラフ地震特措法では、津波で浸水が予想される東海から九州地方の太平洋沿岸部を、国が津波避難対策特別強化地域に指定し、市町村が津波避難タワーや避難通路、階段を整備する場合、また浸水の危険性が高い地域の住民が集団で高台に移転する場合は、農地を住宅に転用しやすくするほか、学校や高齢者施設、病院などの移転などに国が財政支援するものです。

ようやく津波対策など国の支援体制が前進し、今後は国土強靱化基本法案も成立をさせ、3本の柱を連携させ、計画作成など進めていくとのことですが、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害から市民の生命と財産を守る防災・減災対策にスピード感を持って推進していただきたいと望むものです。

そこで、4点のことにつきましてお尋ねをいたします。1、被災者支援システムの予算化について。2、防災政策全般に女性、母親の視点を取り入れる。3、高齢者、要援護者の避難体制の整備充実について。4、防潮堤の耐震化、水門の機能強化について。

次に、5つ目の柱の医療についてお尋ねをします。

1961年（昭和36年）に国民皆保険を達成して以来、我が国は誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。一方、近年急速な高齢化による医療費の増加や経済情勢の悪化による所得の落ち込み等、公的医療保険を取り巻く状況は非常に厳しくなっております。今後も必要な医療を確保しつつ、人口構造の変化に対応できる持続可能なシステムをつくり上げていく必要があります。本市におかれましても年々医療費が増加しており、医療費の適正化への取り組みが必要と考えます。

そこで、本日は2点のことにつきましてお尋ねをいたします。1、医療費削減を進めるため、ジェネリック医薬品の利用を促進する通知サービスの実施。2、レセプトデータを活用した健康寿命の延伸と国民健康保険の健全運営について。

以上、公明党の提言につきまして、平成26年度予算編成に反映させていただきたいと思いますが、どのようなお考えなのか、お尋ねをいたします。

〔16番 小野田由紀子 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 総務部長。

〔総務部長 新美龍二 登壇〕

○総務部長（新美龍二） 皆さん、おはようございます。

それでは、小野田議員御質問の平成26年度予算編成に対する要望書の考えについてお答えをさせていただきます。

なお、現在予算編成に当たりましては、各グループからの予算査定を行っている最中ですので、詳細な部分につきましては今後変更があり得ることをまずもって御理解をいただきたいと思っております。

御質問に対する答弁は、公明党の皆様から御提出をいただきました平成26年度の予算編成に対する要望書にあります5つの柱に沿ってお答えをさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず1つ目の柱、保健福祉でございます。

1点目、鬱対策として認知行動療法の普及やアウトリーチ（訪問支援）体制の確立、鬱病患者の職場復帰支援を図れについてお答えいたします。

御質問の認知行動療法は、欧米を中心に広く行われているものの、日本ではその歴史も浅く、認知行動療法の診療報酬上の評価も、平成22年4月によりやく新設されたばかりでございます。この認知行動療法は、何か困ったことにぶつかったときに、本来持っていた心の力を取り戻し、さらに強くすることで困難を乗り越えていけるような力を育てる精神療法として注目を集めております。

本市では、メンタルヘルス対策と自殺予防のため、いきいき広場に精神保健福祉士と臨床心理士を配置し、対面型相談を行っておりますが、引き続き地域包括支援センターや市の福祉部門が連携し、疾患や症状の早い段階から支援し、必要に応じ専門職、そして認知行動療法を含めた医療へつなげていきたいと考えております。とりわけ働く世代の鬱病が増加していることから、こうした方の職場復帰や再就職も視野に入れ、相談に当たっていききたいと考えております。

次に、2点目の生涯現役のまちづくりの実施に向け予算化を図れでございます。

生涯現役のまちづくり事業は、介護予防を目的とした高齢者の居場所づくりと生きがいづくりの事業であり、超高齢社会を目前に、積極的に推進する必要があると考えております。次年度につきましても、まずは高齢者の皆さんへの情報発信ツールとして、定期的に「でいでーる」と名づけた情報紙を発行し、元気に、そして生き生きと活躍される高齢者の皆さんを紹介するとともに、健康自生地へ出かけたくなるような魅力あふれる記事を掲載してまいります。

また、高齢者の皆さんの居場所である健康自生地へ足を運んでいただくため、本年12月からスタートさせたスタンプラリーや、健康自生地をふやしていくため、高齢者の居場所づくりにかかった費用の一部を負担させていただき、高齢者がみずから活動できる居場所づくり助成金制度につきましても、継続して実施してまいります。

次に、3点目の総合検診等の項目にピロリ菌検査を追加し、胃がん検診、ピロリ菌胃がんリスク判定の導入を図れでございます。

ピロリ菌検査につきましては、刈谷豊田総合病院高浜分院におきまして実施している総合健診の健診項目として含まれておりませんが、本年4月からは、総合健診のオプション検査として実施いたしております。検査方法は、血液検査で自己負担額は2,940円で、判定結果により、その後は医師による診察、保険診療となります。

また、国のがん対策推進基本計画の中でも、ピロリ菌を含めたウイルスや細菌は、がんの原因

として高い要素であり、男性では喫煙に次いで2番目に高く、女性では最も高い要素であるとされており。具体的なウイルスや細菌とがんの関連につきましては、子宮頸がんではヒトパピローマウイルスとの関連性が、胃がんではピロリ菌との関連性が高いとされており。

一方で、厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針では、従来から胃がん検診については、胃部エックス線検査によることとされていることから、市といたしましては、引き続き胃がん検診はエックス線検査により実施してまいりますが、総合健診へのピロリ菌検査の導入につきましては、今後、刈谷豊田総合病院高浜分院との協議の中で意見として伝えていきたいと考えております。

また、現在診療所と刈谷豊田総合病院をつなぐ地域医療ネットワークをも活用し、市民の方々の疾病の早期発見、早期治療に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、2つ目の柱、教育についてお答えいたします。

まず、1点目の学校図書館の充実を図れ。市立図書館との連携強化、学校図書館ボランティア連絡協議会の充実、専任司書配置でございます。

市立図書館との連携強化といたしましては、団体貸し出しとして、授業や調べ学習に必要な図書館資料の貸し出しに係る配本、回収や、朝の読書用図書の配本、図書館の見学や調べ学習における利用受け入れを行っていただいております。また、図書館での司書体験の受け入れや、図書館だよりの配布をしていただいております。学校図書館の充実に努めております。

次に、学校図書館ボランティア関係では、学校図書館ブックネット会議を開催し、各校の実践内容や問題点を報告し合い、意見交換を行い、その内容を自校での活動に役立てております。

さらに、今年度はブックネットの横のつながりを強化することと、保護者に読み聞かせ活動の実態を知っていただくために、8月にブックネット主催のイベント、絵本の世界であそぼうを翼小学校で開催し、人形劇や紙芝居、絵本の読み聞かせなどを行っております。

次に、学校図書館司書関係では、学校図書館法第5条の規定により、平成15年度より各小・中学校に司書教諭を配置することが義務づけられ、本市では小・中学校に司書教諭を配置しておりますが、司書教諭は教諭としての業務と兼任となっております。

学校図書館の充実を図るためには、専任の司書教諭が配属されることが望ましいという観点から、市町村教育委員会連合会を通して、専任配置を県教育委員会に要望しているところでございます。

次に、2点目の学校給食アレルギー対応食の拡充を図れでございます。

現在、各小・中学校の調理室の能力や環境に応じて食物アレルギーを持つ児童・生徒の視点に立ったアレルギー対応給食を提供するため、高浜市食物アレルギーガイドラインを作成し、その対応を行っているところでございます。

給食の提供に関しましては、平成21年度から高浜小学校に、平成22年度から高浜中学校の調理

室に除去食対応エリアを設置し、重度のアレルギー疾患を持つ児童・生徒に、卵と乳のみの除去食対応食を供給しているところであり、学校現場でとられている対策は、ガイドラインに沿った対策であると考えております。

本市は、給食も自校での調理であり、栄養職員も各小・中学校に配置されていますので、給食時には、栄養職員が児童・生徒の様子を見ながら各教室を回っております。しかしながら、高浜小学校、高浜中学校以外の5校への拡充は、調理室の床面積の問題があり、現状の施設内での設置は、調理員の作業動線等を考えた場合、困難な状況でございます。

次に、3点目の不登校対策に大学生相談員の活用を図れでございます。

本市においては、高浜市ボランティア学生派遣事業として、学校支援ボランティア学生チューターを募集しており、現在4名の学生が気軽に話したり、遊んだり、相談に乗ったり、学習支援などを行っております。しかし、学生チューターの人数は十分とはいえませんので、今後も積極的に学生チューターの登録を呼びかけ、児童・生徒に寄り添えるように努めていきたいと考えております。

続きまして、3つ目の柱、環境についてお答えいたします。

小学校など市内の公共施設に太陽光発電システム設置の拡充を図れであります。

小・中学校につきましては、平成14年度に翼小学校に太陽光発電システムを設置いたしております。学校施設への導入につきましては、平成21年度に経済危機対策においてスクール・ニューディール構想が示され、太陽光発電もその中のメニューに含まれておりました。

そこで、他の小・中学校についても、太陽光発電の導入を検討いたしましたが、他の小・中学校につきましては、どの学校も老朽化が進んでおり、屋上に設置する場合につきましては、屋上はその重さに耐えられるかどうかの構造計算を行う必要があります、時間も経費もかかること、また設置することによって建物の劣化が進み、雨漏りの心配があるなど大きな改修が必要となることにより、設置を見送ったものでございます。

したがいまして、現施設状況における太陽光発電システムの設置拡充に対する考えは、現在も変わっておりません。また、その他の公共施設の設置につきましても、現在、市庁舎、高浜エコハウスに太陽光発電システムが設置されておりますが、その目的は、地球環境問題に対して関心を持っていただくための普及啓発の一環としてのものであり、これ以上拡大する計画は持っておりませんので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして4つ目の柱、防災・まちづくりについてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の被災者支援システムの予算化を図れでございます。

御要望の被災者支援システムは、平成7年の阪神・淡路大震災の被災地であった兵庫県西宮市において開発されたものであり、このシステムは平成18年からは無償でシステムが公開され、平成21年1月に総務省から各自治体にCDが配布をされております。その後、システムの修正など

が行われ、現在では、避難所関連システムを初め、倒壊家屋管理システム、要援護者支援システムなど7つのシステムで構成されております。

本市におきましても、この被災者支援システムの導入について検討をいたしました。システム導入費は無償であっても、各自治体が利用しております既存の住民データや固定資産データを利用する場合、システムの修正費用及び膨大な時間を要することが判明をいたしました。

また、実際に西三河防災・減災連携研究会の構成市町の9市1町においても2市において導入がされておりますが、既存のデータを利用しようとするとうまく機能しないこと、システム自体は導入しても、全く運用がされていないという状況にあります。

このため、本市におきましては、要援護者対策として被災者支援システムとは別に、今年度補正予算において災害時要援護者支援システムの構築に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、2点目の防災施策全般に女性、母親の視点を取り入れよでございます。

東日本大震災においては、震災直後の避難所の問題として、女性用のトイレ、下着、生理用品などの不足、授乳や着がえをする場所がないなど、避難所の運営に当たり女性の視点が必ずしも十分ではございませんでした。

このような指摘があったことを踏まえ、平成23年12月に修正されました防災基本計画において、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の充実により、地域の防災力向上を図ることが盛り込まれました。

本市におきましても、防災ネットきずこう会において、NPO法人レスキューストックヤードの御協力をいただき、避難所における避難所運営のあり方について、避難所運営ゲーム（HUG）などを通して意見を出し合い、避難所における課題や解決方法についての検討を行っております。

また、備蓄用品につきましても、本年度から備蓄整備計画に基づき、新たに女性用の下着や生理用品、授乳に必要なカセットコンロやワンタッチパーティションの整備を行っております。今後も防災対策においては、女性や母親の視点を取り入れていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、3点目の高齢者、要援護者の避難体制の整備充実を図れでございます。

平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割、障がいのある方の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村に対して高齢者や要援護者の実態を把握するとともに、未登録者を含む災害時要援護者名簿の作成が義務づけられることになりました。

本市においては、平成16年度から高齢者や障がいのある方を対象に、「手あげ方式」による登録が始まり、平成25年4月1日現在で2,107人の登録がございます。しかし、真に支援が必要な

方が登録されていないことや、要援護者の避難方法等についての定めがないなど、支援体制が十分に整備されていないため、本年度から福祉部が中心となって、支援体制の構築に向けて取り組んでおります。

支援体制の構築に向け、まずは本年度中に構築する災害時要援護者管理システムにより、支援を必要とする要援護者の把握作業を行い、把握した未登録の要援護者の方に対して、順次登録への同意を働きかけてまいります。

また、要援護者ごとに避難支援者を特定し、避難支援の方法や避難場所、避難経路などを取り決める避難支援プランの個別計画を、まちづくり協議会、町内会、民生委員などの関係機関の協力をいただきながら、被災リスクの高い要援護者から順次作成し、災害時の避難支援を実効性あるものにしてまいります。

次に、4点目の防潮堤の耐震化・水門の機能強化を図れでございます。

初めに、防潮堤について御説明をさせていただきます。

市内の沿岸部の防潮堤は、東海地方を中心に広範囲で大きな被害を及ぼした伊勢湾台風を基準に、建設や改修がされております。防潮堤の管理者は愛知県であり、海岸パトロールなど県職員による目視点検により、施設の健全度を点検し、施設状況の把握に努めていただいております。

中でも、安立荘南側の芳川町三丁目地内から高浜マリーナまでの防潮堤につきましては、防潮堤の背後地が池になっており、南海トラフ沖地震が発生した場合に、液状化現象により防潮堤が壊れるおそれがあることから、平成24年度から知立建設事務所により防潮堤の耐震対策が進められております。

東日本大震災以降、津波対策につきましては、ハード、ソフト両面の対策が必要であり、ソフト面では標高の見える化を、ハード面では水門の機能強化を含めて愛知県への働きかけをいたしており、県の対応としては防護レベル（施設対応）と減災レベル（避難対策）の設定について格付を進め、今後管理者としての対応を、次期「あいちアクションプラン」として示していくこととなるとの回答をいただいております。

最後になりますが、5つ目の柱、医療でございます。

まず、1点目の医療費削減を進めるため、ジェネリック医薬品の利用を促進する通知サービスを実施させていただきます。ジェネリック医薬品の利用促進のため、使用差額通知サービスを実施することにつきましては、その有用性が認められる一方で、システム構築に対する課題がございましたが、国民健康保険中央会が開発しました新しい共同電算処理システムにより、愛知県国保連合会に委託することで、ジェネリック使用差額通知書の作成を依頼することができ、本市独自でシステムを開発するより相当安価に実施することが可能となりました。

このたび、医療機関等の御理解により実施に向けての調整が整い、本年度にジェネリック医薬品使用差額通知を実施する運びとなりました。今後も、医療費の適正化を図るため、ジェネリック

ク医薬品の利用促進について、使用差額通知サービスや広報等により、その普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目のレセプトデータを活用した健康寿命の延伸と国民健康保険の健全運営を図れについてお答えをします。

本市のデータを活用した医療費適正化の取り組みといたしましては、国民健康保険重複多受診者一覧表を活用し、重複受診者、頻回受診者に対し、医療費通知を発送する際、チラシを同封し、医療費適正化の啓発に努めているところであります。

また、レセプト点検におきましては、ある月を対象に、柔道整復の頻回受診者をピックアップし、医療費通知を発送する際、チラシを同封し、柔道整復の正しいかかり方についての啓発に努めているところでございます。

今後も医療費適正化に係るさまざまな事業について、積極的に検討、実施し、医療費の抑制、ひいては国保財政運営の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上、御質問の趣旨に従いましてお答えをさせていただきました。議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔総務部長 新美龍二 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それでは、再質問させていただきます。

公明党の予算要望の中から、今回は13項目にわたるたくさんの政策提言をさせていただきましたが、御丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。

全部再質問するわけにはいきませんので、ピックアップしまして質問させていただきます。

保健福祉の胃がんについてですけれども、先ほど御答弁では、ピロリ菌検査は総合健診のオプション検査ということの御答弁でございましたけれども、これまではバリウムによります胃のエックス線検査を行っていたということで、これは2次予防が中心でして、受診率は全国では2010年で9.6%と大変低くと。それからリピーターが毎年受診している状況で、未受診者の開拓が余りできておらず、40年以上、胃がん死亡者が5万人前後で推移している事実を見ますと、現在の健診が必ずしも成功しているとはとてもいえるものではありません。国もようやく1次予防中心の政策へとかじを切るということで、ピロリ菌の除菌が保険適用になったわけでございます。

そこでお尋ねしたいのは、本市における胃のエックス線検査の受診率と、それから胃がん死亡率の推移についてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（内藤皓嗣） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） 胃検診の受診率を平成21年度から23年度までの3年間で見ますと、平成21年度が18.9%、平成22年度が18.8%、平成23年度につきましては18.7%となっております。ほぼ変化はありません。

次に、死亡率ですが、死亡率ではなく死亡者数でお答えをさせていただきますが、平成21年度は11人、平成22年度が14人、平成23年度が17人となっております。よろしく申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 21年度、22年度、23年度、受診率はほぼ横ばいでして、余り変化がないということで、それから死亡に関しましても11人、そして14人、23年度が17人ということで、これはふえておりますので、やはり1次予防だけではなかなか効果が上がっていないということだと思います。

先ほどもお話ししましたけれども、受診率も低いですし、胃がん死亡率も横ばい、なかなか減少していないようですので、これはまさに2次予防では効果がないということではないかなと思っております。

ですから、より多くの方にこのピロリ菌の検査をしていただきまして、ピロリ菌の除菌をしていただく1次予防に取り組むことで、胃がんが撲滅できるのではないかなというふうに思っております。ぜひこれに関しましては前向きに取り組んでくださいますよう、強く要望をさせていただきます。

それから、教育ですけれども、学校給食アレルギー対応食の拡充につきましては、一向にアレルギーのお子さんが減少していかないという現状があります。こういった中では、やはり全ての学校での対応食が必要かなというふうに思っておりますので、これも学校の長寿命化計画の中でぜひ対応していただきますように、よろしくお願いいたします。

それから、学校図書館の司書につきましては、県へ要望してくださるということですが、県が本当に要望をかなえてくだされば、これは大変ありがたいことですが、なかなか難しいんじゃないかなというふうに思っております。お隣の安城市も単独で設置をされました。それから碧南市は平成17年12月に全小学校に1人の司書を配置されております。司書が配置されることによりまして図書館の雰囲気のがらりと変わり、子供たちも図書館へ行く回数がふえ、本の貸し出し数もふえて、読書への関心が高まっているわけでございます。碧南市では学校の先生方から、この司書の方が大変頼りにされておりまして、学習面でも司書の役割が大変大きいというお話を伺ってきました。今後、前向きに検討していただきますよう要望をさせていただきます。

それから、4つ目の防災・まちづくりですけれども、高齢者、要援護者の避難所整備につきましては、福祉部が今中心になって取り組んでくださっておりますので、大変心強く思っております。名簿の作成から今後誰が誰をどこへ避難させるのかという個別計画につきましては、市民の皆様と共同作業になると思いますけれども、大体いつごろまでに作成されるのか、今後の計画につきましてお尋ねをいたします。

○議長（内藤皓嗣） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（杉浦崇臣） 個別計画につきましては、地域の御協力をいただきながら、要援護

者お一人お一人の計画を作成していくため、大変な時間と労力が必要になってくると思っております。そのため、来年度以降、被災リスクの高い要援護者から順次作成をいたしまして、最終的には中期基本計画の計画期間の最終年度であります平成29年度末までに登録いただいた全ての要援護者に係る個別計画を作成してまいりたいと考えております。

○議長（内藤皓嗣） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 平成29年度末といいますと、あと4年かかるということで、それだけ大変な作業になるということの裏返しかなというふうに捉えさせていただきまして、大変だと思います、福祉部のほうであれもこれもということになりますけれども、心から信頼申し上げまして、今後着々と進めていただきますように、よろしく願いをいたします。

それから、防潮堤ですけれども、先ほど御答弁では伊勢湾台風ということで、その時期というふうな御答弁でしたけれども、今から50年以上も前のことですし、それから防潮堤そのものがもう老朽化しているのではないかというふうに心配しておりますけれども、このことにつきましてお尋ねをいたします。

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今、防潮堤の老朽化ということで御心配だという御質問をいただいておりますが、これは防潮堤につきましては、それぞれ愛知県が管理をされておまして、この防潮堤の点検というのを10年に1回のスパンでされておると、そういうふうに伺っております。直近で申し上げますと24年ですので、昨年です。これは県から全部一斉に圏域についての防潮堤を点検されておると。その結果を例えば喫緊に直さないかんものだとか、根本から改修しないかん箇所だとかということでランクづけをされておまして、我々も結果を高浜の市域はどうでしたということをお尋ねしましたが、今市内の中ではそういった緊急に対応しないかんところはありません。機能的なレベルでは十分大丈夫だという御報告をいただいております。

○議長（内藤皓嗣） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 大丈夫だということですので、信用させていただきたいと思います。決壊するようなことはないですね。

それから次に、医療ですけれども、ようやくジェネリック医薬品の利用促進をします通知サービスにつきまして、国保連合会に委託をして、本年度から実施するというような御答弁をいただきまして、心強く思っております。

通知する件数は何件見込んでいるのか、それから本年度と言われますけれども、一体いつから実施するのか、お伺いします。

○議長（内藤皓嗣） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（木村忠好） 高浜市国保におけますジェネリック医薬品使用差額通知につきましては、平成25年12月中の発送を予定しております。対象件数につきましては51件でございます。

この対象者の抽出に当たりましては、まず調剤薬局のレセプトが対象となり、院内処方薬剤につきましては、抽出対象から外れてしまうということでございまして、高浜市におきましては比較的件数が少ないという結果となりました。

また、通知の対象医薬品につきましても、先行して実施されました愛知県後期高齢者医療広域連合と同様といたしまして、生活習慣病など長期にわたっての処方が見込まれる薬剤について、ジェネリック医薬品に変更した場合に効果が見込まれるものというふうにいたしております。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） いや、もう少し期待していたんですけれども、51件ということでございます。呉市に視察に行かせていただいて伺ってきましたんですけれども、5万5,000人の国保加入者のうち3,000人の方に差額通知を出してございまして、初年度目指した削減効果が、市の医療費負担の約3,000万円減ということで、平成20年7月から平成24年6月までの年間薬剤費削減額は3億4,986万円という大きな成果を上げられております。

これは毎月連続通知するのか、ちょっとお伺いします。

○議長（内藤皓嗣） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（木村忠好） 今回12月に発送する予定をしておりますが、その実施状況を見込みまして、来年度も実施したいと考えておりますが、現状ですと年1回、もしくは2回、そういった予定をしております。

○議長（内藤皓嗣） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 年1回では、人の意識を変えるというのは難しい。口頭でなくて文書ですので、年1回ではとても難しい。効果が出せるかどうか、ちょっと疑問に思っておりますけれども、呉は毎月連続の通知をしております、切りかえ率が年々増加しております、通知開始2年後には70%の方が切りかえられたということでございます。これは本気でやれば大きな成果につながりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、レセプトデータを活用した重複・頻回受診者にチラシを同封してございまして、ということですが、これに関しましても、成果につながるような取り組みをお願ひしたいと思います。

ちょっと前後しますけれども、生涯現役のまちづくりについてですけれども、高浜市が今後超高齢社会を乗り越えていくための目玉となる大変重要な事業であると認識をさせていただいております。一生懸命に福祉部のほうで頑張っておりまして、取り組んでいただいております。本市がモデルにしております夢のみずうみ村では、100以上のメニューの中から自己選択、自己決定で1日の活動を御自分で決めて、1年間利用された方が何と10%機能回復したというデータが出ております。身体機能だけではなくて、人生を前向きに生きるやる気という意識も回復され

ております。私も浦安にも視察に行きましたけれども、男性のほうが多いくらいで、片麻痺の方も、たとえ車椅子生活になっても、自分はまだまだ人様のお役に立てるんだと自信を持ってみえ、毎日楽しく充実しておりますよと、もう本当にお一人お一人が輝いておりました。

高浜のまち全域をエリアとした取り組みが実現できれば全国初になります。高齢者が生涯現役なんだという意志を持って、いつまでも若々しくお元気に暮らしているまちほど魅力的なまちはないと思います。なかなか目に見えてこないなというふうにも思っているんですけども、私が足を運ばなきゃいけないかなというふうにも反省もしておりますけれども、これから市長のリーダーシップで、何としても実現できるように心からお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内藤皓嗣） 暫時休憩いたします。再開は11時5分。

午前10時55分休憩

午前11時3分再開

○議長（内藤皓嗣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、杉浦辰夫議員。一つ、高浜市指定有形民俗文化財について。以上、1問についての質問を許します。

7番、杉浦辰夫議員。

〔7番 杉浦辰夫 登壇〕

○7番（杉浦辰夫） 議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

さきに通告してあります一つ、高浜市指定有形民俗文化財について質問いたします。

高浜市の指定している有形民俗文化財には、春日神社、神明社の絵馬、個人所有の道祖神、南海山地蔵寺の絵馬と、高橋秋人氏所有のだるま窯があります。また、無形民俗文化財としては、神明社、八幡社の射放弓があります。今回、だるま窯について質問をさせていただきます。

民俗文化財とは、民俗資料のうち、特に資料性が高く、保存措置が必要であり、あるいは保存のための措置や施策が功を奏すると期待される資料を、国や地方公共団体が文化遺産保護制度の一環として指定した文化財であるとあります。

高浜市田戸町五丁目にあるだるま窯については、所有者である丸栄製瓦の高橋秋人氏の祖父である高橋市五郎氏が現在の刈谷市小垣江の窯築師であった神谷三吉氏とともに関東大震災の年、1923年（大正12年）に築造されたものである。20年ほど前まで、いぶし瓦の焼成に使っていた。

現存するだるま窯としては最も古く、他の地域では群馬県の藤岡市と甘楽町、兵庫県南あわじ市、愛媛県今治市などに残っている。だるま窯はれんがや瓦の廃材を積み上げ、壁土を塗ったつくりで、桃山時代から使われたという。雪国のかまくらのように見えるが、だるまが座禅を組む姿に似ているためにこう呼ばれる。昭和の初め、高浜市や碧南市、刈谷市などの西三河には、

700基を超えるだるま窯が黒煙を吐いていた。

現在、田戸町にあるだるま窯は、石炭とロストル、ロストルは燃焼部の床面の火格子の窯できちんと当時のだるま窯の原形を保った窯でありながら、さらに稼働可能である。このような窯は日本中に一つもない。また、水窯であり、時々のおぼりがここまで保たせたのだと推測できるのであります。そこで質問いたします。

このだるま窯は、平成10年に市指定有形民俗文化財に指定されましたが、そこに至る過程についてお聞きします。

なお、平成19年には、経済産業省から近代産業遺産の指定を受けています。同じ指定を受けている近隣都市には、トヨタ自動車本社、蒲郡プリンスホテル、半田市のビール工場跡である赤れんがの建物があります。

通常、だるま窯は、築かれてから二、三年で築き改めることが多いが、このだるま窯は屋根はなく、年に数回雨などで流れ落ち、損傷を受けた部分に土を塗り固める作業を行っています。

市の文化財保護条例の第9条に、市指定有形文化財の管理又は修理に要する経費は所有者の負担とする。ただし、多額の経費を要し、所有者がその負担に耐えないときは、その経費の一部に充てさせるため、市は所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができるとあります。

それで、このだるま窯に対して管理保存のための謝礼として、これまでに年間どれだけの支払をされているのかと、今後窯の保存をするにも、窯の経過年数を考えると、損傷が大きい場合に、また、これまでも時々手を入れていましたが、内部の修理等が必要になり、今まで以上の経費がかかるが、市として管理謝礼の増額があるのかをお聞きします。

次に、市道港線の拡幅整備に伴い、だるま窯の周りの建物を除去したことにより、現在だるま窯が露出した状態になり、西、南からの風が直接当たり、窯の損傷が早まる可能性が高いために、今後の保存方法を考えなければいけません。

また、だるま窯保存を考える中、三州瓦工業協同組合では、全国で数カ所しか残っていない古いだるま窯を使えるように修復し、実際に昔ながらの手法で瓦を焼いて技術を伝承しようと、平成22年9月に、三州だるま窯復元プロジェクトを立ち上げ、10月にはだるま窯修理（空だき）瓦づくり準備、港小学校の卒業記念品づくりを指導し、12月にだるま窯の火入れをし、その後、窯出しを行いました。その後は、毎年港小学校の卒業記念品を中心に、そのほかの作品を年に一度の窯たきをしています。ことしは12月7日から8日に火入れ、たきを予定しています。

今後、だるま窯を保存するに当たっては、窯の修復作業、窯だきの継承の後継者を育成することも必要である。

また、南部まち協は、だるま窯の維持保全活用に関して、他市の同様な資産を調査したり、イベントの日に食べ物などを振舞ったり、盛り上げを担っている。このように、だるま窯を保存するに当たっては、各団体が協力しているが、所有者個人では無理があり、今後保存会を立ち上げ

ようという動きがあるが、市としては、どのような協力ができるのか、お聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。

〔7番 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） こども未来部長。

〔こども未来部長 神谷坂敏 登壇〕

○こども未来部長（神谷坂敏） それでは、杉浦辰夫議員の高浜市指定有形民俗文化財についての（1）だるま窯についてにお答えをさせていただきます。

本市の田戸町五丁目に現存するだるま窯は、1923年（大正12年）に築造されたものでありますが、通常だるま窯は、築かれてから二、三年で築き改められることが多く、産業遺構として残されているもので、これほど長い年月を経過しても、なお、原形に近い形で保存されているものは、全国的にも非常に珍しいといわれております。

そのことを裏づけるものといしまして、平成8年10月から11月にかけて、大阪府吹田市教育委員会による本市のだるま窯の現地調査が行われましたが、その報告書の中で、調査した時点では、産業遺構として73年前（本年からは90年前）の遺構となるが、現在も操業している窯の中で、国内で最も古い遺構は、群馬県藤岡市で操業されている22年前に構築されただるま窯と認識をしていたので、驚異的に古い産業遺構であることは、すぐに理解することができた。まだ十分に全国の実態が把握されていないとはいえども、我が国では最古級に属するだるま窯である可能性が指摘できるのであると報告されております。

その後、吹田市教育委員会では、同市の市立博物館において、平成9年度のだるま窯の特別展を開催し、その展覧会の中で、本市のだるま窯の模型を作製し、展示、紹介していただいたことから、本市のだるま窯に脚光が当てられ、学識者や報道機関などが見学、取材に来られました。

こうした流れを受けまして、平成9年度の本市文化財保護委員会において、本市文化財保護条例に基づく市文化財の指定に関する審議が行われる運びとなり、同委員会からは、古いばかりではなく、近年まで約70年間にわたって使われてきた点は、高浜ばかりではなく、我が国の近代製瓦産業史の上からも貴重である。大正時代の窯ではあるが、明治末期の石炭窯への改良直後の姿を伝えている可能性が高く、明治時代のだるま窯の素型を理解する上でも貴重な窯であるとの答申をいただきました。その後、市教育委員会が市長と協議の上、平成10年2月20日付で市指定有形民俗文化財として指定をいたしました。

先ほども触れましたが、通常だるま窯は、築かれてから二、三年で築き改められることが多く、原状のまま保存することがいかに困難であるかを物語っているといえます。ただ、本市のだるま窯は、窯を築く専門の職人がつくられたものであり、他の地域の窯に比べて耐久性にすぐれていると言われております。とはいいまして、風雨にさらされてしまうため、放っておけば少しずつ崩れていってしまいます。日常的な操業をやめ、窯に火を入れることがほとんどなくなった現

在においては、さらに崩れる速度も増していってしまいます。

現在、だるま窯の所有者に対して、年間5万円を市指定有形民俗文化財保存管理謝礼としてお支払いをいたしておりますが、これは、文字どおり、市指定有形民俗文化財であるだるま窯を保存、維持管理いただくことに対する謝礼であります。所有者の方のお話では、窯を保存、維持管理することは非常に手間がかかり、年に数回、雨などで崩れ落ち、崩落した部分を中心に修復する作業が必要になるとのことでありました。さらに、台風などによる風雨が強いときは、かなりの損傷を受け、そのたびごとに土を塗り固める修復作業を行っているとのことでもあります。実際のところ、修復を行うための土を購入するだけで、管理謝礼としてお支払いしている5万円は消費されてしまい、台風の接近、上陸などが多い年などは、所有者自身の負担により修復していただいているのが実情のようであります。

また、市道港線の拡幅整備に伴い、だるま窯の周りの建物を除去したことによる今後の保存についてであります。市道港線の拡幅整備のこのだるま窯付近の見通しの悪い区間については、国の社会資本整備総合交付金をいただきまして、平成23年度より建物等物件調査や道路用地の土地取得及び物件補償を進めておるところであります。

現在、この区間は建物等の移転が進み、道路の見通しが改善されており、平成26年に着手し、両側歩道の道路幅員12mの道路を整備する予定となっております。

以上のような状況を踏まえまして、個人の所有物といえども、市指定有形民俗文化財でもあるだるま窯を、長きにわたり保存、維持管理いただいている御労苦を少しでも軽減させる必要があると考えます。あわせて、だるま窯を囲むように建っていた建物等が除去されたことにより、西からの風が直接当たる状況となり、これまで以上に崩落する速度が速まる可能性が高くなることから、これまでの管理謝礼の金額を増額する金銭的な支援を行うことを検討してまいりたいと考えております。所有者の方におかれては、引き続き小まめな修復、保存に努めていただきたいと思います。

毎年、三州瓦工業協同組合が主催となり、だるま窯取り組み事業として、港小学校の卒業記念作品の製作及びだるま窯に火を入れることによる地域の人々の交流、そして瓦文化のPRを目的に、だるま窯の保存に向けた活動を実施していただいております。地域においても、だるま窯を文化財として再認識するとともに、地域のシンボリックな存在として位置づけ、地域が中心となってだるま窯を守っていこうとする動きが芽吹いてきたものと思っております。

ただ、こうしただるま窯を保存させる上で、いろいろな課題があるという話もお聞きをいたしております。例えば、だるま窯付近は新しい住宅が建ち並ぶようになり、だるま窯に火入れした際に発生する煙について、理解を得るのが難しくなっているとのことのお話もございます。

さらに、だるま窯を保存していく上で、窯の修復作業が必要不可欠であります。こうした窯を修復できる人材が非常に限られているということでもありますので、窯を保存、維持管理するこ

とができる後継者を育成していくことも大きな課題であると考えております。

こうした課題を克服するために、南部地域の住民の皆さんが中心となって、長野県小布施町や豊田市に調査に赴き、次回は淡路瓦の調査も行いながら、保存会を立ち上げようとする機運が出てきているということをお聞きをいたしております。

まだ、調査段階の状況でありますので、市としては、こうした保存に向けた地域の動きを注視しながら、人的支援も含めて、協力できるところは協力する方向で検討してまいりたいと考えていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔こども未来部長 神谷坂敏 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） 再質問させていただきます。ありがとうございました。

このだるま窯は、「たかはま物語」でも一部、撮影は長い時間かけて撮影されてみえましたが、上映は一部ではありますが、中に印象に残るような状態では放映されていません。だるま窯が、市指定有形民俗文化財に指定されているかを、今後は市民に周知する方法について何かあればお聞きしたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（内藤克己） ただいま議員がおっしゃられましたように、だるま窯の市民映画「たかはま物語」の際に、だるま窯の撮影につきましては、非常に長い時間をかけて行われましたが、実際に上映された部分は少なかったのかもしれませんが、ただ、だるま窯について非常にコンパクトに要点をまとめた解説と、そして迫力のある映像で「たかはま物語」をごらんになった方には強く印象に残ったものというふうと考えております。

また、今後の周知についてでございますが、郷土資料館のほうにおきましては、来年度以降、郷土資料についてのデータベース化に取り組み、貴重な資料として情報発信を行っていくことを視野に入れた取り組みを始めます。さらに、市と図書館の共同で実施しておりますふるさと講座におきまして、貴重な文化財を紹介する講座の実施につきましても検討し、周知を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） ありがとうございました。

もう一つ、田戸町内には、だるま窯の周辺に、塩焼き瓦の煙突とか、現在製作中の、ちょっとペースはおくれていますけれども、洲崎公園内のかわらパークなど、残しておきたい観光スポットがあるわけですが、鬼みちのような散策路に結びつけたいと思うが、市の考えがあるか、お聞きしたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） ただいま散策路という形で御提案をいただきました。その御質問

の中で、鬼のみちというのが出てまいりましたが、少し当時鬼のみちをつくったときのことを振り返りますと、鬼のみちのルートを決めたり、それからあそこの道を歩くための散策マップを作成したり、それからまたそこで当時は歩こう会というのが何度も開催しました。その中心になって活動していただいたのは、女性の主婦を中心としたグループができて、そういった形のソフト事業を主にやっていただいた中で、市が後押しをされるように道路整備という形でウォーキングトレイル事業と申しまして、歩く道づくりということで、快適に歩きましょうということで、国交省、当時建設省のお金をいただいてやった覚えがございます。

そのときを同じくして、ウォーキングトレイルのその事業を進めるに当たりまして、鬼師さんたち、鬼のみちでありますので、鬼師さんたちも強靱な後押しと働きかけがございまして、最終的には今鬼みちの案内人の会という任意の団体が独立していますけれども、そういった団体もその当時に誕生して、現在もなおその活動を続けてみえるということでございます。

市の考え方ということでございますが、今この現段階で私どもがそれに対してどうだという考えは実際のところ持ち合わせておりません。しかしながら、今申されましたように、だるま窯とその周辺の資産、資源を活用いたしまして、その方針というのが地域の中で生まれて、そして地域の活動が一体となってそういったものを後押しするというような形になれば、そういった地域の道路整備というのも見えてくるのではないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（内藤皓嗣）　こども未来部長。

○こども未来部長（神谷坂敏）　それでは、私のほうから再質問を含めました全体的な考え方についてお答えをさせていただきます。

今回のだるま窯の保存の考え方につきましては、本市の第2次生涯学習基本構想の基本目標の3、「まなび」の根っこをしっかりと大地へ下ろし、芽を大樹のように育てていこうの個別目標の中の1、まちへの愛着と誇りを高めていこうの中に、おおむね記載をされておりますので、また一度ごらんをいただきたいというふうに存じますが、その中のそれぞれの役割という部分を勘案をいたしますと、まず地域活動と関係機関、団体のほうでは、機会に限られる窯だきの中で、後継者を発掘し、育成するということを中心にお願ひをしていくことになるんだろうと思います。

また、関心が高まるような普及啓発活動を進めるために、だるま窯の歴史や、現在調査研究をされております内容も情報発信をするということが必要であろうということも考えます。議員がおっしゃられました残しておきたい観光スポットというの、その中に含まれるものというふうに思います。

そこで、私ども行政の役割は、文化財の保護、人的、財政的な支援、学習機会の提供といたしておりますので、例えば調査研究に文化財保護委員を含めて一緒に携わって、その成果をまちの学校としてふるさと講座を何回か開催をして、また、市内外へその情報を発信するというような

活動が考えられます。

まずは、多くの市民の皆様が地域資源に心を寄せて、そのことにかかわるということが必要だというふうに考えます。その先に議員御提言の散策路という考え方に結びついていくんだらうと考えますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） 7番、杉浦辰夫議員。

○7番（杉浦辰夫） ありがとうございます。

最後に、田戸町内にあるこのだるま窯は、現存する窯としては最も古く、稼働可能であることをいま一度御理解いただき、今後いろいろな課題がありますが、保存に向けて市としても協力していただくようお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（内藤皓嗣） 次に、1番、長谷川広昌議員。一つ、予算編成改革について。以上、1問についての質問を許します。

1番、長谷川広昌議員。

〔1番 長谷川広昌 登壇〕

○1番（長谷川広昌） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました予算編成改革について一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

現在、高浜市の財政状況は硬直状態にあり、非常に厳しいと考えております。現に、税収は頭打ち、経常収支比率においては90%以上ということでございます。本市のみならず、他の地方自治体も厳しい財政運営を強いられていることは周知のことでございます。少子高齢化の進展に伴う財政需要の増加と今後の財政見込み、さらに長引く景気低迷等の中で、地方自治体は将来の財政負担にも考慮しながら、財源を必要なところに効率よく配分し、市民の満足いく行政サービスを提供することが求められております。もう景気の波を期待した他力本願の財政運営はできない状況が続いております。

本市におきましては、厳しい財政状況にあっても、市民の満足いく行政サービスをいかに提供するかと、これまで市長以下職員の皆様が頭を悩ませてきたと思います。予算編成は、自治体の最大意思決定でございます。よりよい予算編成をしていただきたいという思いを込めまして、新しい予算編成手法について質問及び提案をさせていただきたいと思っております。

そこでまず、予算の目的なんですが、そもそも予算とはいかなる目的を持っているとお考えでしょうか。私は、次の3点であると考えております。

第1に、歳入歳出の総額をコントロールすること、つまり、総額について財政規律が働くということでございます。

第2に、政策目的に沿って、財源を優先順位の高い分野にシフトさせることでございます。

第3に、財やサービスを効率的に生産することであると思っております。いかがでしょうか、よろしくお願いいたします。

〔1番 長谷川広昌 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） まず、予算の目的ということでございますが、予算は単なる計画ではなく、健全で持続可能な財政運営を行っていく上で、大変重要な役割を担うものであり、また、その内容は、行政サービスの質と量、方向性に多大な影響を及ぼすものと考えております。

そこで、予算の目的ということでございますが、予算の目的には、総額のコントロール、財源の効率的配分、公共サービスの効率的供給、この3つがあるものと認識をしております。

1つ目の総額のコントロールは、ただいま長谷川議員がおっしゃられましたように、健全で持続可能な財政運営を行っていくために、歳入歳出の総額をコントロールすること。

2つ目の財源の効率的配分につきましては、政策目的に沿って、優先順位の高い事業へ財源を配分することであり、限られた財源を有効に活用するため、常に事業の見直しを行い、財源の適切な配分を実現すること。

3つ目の公共サービスの効率的供給は、アウトソーシングなどの市場原理の導入など、最少の経費で最大の効果を上げることでありと考えております。

○議長（内藤皓嗣） 1番、長谷川広昌議員。

○1番（長谷川広昌） ありがとうございます。

まず、お互いに基本である予算の目的につきましては、ずれていないと理解をいたしました。

しかし、現行の予算編成においては、必ずしもこの目的が達成されているとは言いがたいため、私は予算編成改革が必要であると考えております。この目的が達成されないのは、3つの問題点があると私は考えております。

まず第1は、税収の減少する中で、税収の増分がなくなれば、結果、前年度予算の踏襲になりかねず、行政課題の解決のために施策を選択するという視点がなくなるという点、また、仮に税収の増があっても、予算の分捕り合戦であれば、さまざまな利害関係者がかかわってきて、予算配分の根拠が利害関係者の影響力の強弱で決まってしまう。そして、決まらない場合には、貯金（財政調整基金）を取り崩すか、借金（地方債）を限度額いっぱい借りたりするなど、財政規律の堅持とは真逆の手法をとる点にあると考えております。

次に第2点目でございますが、義務的経費の増大でございます。このことによって、第1点目に申し上げた問題点に行き着くことになると考えております。

そして第3に、単年度予算ということでございます。中期的な視点で計画的な財政運営を行おうとすると、単年度予算では限界があらわれます。例えば、初年度の支出額が少なく、2年度目以降に支出額が増大する可能性のある事業では、複数年度にわたる財政負担を検討した上で、初年度に予算をつけるべきかどうかを論ずる必要があるのに、単年度予算では、初年度の予算額の議論に終始してしまう可能性があり、加えて、一度開始された事業をとめることは、始めること

に比べはるかに難しく、結果、後年度の巨大な事業費を予算化せざるを得ないこともございます。さらに、単年度予算のもとでは、年度末に予算が余っていると過剰と見られて、翌年度の予算が削られてしまうため、結果、年度末に駆け込み執行となりがちでもあり、効率的な予算執行を行うためのインセンティブに欠けるという予算執行上の問題もあると考えております。

なお、これらの単年度予算にかかわる問題点はあるものの、予算の単年度主義は、地方自治法上規定されていることは理解しております。

そこで、本市におけるこれまでの予算編成の考え方や手法について伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） それでは、予算編成の考え方についてまずお答えをしたいと思います。

これまでもずっとそうなんですけれども、地方財政法の第4条で規定されております財政運営効率化の原則、それから長期財政安定の原則を大前提とした上で、社会経済情勢、国の動向などを踏まえて、毎年どのような予算編成を行っていくのかを予算編成方針におきまして、その考え方を示してきたところでございます。

次に、予算編成の手法でございます。その手法といたしましては、行政目的の効果的な達成の観点から、事業の目的に従って管理する事業別予算、全ての計画を会計年度ごとに新規事業と見なして、ゼロから査定をするゼロベース予算、予算全体としての規模を一定の基準におさめるシーリング予算、全ての予算項目を例外なく時限措置として必要性が認められた支出だけを継続するといったサンセット方式、そして財政担当部局が事業実施部局に一定の財源を配分し、各部局がその財源の枠内でみずからの裁量により作成するといった枠配分方式など、そのときの財政状況などに応じて最適な手法を選択してきたところでございます。

ちなみに、平成21年度には、リーマンショックの影響を受けまして、平成22、23年度の市の財政状況がかつてない厳しい局面を迎えるということを背景に、緊急財政方針を発しまして、予算編成に挑んだ時期があったということは、議員も御記憶にあらうかと思えます。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 1番、長谷川広昌議員。

○1番（長谷川広昌） ありがとうございます。

緊急財政方針、これは私の職員時代に作成したものでございまして、答弁に入れていただき、まことにありがとうございます。そして、ゼロベース予算、シーリング方式、枠配分方式などの手法を活用しながら優先順位の低い事業をスクラップしたり、効率的執行による不用額を見つけ削減したりなど、いろいろな努力をされてきたと思えます。しかし、そうしているうちに事務事業の見直しが困難になって、新たな予算をつけることが難しくなってくる。つまり予算が硬直化してしまうということでございます。

そのために、また予算編成手法を見直すことになり、見直した当初は今まで実施してきた事務事業を別の視点から評価をし、事務事業の意義から効果までを考え直す機会となり、成果を上げるようになります。しかし、時間経過とともに、それにもなれてしまい、定型的な作業になってしまう。つまり、何度見直しても、いずれはマンネリ化してくることが考えられますが、いかがでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） 今、議員のほうからマンネリ化といった点のお話がありました。議員御指摘のとおりだというふうに考えております。

市のほうとしましては、こういったマンネリ化を防ぐために、これまでの予算編成からもわかりだとは思いますが、試行錯誤を繰り返してきておりまして、過去5年間では2回、枠配分を超えた要求の常態化、部局間の横断的な調整が難しかったというようなことなどを理由に、枠配分方式を個別査定方式に変更をしたといった経緯がございます。

予算編成の仕組みに限らず、あらゆる仕組みについて言えることだとは思いますが、同じ仕組みを継続すれば、マンネリ化は避けられないのではないかというふうに思っております。

○議長（内藤皓嗣） 1番、長谷川広昌議員。

○1番（長谷川広昌） ありがとうございます。

近年多く採用してきた枠配分方式につきましては、部局全体で最も高いパフォーマンスの達成を目指すという当初の理念が関係者を含め、薄れてくるとともに、配分した枠内は査定側が手につけないという暗黙の了解ができ、当初もくろんだ枠配分の意味が失われてきてしまった。つまり、現場に権限と責任を与えたはずが、事業見直しにはあつれきがつきものなので、そのようなおそれがあるものには、初めから手をつけずに枠内予算を配分してしまう。また、義務的業務の場合、枠予算が足りないと、当然のように枠外で要求をしたり、逆に枠予算が足りないのでできないと、財政部局に要求すらせずに関係者に弁解するような、ある意味で枠を盾に、自分たちの都合のよい方向に動くようになってしまい、予算編成の硬直化を招いてきたのだと思います。

そこで、予算編成手法を変えることにより、既存の事務事業を別の面から光を当てて見直すことが必要になり、つまり、いつまでも改革効果が持続する万能な予算編成手法はないのだろうと考えております。

とはいえ、予算編成手法の見直しには多大なコスト（職員の予算作業の時間など）がかかるために、大きな見直しを頻繁に行うことは避けたほうがよいと考え、予算編成手法についての抜本の見直しは、ある程度の期間を置いて行い、各年度ごとには細かな点での見直しを実施していくことが、私は有効であると考えております。

そこで今回、個別査定方式に切りかえたということですが、その狙いはどこにあるのでしょうか。そして、抜本的な見直しは今後考えているのでしょうか、よろしくお願いいたします。

す。

○議長（内藤皓嗣） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） ただいま議員のおっしゃいました中に、いつまでも改革効果が継続する万能な予算編成はないという御意見は、まさにそのとおりで、全国の自治体の抱える大きな悩みの一つとなっているというふうに捉えております。

そこで、枠配分方式を個別査定方式に切りかえた理由でございますが、御案内のとおり平成26年度は、市長就任2期目を迎え、中期基本計画がスタートする節目の年となります。したがって、市長が何を考え、何を実現しようとしているのか、その思いがどのように予算に反映されているのかを市民の皆さんにお示しをする、極めて重要な年度になると判断をいたしましたところであります。

そこで、昨年度取り入れました手法は一旦凍結をし、将来を見据えた計画的かつ効率的な財政運営の実現に向けて個別査定方式に変更し、全ての事務事業を総点検を行うという位置づけを行ったところであります。

次に、抜本的な見直しということでございますが、これまで行ってきました過去の予算編成結果から見ましても、硬直化した状態を打破する即効性ある特効薬、こういったものはないというのが実態であります。予算編成手法につきましては、これがベストといったものはなく、今後も引き続いて取り組んでいく課題だと思っておりますので、御理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 1番、長谷川広昌議員。

○1番（長谷川広昌） ありがとうございます。

それでは、今答弁にありましたように、抜本的な見直しについては、現段階では特効薬はなく、今後の取り組むべき課題だということでございますので、私からさきに上げた3つの問題点への対策とあわせ、予算編成改革の具体的手法を提案をしたいと思います。

1点目は、行政評価と決算、複式簿記・発生主義による新たな公会計制度を導入し、財務諸表等を活用した予算編成。次に2点目は、単年度予算編成からの中期財政計画と予算と厳格に連動をする複数年度予算編成。そして3点目は、トップマネジメントの強化でございます。

まず、1点目の行政評価と決算、複式簿記・発生主義による新たな公会計制度を導入し、財務諸表等を活用した予算編成については、限られた行政資源、人、物、金などをうまく組み合わせ、より効果的、効率的に行政経営を進めていくために、私は現行の行政評価システムを刷新し、予算編成への活用を前提とした新たな行政評価システムの導入をすべきであると考えます。これは重要施策へ重点的に予算配分を行い、資源配分を効率化するとともに、予算編成を事前統制型から成果重視の事後統制型へと転換する方向で改革することにより、経営の戦略性と合理性を、向上させていこうとするものでございます。

さらに、愛知県におきまして、平成25年度から試行的に導入されており、平成26年度から本格運用を予定している複式簿記・発生主義による新たな公会計制度を導入することで、財務諸表から得られる事業ごとのストック情報、フルコスト情報を行政評価や予算編成に活用、そしてPDC Aサイクルを機能させる仕組みを確立することで、行財政の効率化や持続可能な財政運営の実現を目指すものでございます。これらを導入することで、あわせて行財政の信頼性、透明性を高め、住民や議会に対する説明責任の充実も図ることができると考えております。

先進地である東京都や大阪府においては既に導入、もしくは導入を予定している市区もあると聞いております。この手法は高浜市においても大変有効だと考えますので、ぜひ愛知県で1番に市として導入していただきたいと考えます。

次に、2点目の単年度予算編成から複数年予算編成については、要するに単年度予算制度のもとで中期的な財政運営を審議するメリットをいかに発揮できるようにしていくかということが課題でございます。

以上、1点目、2点目の提案につきましては、次年度の平成27年度予算編成への提案、課題とさせていただきます、別の機会に時間をかけ、じっくりと議論させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そして、最後の3点目のトップマネジメントの強化につきましては、平成26年度予算編成からすぐにも実行していただきたいと考えますので、平成26年度当初予算編成方針に基づいて質問をさせていただきます。

平成25年10月15日に高浜市長より、平成26年度予算編成方針が示されました。そして、予算編成の考え方が3つ掲げられており、その中の①で事務事業の総点検、③で重点施策への財源配分がでございます。事務事業の総点検では、徹底した無駄の排除、既存事業の見直し、再構築などにより、市民ニーズの変化に対応した予算を計上するとでございます。また、重点施策への財源配分では、緊急度、優先度が高い施策や市民にとって真に必要な施策に重点を置いた配分を行うとでございます。

そこで質問なのですが、予算編成方針の時点である程度は無駄を排除するところ、既存事業を見直し、再構築する箇所、重点施策の規模等は判断をし、対策を立てているのだらうと考えますが、これらのことに当たって、トップマネジメントがどう働きどう判断したのか、教えてください。よろしくお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） トップマネジメントのお話をいただきました。昨年度取り入れました新たな予算編成手法におきましては、トップマネジメントを生かすそういった観点から、実際に予算編成に入る前に各部局が作成をいたしております次年度の予算編成方針、これをもとに市長の方針を確認するとともに、課題や重点事業などについて2役、市長と副市長と担当部局が協議す

る、そういった場を設けたということでございます。

また、副市長を筆頭に教育長及び7名の各部局長により構成をいたします予算編成会議、いわゆる市の経営戦略について議論する会議というものも設置をいたしてございまして、部局間を越えた市全体のマネジメント、具体的には重点施策への財源配分に基づく政策、施策的予算の優先順位づけに関することや、市税収入の当初予算計上に関するることなどにつきまして調整協議を行っているというところであります。

今年度1回目の会議におきましては、各部局から提出をされております次年度の予算編成方針や事業費見込み、それから第6次総合計画の中期基本計画期間における財政見通し、こういった情報をメンバー全員が共有をいたしまして、今後の財政見通しを踏まえた平成26年度当初予算計上を確認し合ったところでございます。

なお、予算編成会議につきましては、ことしで2年目ということとなります。運営に当たっては、まだまだ課題が多い、そういった状況ではございますが、各部局を越えた情報共有による総合的、横断的な調整など、市全体のマネジメントは少なからず行われているものというふうに考えております。

また無駄の排除、既存事業の見直しといった点でございしますが、これにつきましては、個別査定の中でしっかりと総点検を行っていくということといたしたところでございます。

○議長（内藤皓嗣） 1番、長谷川広昌議員。

○1番（長谷川広昌） ありがとうございます。わかりました。

今答弁にありました予算編成会議において各部局を越えた情報共有による総合的、横断的な調整など、市全体のマネジメントは少なからずとも行われているとありましたが、確かにそのような調整事項につきましては問題なく進んでいくとは思いますが、また、個別査定においても、ある程度の無駄の削減はできるのだろうと考えております。

しかし、私が提案するのはトップマネジメントでありまして、さらに市長に一步も二歩も踏み込んでいただきたいのでございます。私の財政担当での経験上、各部長がみずから進んで予算を削減すること、あるいは他の部局の予算について積極的に進言するといったことは、部長同士が同席する会議ではかなりまれなことだと思っております。

そこで、予算編成会議の場において、予算の削減や事業廃止などの決定がされたことがあれば、教えていただきたい、また、個別査定でどこまで踏み込んでいるのかもあわせて教えていただきたいと思っております。

そして、もう一点ですが、予算編成会議の筆頭を市長ではなく副市長としているのはなぜでしょうか、よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） まず、予算編成会議の場において予算の削減や事業の廃止などを決定し

たものがあるのかということですが、現段階では26年度当初予算編成の段階ということですので、昨年度を例にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

昨年度の予算編成会議では、工事請負費、修繕料といった投資的経費、それから新たに計上する賃金や委託料、こういったものにつきまして、必要性、それから効率性、有効性といった観点から、市全体としての優先順位づけを行ったところでございます。その結果、優先順位が低かった公共施設の修繕費や小型遊具設置といった工事請負費などの削減にはつながりましたが、事業の廃止となりますと、そこまでは至ってはいないというのが実情としてございます。

次に、個別査定でどこまで踏み込んでいるのかということですが、今回の予算査定では、事務事業の総点検を掲げておりますので、一つ一つの事業について、事業の目的、効果、今後の展開、経費の妥当性、行政評価委員会からの評価結果の反映など、細部にわたって踏み込んだ査定を行っている、そういった状況でございます。

最後に、予算編成会議の筆頭を副市長とした理由ということですが、副市長の職務につきましても、議員御承知のとおり、地方自治法において単に市長を内部的に補佐することにとどまらず、より積極的に市長の命を受け、重要な政策及び企画を担当するとございます。市の経営戦略について議論をするこの重要な会議において強いリーダーシップを発揮していただく、そういった観点から副市長といたしております。

○議長（内藤皓嗣） 1番、長谷川広昌議員。

○1番（長谷川広昌） ありがとうございます。わかりました。

今答弁にもありましたように、現行での予算編成会議のやり方では、やはり抜本的な事業の見直しや事業の廃止を行うということは難しいと理解をしております。副市長を筆頭とする、教育長及び7名の各部局長により構成する予算編成会議では、各部局を越えた総合的、横断的な情報共有を図るなどの協議調整や意見調整の場ということでしたら機能はするとは思いますが、また、個別査定だけでは限界があると考えております。だからこそ、無駄の排除や既存事業の見直し、再構築を抜本的に進めることは、まさに市長からのトップダウンで判断、決断をしていかなければできないのだろうと私は経験をもってつくづく感じております。

したがって、こうした無駄の排除や既存事業の見直しや再構築を進める抜本的な行財政改革を、来年度以降は、今の時期からではなく7月くらいから市長と各部長、そして財務部局の3者において行い、その一方で総合計画と毎年度の予算編成を連動させる議論、いわゆる政策議論も同時に行っていき、最終調整機関として予算編成会議を活用することで、さらなるトップマネジメントの強化を図り、よりよい予算編成につながるとは思いますがいかがでしょうか、よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 総合計画と予算編成の連動につきましては、計画的かつ効果的な財政

運営の実現に向けて、現在中期財政計画を中期基本計画の計画期間にあわせ、さらに、当初予算編成とも連動させたものとなるよう、その取り組みを始めております。今後の予算編成会議で協議をして、見える化を図ってまいりたいと考えております。

また、この取り組みは、さきに議員から御提案がありました2点目の単年度予算編成から中期財政計画と予算と厳格に連動する複数年度予算編成、この提案の趣旨に少しでもつながっていくのかなというふうに考えております。

なお、既存事業の見直しや再構築を進める時期につきましては、見直しの結果、市民サービスに大きく影響を及ぼすようなものも出てまいりますことから、より早い時期に着手するという事は当然のことでございます。時期を早めることに関しましては、次なる取り組みとして対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 1番、長谷川広昌議員。

○1番（長谷川広昌） わかりました。ありがとうございます。

それでは、私の提案どおり来年度よりトップマネジメントの強化を図るため、着手時期を7月くらいに早めていただけるということで理解をしておきます。

なお、私は予算編成会議をさらに進化させていくのであれば、筆頭には市長を据えていただくことを要望しておきたいと思っております。

また、単年度予算編成から中期財政計画と予算と厳格に連動をする複数年度予算編成及び行政評価と決算、複式簿記・発生主義による新たな公会計制度を導入し、財務諸表等を活用した予算編成につきましては、今後、深い議論をしてまいりましょう。

そして、今この平成26年度の予算編成で必要としていることは、先ほども申しましたが、市長のトップマネジメントだということです。先ほどの答弁のままでは、平成26年度の当初予算編成については、残念ながら高浜市の財政の硬直化は打開できないのかなと私は思います。

今度はすばり質問をしたいと思っております。市長選挙は終わり、市長は現在2期目でございます。現状を変えることは痛みを伴うこともございます。しかし、未来の高浜のためには必要なことがございます。ぜひ今こそ、市長のトップダウンで、既存事業の廃止、見直しなどを判断、そして各部局に指示し、メリ張りのある予算編成を期待しますが、いかがでしょうか、市長、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 着手時期を早めるということにつきましては、先ほどの答弁で、次なる取り組みの中で考えていくということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、市長のトップダウンでメリ張りのある予算編成ということでございますが、結論から申し上げますならば、議員の思いを否定するものではありませんが、その実現は大変難しいものと捉

えております。

本市における財政の硬直化、これは最初の議員の質問にもありましたが、経常収支比率が90%ということを考えました場合、裏を返せば、数々の国や県の施策に応じてこれまで私どもが対応してまいりました。また、これまでのさまざまな予算編成手法により取り組みを行ってまいりました。その結果、今後必要とされた事務事業が経費として残っておるということでございますので、まずもってこのことは御理解をいただきたいと思います。それだけ大変厳しい、難しいものだというところでございます。とはいえ、この実情を何とかしなければなりません。この思いは議員と同様でございます。

今後は、単なる既存事業の廃止や見直しという視点にとどまることなく、むしろ事業の再編、再構築といった視点に重点を置いて、総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けて予算編成に努めてまいります。

いずれにいたしましても、財政の硬直化という難題に対しましては、引き続き市長を筆頭に私ども職員一丸となって闘ってまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 1番、長谷川広昌議員。

○1番（長谷川広昌） ありがとうございます。

今の答弁の中で、少し残念なところはございましたが、言われることは理解をしているつもりでございます。しかし、私が財政を担当していた最後の年の平成21年度の経常収支比率は83.4%であり、最新の今、平成24年度の経常収支比率は90.7%でございます。数字だけでは語れないこともあるかと思いますが、この3年で7ポイントも上昇し、高浜市の財政の硬直化は現実にあるわけでございます。だから、今こそ市民は市長がリーダーシップを発揮し、それを打開することで、市民生活がより豊かになることを望んでいると私は思います。これから中期財政計画を策定すると思いますが、その中で例えば3年後の経常収支比率の目標値を85%にするなど、しっかりと目標を定め、経常収支比率を確実に90%から85%に抑えることで、その分自由に使えるようになった5%の予算額を、市民の皆様の生活がより豊かになるような施策への還元や、公共施設の老朽化のための貯金などの計画に盛り込んでいただきたいと思っております。

最後に、私が予算編成で最も大切だと感じていることは、予算のメリハリだということでございます。選択と集中を言葉だけではなく、真に実践することにあると思っております。だからこそ、先ほど申し上げた第1の行政評価と決算、複式簿記・発生主義による新たな公会計制度を導入し、財務諸表等を活用した予算編成、第2に、単年度予算編成から中期財政計画等予算と厳格に連動をする複数年度予算編成、そして第3のトップマネジメントの強化、これら3つの予算編成の手法を今後取り入れ、真に必要なところには予算を厚く、そうでないところには予算を思い切って削減するといったことを、市民の皆様の目に見える形で行っていかねばいけないと思いま

す。

私は、予算編成というものは最終的解決というものはないのであって、暫定的解決を無限に続けていくのが予算編成であると考えております。財政状況が厳しいときだからこそ、職員の力も試されます。やりがいもあると思います。市長のお言葉にあるように、職員一人一人が危機感を持ち、知恵を絞り、汗を流して予算編成をしていただくことを期待いたしまして、質問を終えたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（内藤皓嗣） 暫時休憩をいたします。再開は13時30分。

午後0時16分休憩

午後1時29分再開

○議長（内藤皓嗣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、内藤とし子議員。一つ、2014年度の予算編成にあたり、市民要望の具体化を求める。以上、1問についての質問を許します。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、通告に従って2014年度の予算編成に当たって、市民要望の具体化を求めるについて、日本共産党と働く市民を代表して質問させていただきます。

民主党からかわった安倍内閣は、アベノミクスなどと言って景気がよくなると思った方も、また少しでも住みよくなるようにと思った方たちも、時事通信の10月の世論調査では、景気回復が実感できないという方が76%と、半年前の68%から大きくふえています。

さらに、日本経済の動き自身がアベノミクスの評価を下しています。7月から9月の経済指標も出ましたが、GDP（国内総生産）の数字は年率換算で1.9%まで落ちました。その前1月から3月は4.3%、4月から6月は3.8%です。それが1.9%に一気に減速しました。中身はかろうじて全体のGDPがプラスになっていますが、増税前の住宅の駆け込み需要と公共投資のばらまきの効果で、一時的なカンフル剤が効いているだけです。一番の問題は、働く人の賃金が16カ月連続マイナスになっていることです。安倍内閣は今高い支持率を保持していますが、期待も込めてそういう数字が出るのでしょうか、安倍内閣がこれから行おうとしていることの一つ一つを考えると、秘密保護法、消費税増税、原発推進、TPP（環太平洋連携協定）、どれを考えても国民の多数の声に反することばかりです。安倍内閣は今、調子がいいぞと思っているかもしれませんが、その基盤は非常にもろいと思います。

そこで景気対策としては、消費税増税に頼らない財政政策とは3つの合わせわざでやっていく必要があると考えていますが、1つは、政府が経済界に対して正面から内部留保の活用で賃上げ

をと迫ること。2つには、雇用のルールを強化して賃上げを図ること。3つには、最低賃金を引き上げるなど、政府が直接に賃上げ政策を実行することの合わせわざで、大企業の中にたまっている270兆円の内部留保を動かして社会に回るようにすることです。そのことによって、内需主導で経済の持続的な成長への好循環をつくっていくことだと考えます。

さて、日本共産党市議団は、市民の暮らしを守る立場から、高浜市の来年度予算の編成に当たって、弱者切り捨ての風潮で市民の暮らしが一段と厳しくなっている情勢のもと、行政が率先して税や公共料金の引き下げに取り組み、住民の暮らし、福祉を優先する、住民が主人公の市政を求めて、去る11月1日吉岡市長宛てに2014年度予算編成に対する日本共産党の要望書を提出してきたところです。

この予算要望書は、市民福祉の充実のために、市民の暮らしと営業を守るために、安全で住みよく快適なまちづくりのために、人間を大切にする教育、文化、スポーツの充実のために、行政効率を高め、公正で明るい市政実現を目指して、平和な高浜市の実現を目指してと6つの分野に分けて67項目にわたり要望しています。

今回の予算要望書に対して11月18日に市長より、現時点での回答との断りがあり回答をいただきましたが、これから予算を編成するという时期的な問題、制約もあり、多くの切実な要望が実現の期待に応えているものとはなっていないというのが率直な感想です。そこで、市民の暮らしが特に厳しい環境の中で、高浜市が可能な限り市民の暮らしを応援する温かい市政を実現する立場から、具体的に答弁を求めるものです。

まず初めに、高浜市の歳入では、長引く不況の影響を受け、また企業の市外移転など、歳入は引き続き厳しいことが予測されますが、2014年度予算の歳入見通しと市独自の財源確保の政策について。個人市民税の現年課税分や法人市民税の通年課税分の歳入見通しについて、どのような検討がされているのかについて。あわせて歳入全体としては、現時点で総額どれくらいを見込んでいるのか、伺います。

[12番 内藤とし子 降壇]

○議長（内藤皓嗣） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、内藤とし子議員からの御質問のありました2014年度予算の歳入見通しと市独自の財源確保策につきましてお答えをさせていただきます。

なお、本日午前中に行われました小野田議員の一般質問でも述べさせていただきましたが、現在予算査定を行っている最中ですので、今後、変更があり得るということで御理解をいただきたいと思えます。

まず、平成26年度における歳入全体の予算規模でございますが、財政調整基金繰入金及び前年度繰越金の見込額を含めまして、前年度と比較し、約3億円増の132億円程度を見込んでおります。このうち、市税収入につきましては、現年度分、滞納繰越分を合わせて、前年度と比較し、

約3億円増の81億円程度を見込んでいるところでございます。

次に、市独自の財源確保策ということでございますが、将来にわたり安定した税収を確保するため、企業ニーズに合わせた新たな工業用地を創出し、企業誘致を進めるとともに、既存企業の経営の安定化や事業規模の拡大などに対する財政的な支援を図り、経済基盤の確立と新たな雇用創出に向けた取り組みを進めてまいります。

全体の概要は以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 税務グループ。

○税務G（鶴殿 巖） それでは、私のほうから個人市民税及び法人市民税の現年課税分の見込みについてお答えさせていただきます。先ほど総務部長が申し上げましたように、まだ予算編成中でございますので、変更が生じる場合もありますので、御了承願います。

まず、個人市民税の現年課税分につきましては、所得税の増は見込めないということでございますけれども、納税義務者におきまして、前年度より900人の増を見込んでいることから、前年度予算と比べて1億7,800万円増の26億6,100万円を見込んでおります。

次に、法人市民税につきましては、景気変動の影響を強く受けるため、景況に応じた予算を計上しております。その景気動向でございますが、東海財務局の10月発表の愛知県の経済状況では、足元では、一部で生産を一時的に下げているとの声が聞かれるが、輸出環境の改善に伴う業績の回復などから、緩やかな景気回復が続いていると報告されております。また、日本銀行名古屋支店が公表している東海3県の金融経済動向では、緩やかに回復していると報告されております。そのほか、内閣府が公表している月例経済報告、それと愛知県が公表しているあいちの経済四季報においても、ほぼ同様のコメントがなされております。

このことから、これらの情報や平成25年度の法人市民税の決算見込額を参考としまして、平成26年度当初の法人市民税の現年課税分は、前年度予算と比べ8,600万円増の6億2,500万円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 今、法人市民税が6億円ぐらいではないかというお話が出ましたが、この法人市民税について伺いますが、資本金10億円を超える大企業の不均一超過課税、全国ではかなりの数やってみえるところがあるんですが、これを実施する考えはないのかどうか、伺います。

○議長（内藤皓嗣） 税務グループ。

○税務G（鶴殿 巖） 法人市民税の不均一課税の件でございますけれども、これは今までも何度もお答えさせていただいているんですけれども、現行の法人税の課税方法につきましては、均等割と税割に分かれております。均等割につきましては、資本金の額によって年額5万円から300万円というふうに区分されている。それから税割につきましても、当然のことながら収益の

多少に応じて税額が決定されていると、こういったことから、課税の公平性、中立性、そういったものが保たれているということを思っておりますので、不均一課税の導入は考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 見直しはしないとのかたくなな答弁ですが、OECDからも大企業の法人市民税をどんどん日本が引き下げをする競争をしているような政策は中止するよという提言がされておりますし、市民格差も大変大きくなっています。富裕層の証券優遇税制もあって、税の不公平は拡大されるばかりです。10億円以上の法人市民税は全国でも約8割が実施しているもので、もうかっていないところから取るというわけではありませんので、ぜひこの実施を求めたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） 加えてですが、改めて10億円を超える企業に不均一課税をということでございますが、私どもよく企業の経営者の方からお話を聞くんですけども、企業の目的はというふうな問いに対して、単に利益追従ではなくて、企業として永続することが企業にとって一番の目的だという話を聞いたことがあります。私ども市にとっても市内の企業の皆様が市内で継続的に企業として事業を続けていただくと、そういったことで市民の雇用確保ですとか、市税としても継続的な安定した財源確保にもなる、重要であるというふうな考えておまして、そんな中で企業誘致等も取り組んでおるところでございます。

特に最近企業様におかれましては、グローバル化の中で海外への転出というだけではなくて、少しでも有利な条件での企業活動という形の中で、県外市外に転出されるという形もあります。そういう中で、不均一課税ですとか超過課税、こういったその市にとって特別な事情がないにもかかわらず、企業様に対してそういったものを実施するというのは、私ども市内で継続的に活動を望むものとしていかなものかなというふうな考えております。

また、先ほど言われました内部留保金につきましても、企業として継続して事業を運営していくためには、設備投資であるとか研究開発だとか人材育成だとか、そういったものにまず原資を投じていただいて、確実な雇用の確保、それから企業の安定成長、そういったものを基盤を求めていただくべきだというふうな考えておりますので、改めて標準課税以上の税率を課すという考えは、今のところ持ち合わせておりませんので、お願いします。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 永続的な企業の継続が目的としてあるというふうなお話が出ましたが、この270兆円というのは、日本銀行の方も言ってみえるように、設備投資などに使うお金はもう十分設備投資されていて、本当に動かなくて困っているというのが実態です。その点でもぜひ実施を求めますが、この点では大変かたくななお答えですので、次に移ります。

次に、固定資産税や都市計画税の現年課税分の歳入見通しをどのように考えてみえるのでしょうか、お示してください。

○議長（内藤皓嗣） 税務グループ。

○税務G（鵜殿 巖） それでは、固定資産の歳入見込みについてお答えさせていただきます。

固定資産につきましては、評価替えの前年度に当たりますので、大きな増減はございません。しかし、若干の伸びはあります。そのうち、固定資産税のうち土地については、平成26年度から軽減特例、これが全廃されるということで、前年度予算と比べまして1,880万円の増を見込んでおります。それから家屋につきましては、新增築分から減失分を差し引いた、いわゆる純増分、これで1,300万円の増を見込んでおります。償却資産では、大手企業の26年度の見込額調査を行ったのを参考としましたところ、3,320万円の増を見込んでいると、この結果、固定資産現年度分全体では6,500万円増の35億9,300万円を見込んでおります。また、都市計画税につきましては、前年度予算と比べまして540万円増の7億3,200万円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 都市計画税については、余り変化はないというようなお話ですが、この都市計画税の税率についてですが、今最高の0.3%を徴収しているわけですが、これを0.2%に引き下げる考えはないか、伺います。市民の方はいつまで0.3%を取り続けるのか、少しでも引き下げてほしいというのが市民の方の意見です。この都市計画税について、引き下げる考えはないのか、伺います。

○議長（内藤皓嗣） 税務グループ。

○税務G（鵜殿 巖） 都市計画税の引き下げの件でございますけれども、これも何度も予算、決算でお答えさせていただいているとおりスタンスは変わりません。都市計画事業の費用に充てるための目的税ということは御存じ、御承知のことだと思います。このことから、都市計画税が都市計画事業を上回るような状況になれば引き下げの検討も必要かと思えます。現状ではそのような状況でないということから、税率の引き下げについては考えておりませんので、よろしくお願いたします。

なお、24年度決算での都市計画税の充当割合は、都市計画事業費の86.7%という結果になっております。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） わかりました。

次に、新たな財源確保についてはどのように取り組んでいかれる考えか、お聞きします。

○議長（内藤皓嗣） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 先ほど申し上げた、最初の答弁で申し上げたとおりでございます。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 吉岡市長は就任2期目となりますが、今後高浜市をどのようなまちにしようとしているのか試される2014年度の予算編成に当たっては、どのような施策を重点的に進めようとしているのかについて、基本的な考えをお答えください。

○議長（内藤皓嗣） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、2014年度の予算の重点施策につきまして、第6次総合計画の基本目標に沿って、簡潔にお答えさせていただきます。

まず、基本目標Ⅰ「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」では、高浜市で暮らす日常の心地よさを高めるための取り組みとして、市民会議を発展させる形で市民と行政の新しい協働の仕組みを構築し、将来を見据えた市の政策研究をともに進めてまいります。

また、公共施設のあり方検討事業では、今年度策定いたします高浜市公共施設保全計画（案）に基づき、市民の皆様とともに問題意識を共有しながら、具体的な検討を進めてまいります。

次に、基本目標Ⅱ「学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう」では、第2次生涯学習基本構想に基づき、生涯学習のネットワークを広げてまいります。

また、目指す子供像を踏まえた教育基盤づくりを進めるとともに、子ども・子育て支援事業計画を策定し、適切な保育サービスの提供につなげてまいります。

次に、基本目標Ⅲ「明日を生み出すエネルギー やる気を活かすまちをつくろう」では、産業の活性化や雇用機会の拡大を図るため、都市計画マスタープランに位置づけられた地区において、企業ニーズを合わせた新たな工業用地を創出してまいります。

また、企業の市外流出を防止するため、愛知県の産業空洞化対策減税基金事業を活用した支援制度や、企業誘致等奨励制度を引き続き実施し、既存企業の新たな投資を支援してまいります。

都市空間の整備では、道路の歩道設置事業を初めとする水道や下水道のライフライン、都市公園等の整備を着実に進め、快適な安全性を高めてまいります。

防災・防犯面では、安全と安心が実感できる地域づくりとして、防災ネットきずこう会の継続、防災教育等の取り組みを強化してまいります。

加えて、犯罪や交通事故対策につきましても、地域、警察等の関係団体と連携して、事件事故の未然防止活動を推進してまいります。

最後に、基本目標Ⅳ「いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう」では、判断能力が不十分な人の権利や生活を守るための権利擁護センターを設置するなど、いきいき広場全体を高浜版地域包括支援センターと位置づけ、相談支援体制をより充実してまいります。

また、認知症対策では、地域密着型サービスの充実にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 今答弁いただきました、生涯現役のまちづくりの推進につながる事業と
いいですか、健康自生地というのがいろんなところで何度もお話を聞いているんですが、これは
現在どこまで健康自生地というのが決まっているのか、進捗状況はどのようになっているのか。
また、その関係で市民菜園はどのようになっているのか、お答えください。

○議長（内藤皓嗣） 福祉企画グループ。

○福祉企画G（磯村和志） 健康自生地につきましては、9月から認定審査会を開始いたしまし
て、毎月1回認定をさせていただいております。本日現在で市内21カ所の健康自生地が認定され
ておる状況でございます。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今、生涯現役のまちづくりという関連の中で、市民菜園という言
葉が出ました。これはさきの議会でも御質問をいただいて、現実、アンケートをとっておりまし
て、そのアンケートの中でぜひ継続を希望されたいと、そういうお方の御意見をもう少し詳しく
聞き取って、この間も御質問をいただきましたように、場所等を考えながら、そこにつなげてい
きたいというふうに取り組んでおりますので、よろしく申し上げます。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 今、健康自生地が21カ所というお話が出ましたが、それはどのようなと
ころか、お示してください。

○議長（内藤皓嗣） 福祉企画グループ。

○福祉企画G（磯村和志） 健康自生地というのは、高齢者の皆さんが気軽に参加をすることが
できて、そしてなおかつ地域の方々と交流をしていただける場所、ここを健康自生地として認定
をいたしております。現在、高浜南部地区に7カ所、それから吉浜地区に7カ所、その他の小学
校区に7カ所、合計21カ所が設置されているという状況でございます。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 次に、既に提出してある日本共産党の予算要望書に対してどのように取
り組んでいくのかについて伺います。

まず、国保についてですが、国民健康保険税は大幅に値上げされています。払いたくても払え
ないという滞納者が増大している実態を把握して、国保会計への一般会計からの繰り入れを増額
して、国民健康保険税の1世帯1万円の引き下げを図ること、国民皆保険制度を守ることに
ついては、どう考えてみえるのか、お答えください。

○議長（内藤皓嗣） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（木村忠好） 国保税の引き下げの御質問でございますが、まず、高浜市国保財政

の現状を申し上げますと、実質的な単年度収支が平成23年度で1億2,000万円、平成24年度で4,000万円程度のマイナスとなっておりまして、保険給付費の支払いの不足分を前年度繰越金、また支払準備基金で賄っているのが現状でございます。

このような状況の中、一般会計からの繰り入れにより、現行保険税率の引き下げを行うこととなりますと、一般会計への財政負担は非常に大きなものとなります。一般会計からの繰り入れにつきましては、法令等に基づき一定基準の繰り入れを行うことが原則であると考えており、赤字補填的な繰り入れや、御要望にあります一般会計からの繰り入れによる1万円の引き下げの考えにつきましては考えてはございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 国保については大変厳しいという状況はわかっていますが、近隣市、その他の市町村でも市民の負担が大変大きいので繰り入れをしているんです。ぜひこれは考えていただきたいと思います。

それから、国民健康保険事業に対する国庫の負担率を、引き下げ前の45%に引き上げるよう政府に強く要求すること、国民健康保険制度を守ることにについてはどのように考えてみえるのか、お答えください。

○議長（内藤皓嗣） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（木村忠好） 国への要望ということでございますが、国民健康保険制度は、国民皆保険を支える重要な役割を果たすものであり、本市といたしましても、全国市長会等を通じまして、財政基盤の強化について継続して重点要望しているところでございます。現在の国の議論を見ますと、こうした意見が生きているのではないかというふうに考えております。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 以前から国のほうに政府に要望するということはやってみえるというふうに答弁いただいておりますが、なかなかこの成果というのは出ていないように考えるんですが、その点ではどのように考えてみえるのか、お答えください。

○議長（内藤皓嗣） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（木村忠好） 例えば、消費税の引き上げにつきまして、その引き上げ分について2,200億円も国保のほうへ充当するとか、後期高齢者支援金の全面総報酬割により生じる財源を国保に優先的に活用したらどうかというような議論も行われております。こうしたことを考えますと、私ども全国市長会を通じまして要望していることが生きているのではないかなというふうに考えております。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 消費税を上げて、その分で補填するというようなお話ですが、消費税を上げればみんなの生活はますます厳しくなって、国保会計に払う保険料についても、もっと払う

のが厳しくなるわけですから、そういう方向では無理があると思います。国がやっぱりもともと45%を出していたのを、今何%ですかね、20何%でしたか、大変少なくなっていますので、まずそのところを国に変えていただくように強く要望していただきたいと思いますが、その点ではどうでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（木村忠好） 国庫の割合につきましては、保険給付費に占める割合の32%及び財政調整交付金といたしまして9%、全体で41%となっております。こちらにつきましても、私も財政調整交付金なんかを見ますと、9%全額をいただいておりますというわけではございませんし、市町村国保の財政状況を見ますと大変厳しい状況であるということは認識しております。全国市長会を通じまして、国庫の引き上げのほうを要望していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） わかりました。ぜひまた国にも強く要望していただきたいと思います。

それから、国保の広域化計画、県で運営するという広域化計画を中止させ、高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度を廃止するよう国に求めることについて、どのように考えてみえるのか、お示してください。

○議長（内藤皓嗣） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（木村忠好） それではまず、国保の広域化につきましてでございますが、国保の広域化につきましては、負担や給付の平準化、財政運営の強化、そして将来的には安定で持続可能な運営を図ることができます。このことから、保険者規模を拡大することは重要であると考え、国保の広域化には期待をいたすところでございます。現段階では、広域化の方針は示されておりますが、具体的な実施方法などにつきましては示されておられませんので、今後の国及び県の動向を見守ってまいりたいと考えております。

また、後期高齢者医療につきましては、医療制度改革の審議の過程におきまして、さまざまな議論を経て決定された制度でございます。愛知県内の全市町村が加入する広域連合におきまして運営され、現在定着化されております。

また、国民会議の結論におきましては、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行っていくことが適当とされておりまして、本市といたしましては、この方針に従い、粛々と対応していく考えでございます。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 広域化したほうが安定するのではないかというお話ですが、広域化すると今現在自治体で運営していますから、自治体で補填をしている繰入金なんかなくなるわ

けで、後期高齢者医療もそうですが、どんどん保険料が上がるばかりという保険になっていくわけですね。ですから、後期高齢者医療でも今異議申し立てを随分されてみえますが、そういうふうな問題がたくさん出てくると思います。ぜひこれは考え直していただきたいと思います。

次に、保育園の問題についてに移ります。

待機児問題について、ことしも保育園の入園申し込みがあり、園によっては1歳児で6人とか9人とか超過人数が出ています。もちろん1人でも2人でも超過人数に入ってしまうと、その方にとっては保育園に入れないということは大変な問題です。空き人数は全ての保育園で1人だけです。この入園できなかった方に対して今後どのような対策をとるのか、また0歳児や2歳児はどのような状況か、お答えください。

○議長（内藤皓嗣） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 待機児童のところに対する質問というところですけども、現在26年度の入所に向けまして、今ちょうど調整をしている最中ではございまして、今、議員おっしゃられましたように、1歳時につきましては、実際に1名とか6名とか9名とかいう話がありましたけれども、それは各園によるものでございまして、受け入れの全体としては1歳児では高浜市全体で今現状では20名が超過しているという状況でございます。ただ、こちらにつきましては、例年そうなんですけれども、受け付けしてから最終的に4月1日現在というのが大体指標になる数字ではございまして、そこに向けては、かなり数字も変動してまいりますので、今これは暫定的な数字として捉えていただきたいと思います。

いずれにしても、今回新たに2園できるということで、かなり未満児につきましてはニーズによるところが大きいのでございまして、そこについては新たに2園ができたことによって、かなりの部分が待機児童の対策としてはできているというところでございます。

いずれにしても、今の20名のところにつきましては今後の調整等がありますので、その中で対応ができるものについては、家庭的保育等の調整等がまだこれからでございまして、そういったところを踏まえて動向を見ていきたいと思っております。

なお、あと0歳児と2歳児につきましては、今現段階では超過人数はありません。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 20人の超過人数が出ていると。これが5月までの間に、要するにやめてしまう方もいるのではないかとというようなお話をこの間伺いましたが、そんな方ばかりではないと思います。やめる方はおっても少人数だろうと思います。そういう中で、その関係で公立保育園での午後7時までの保育を行う考えはないか、お聞きします。

公立保育園は今年午後6時まで、民間保育園は午後7時までの運営とのことですが、ことしも近くに高取保育園があるけれども、仕事が7時でなければ戻ってこれられないため、預けることがで

きないと言われた方もあります。女性の働く条件が多様になっているのに、公立と私立となぜ条件が違うのでしょうか、お答えください。

○議長（内藤皓嗣） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 内藤議員おっしゃられますように、今現状、高浜市内で保育園と呼ばれる機能を持つところは8園ある中で、公立の2園が午後6時までの預かり、それ以外のところは午後7時までの預かりとなっております。高浜市におきましては市域も狭いこともあり、この園にというところのニーズを、全てそのニーズに沿って定員を確保するというのは難しいところがございますが、全体のパイとしては午後6時、午後7時というところで希望する方が、その希望する園に入っているという状況でございます、ただいずれにしましても、この7時というニーズにつきましては、今後子ども・子育て支援事業計画、ニーズ調査をしていく中で、そういったニーズが多いようでしたら、そういったことは当然検討には入ってくると思います。

ですので、そのニーズ調査を踏まえて、公立が6時とかそういう話ではなくて、高浜市全体のパイとして、この7時というところがどこまで必要かというところは検討していきたいと考えております。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 来年4月からの話で、高取で私は今仕事はどうしても6時にお迎えに来られないと、7時までだったら何とかお迎えに来られるということと言われた方もあるわけです。それが今から検討していくというんでは、今現在の子供、お母さんを含めて要望には応えられないわけで、これはやっぱり子ども・子育てと言うのであれば、一刻も早く改善していただきたいと思っております。その点でどうでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 保育園運営というのは今回、子ども・子育て支援事業計画というのを国のほうで定めるというところは、やはりニーズに沿ったものをきちんと対応していくということが全国的にも必要だろうというところで、まず、その調査を踏まえて計画を各市町村、5カ年ごとにつくってやっていくというところがございますので、私どものほうとしては、その調査結果というところが全体的に市としてこれぐらいのニーズに対して供給するものが必要だろうということを踏まえて対応していきたいと考えております。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） ですから、アンケートをとるというお話ですが、アンケートをとるのも遅いのではないかと。早くとって、早くそういうことを決めていただきたい。高取で7時までだったら、近くの高取へ入れられたのというお母さんもお見えになります。そういう点で、これから聞いていくというお話ですが、ずうっとやっているわけですから、どのようにアンケートをとられるおつもりかわかりませんが、その点で、アンケートをどのようにとられる考えか、そこ

もお示してください。

それから、民営化を進めておられますが、吉浜さんさん保育園と高浜あおぞら保育園の職員について、進捗状況はどのようになっているのか伺います。お答えください。

○議長（内藤皓嗣） こども未来部長。

○こども未来部長（神谷坂敏） 今、個々の園に行かせたいという保護者の思いはわかります。ただ、私ども仮に公立園で早朝・延長の保育時間を拡充ということになりますと、当然、今の職員では対応できない。パートでありますとか臨職という形になります。これを個々一人一人のために職員を配置しておりますと、もう経費のところでは膨大な費用になっていくということもございますので、私ども過去から、一応今のところの考え方は、高浜市内の保育に学区はないという考え方でやっておりますので、延長保育があるところにも選択肢を持っていただくということは当然必要かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） まず、アンケートの件でございますけれども、アンケートにつきましてはゼロから5歳児までの家庭に、市内で約3,000件ほどアンケートを出していくんですけども、その中で今の就労時間等を聞いて、どのぐらいの時間帯まで働くというニーズがあるのかというところを調査していくというところでございます。

また、新規園の職員のところでございますけれども、今、現状聞いているところでは、大体8割か9割は職員のほうの確保できているというところで、あと若干名職員の採用が必要というところで、その確保に努めているというところでございます。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 1人のために費用がかかるというお話がありましたが、実際にそういうお話を聞いたもんですからその話を出しているのであって、ほかにそういう方も見えるはずなんです。だから、人数的に少ないから費用がかかるというお話ではなくて、やはり7時までやっていて、7時までやれていることが自分の職業に都合がよければ、そのようにまた選んでいかれるわけですから、そういう言い方をされては本当に子供のためにも親のためにもならないと思うんです。

それから、今、ほとんど職員については決まっているというお話ですが、新しく始める保育園ですので、職員さん、横の連携もとれてなきゃいけませんし、それから早く決めて、そういう準備もしていただきたいと思うんですが、その点についてはどのような指導してみえるのか、お答えください。

○議長（内藤皓嗣） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 職員の横のつながり等というところの話ですけれども、今、新規

園については、今言ったように職員が確保、全てが確保できているわけではなくて、若干名あるんですけども、それに先んじまして、今、それぞれ2園のほうの園長は決まっておりますので、そういった方々がもう既に市でやっております民間を含めた合同園長会に参加し始めたりとか、そういう動きが出ておりますので、その中で民間、公立、今、高浜市で行っていることをしっかり引き継いで、自分たちの経営に生かしていただきたいというふうに考えております。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 園長が出ることももちろん大事ですが、職員の連携がとれなければ、やっぱり子供たちを見るのも職員さんたちですので、特に新しい保育園ではいろんなところから雇用されてくるわけですから、職員の連携をしっかりとっていただくように、早く決めていただいて、連携をしっかりとっていただくよう指導をお願いしたいと思います。

それから、学童保育について、子ども・子育て新制度では、6年生まで学童保育を整備するとの方針が出ていると承知していますが、この点についてお答えください。

○議長（内藤皓嗣） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 議員おっしゃられますように、平成27年度から児童クラブのほうはこれまでのおおむね10歳というところから小学生というところまで拡大されることになっております。それにつきまして今、市のほうでは今の児童クラブに高学年がそのまま利用されるというところでいきますと、高学年といいますとやはり自主性、社会性の育成というのも非常に大事なことだと考えております。その中で、児童クラブを利用するというだけでなく、児童センターもうまく活用しながら、高学年が居場所として過ごせる場所を確保して、そこで仲間たちと遊んだりとか過ごしたりする場所を確保することで、高学年が児童クラブだけという選択ではなく、そうした居場所を活用するような形で過ごせるような場所を確保していくと、そういったことを検討して進めていきたいと考えております。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） わかりました。ぜひ、この点については、児童クラブに入れなかった子供たちについても、居場所がしっかりないというお話で先日お話もしましたが、しっかり居場所が確保できるような形をとっていただきたいと思います。

次に、介護保険について、9月4日、厚生労働省は社会保障審議会の介護保険部会において、介護保険で要支援と認定された高齢者を保険給付の対象から外し、新しい地域支援事業に移行する方針を示しました。この計画は、国民の強い反対の声を受け、訪問介護、リハビリ、福祉用具貸与等は引き続き介護保険による給付を継続し、訪問介護、通所介護は市町村に移管するとしています。

要支援のサービスを利用している高齢者は、歩く力が弱く、判断能力が落ちている人のほか、脳梗塞で軽い麻痺が残る人たちであります。そのため、掃除や買い物などの家事で本人ができな

い部分を訪問介護員に手伝ってもらいながら日常生活を送っているほか、通所介護では介護予防を目的とした運動に取り組んでいます。また、認知症の人にとっては、初期の段階でしっかりとケアを受けることが重症化の予防となっています。

このように、要支援者を対象とした介護予防事業をしっかりと進めれば、介護が必要な高齢者の増加を抑制することができます。しかし、要支援者を介護給付から外すことにより、高齢者の重症化が進み、介護保険財政の圧迫につながる可能性が生じます。

ですから、要支援者への介護給付の継続を求めるよう国に意見を出すように求めたいと思いますが、この点ではどうでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 現段階では、議員おっしゃいましたように、通所介護、デイサービスとホームヘルプが平成27年度から3年間をかけて移行していくというのが一つの方向として出ております。ですから、これはまだ決定事項ではございませんし、また、3年間の中でこういった国等の動きが出てこようかと思っておりますので、そういった動きを注視してまいりたいと考えております。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 次に移ります。

介護保険には要介護1から要介護5まであり、準障がい者として26万円から40万円の控除があります。障がいの程度によって証明書を出すようになってはいますが、そこで、準障がい者控除の証明書を要介護者全員に出すようにと言っていますが、23年が99件、24年が142件発行されているんですが、これはただ単に数がふえたのではなく、担当が言っているように、準障がい者控除の証明書を申し出があった方だけでなく、前年に出した方も証明書を出していることが大きく関係していると考えます。ですから、全員に発行すべきだと考えますが、この点ではどうでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 障害者控除におきましては、先ほど議員おっしゃいましたとおりの数字でございまして、142件の中におきましても新規の交付申請の方が79件ございまして、全体の55%を占めておる状況でございます。

一方、25年3月末現在の第1号被保険者におけます要介護認定者、要介護1から5の認定者数でございますが、979名で、同時期におけます65歳以上の身体障害者手帳等を持ってみえる方が912名、また、住民税非課税の方が22%という状況でございます。

こうした状況から鑑みますと、真に障害者控除の認定申請書が必要な方は限られておるものと捉えております。とはいえ、本市といたしましては、障害者控除の制度どおり利用していただきまして、制度の枠組みの中で御高齢者の御負担を軽減したいと考えております。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） なかなかここは意見は一致しませんで、以前、障害者控除が出るようになったころにも、ケアマネジャーやなんかが介護認定者に言っているからと言われたんですが、そのころでもかなり聞いていないという方も見えましてので、ぜひそういう点では、毎年のことですが、きちんと全員に伝わるようにしていただきたいと思います。

それから、高い介護保険料の引き下げのために、所得階層のより多段階制の拡充を求めます。

さらに、国は介護保険を始めるに当たって、国負担を25%と言いましたが、国の負担を20%にして、調整交付金を人口などで差をつけて、高浜市には24年度は3.57%、23年度は3.39%しか出していません。これをしっかり5%、どこの自治体もですが、こうしてもらおうよう国に声を上げていただくよう求めますが、その点ではどうでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 介護保険料の多段階制でございますが、第5期におきまして、愛知県下平均で所得段階が10.47段階でございますが、当高浜市におきましては12段階制をしいておりまして、より捕捉性、また、低所得者の方々の負担軽減を図っておるところでございます。

それで、これらによりまして、介護保険施行当初と比べますと、基準所得段階より低い段階の方のほとんどが軽減されておる状況でございます。

また、調整交付金におきましては、議員御承知のように、市町村間の保険料格差を是正するために、制度当初から設けられておる制度でございますが、調整交付金の別枠化におきましては全国市長会議の決定の重点事項だとか、また、同全国市長会理事・評議員合同会議決定の国の施策・予算に関する重点提言として、全国会議員、厚生労働省に提出し、その実現に向けて要請をしておる状況でございます。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 12段階制にしたからうちは拡充を図っているというお話ですが、所得の多いほうですね、700万円でしたか800万円でしたか以上は、1,000万円ある人も、みんな一緒くたの階層になっているわけで、その点をもっと細かく分けて、その分を所得階層の1の段階や2の段階の人のほうに回すということは、近隣市でもやっているところもありますから、そういう方策をとっていただきたいと思います。その点ではどうでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 介護保険グループ。

○介護保険G（篠田 彰） 介護保険料の段階設定におきましては、第5期介護保険事業計画作成に当たりまして、介護保険審議会でも十分な議論を諮りまして、低所得の方々の負担の軽減及び高額の方々の負担割合の増という状況となっておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 次に移ります。

生活保護の問題について、各地の自治体が生活保護を申請した人の親族に対して、親族の扶養を優先的に受けることを前提としている文書を送付していると新聞に載っております。厚労省は、親族の扶養は前提ではないとの改善を図る通知を全国の自治体に送りましたが、高浜市はどのように取り扱っているのか、お答えください。

○議長（内藤皓嗣） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（杉浦崇臣） 本市の場合、もともと親族を前提ということは文書の中にうたい込んでおりませんでしたので、特に問題はございません。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 生活保護の申請に見えた方は、申請に行ったけれども、3回も話してもなかなか用紙をいただけなかったという、本人の話しようも悪かったのかもしれませんが、ぜひもっと親切に、申請書が欲しいのか、それとも方策があるのか、具体的にお話を聞いて対応していただきたいと思います。

それから、「安全で住みよく、快適な街づくりのために」の中で、放射線測定器を購入し、放射線を測定することで住民の安全や健康を守ることについてお答えください。

○議長（内藤皓嗣） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 現在、愛知県において、名古屋市北区の県環境調査センターで放射線測定を行っておりまして、その結果につきましては県のホームページなどを通じて公表がされております。

放射線測定器の購入につきましては現在、県から放射線測定器を市町村に貸し出しが行われておりまして、放射線の測定が必要となった場合は県より借用する予定でありますので、市で放射線測定器を購入する予定はございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 県から借りられるというお話ですが、いつからいつまで借りられるのかとか、市民にそれを貸し出していただけるのかとか、ただ借りられるというだけではなしに、市民が利用する場合にも使えるのかどうか、そういう点での答弁と。そういう場合に、どのように周知をしていただくのか、その点お示しください。

○議長（内藤皓嗣） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 実は、放射線の問題というのは非常にデリケートな問題でございます。まず社会問題にもなっております風評被害を起こさないことが何より重要だと考えております。したがって、市民の皆様への不安をおおることがないように、国と県が発表する情報を正確にお伝えする方向で周知を図ってまいりたいと考えております。

その上で、現状の状況をお伝えさせていただいて、なおかつ、やはりもう一度そこは不安であるという方につきましては、私どもが測定をしたり、あるいは御一緒にその場、現場で立ち会っ

ていただくということも可能かと思っておりますので、こちらのほうで県のほうの借用で十分対応できると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 次に移ります。

県道刈谷碧南線の神谷建設の付近ですね、神明社の下とといいますか、神明社の南べたの付近について、芳川町や呉竹町の方から要望がありました。このところは歩道もなく、急カーブで、以前は歩道橋のところの壁にハンドルをとられたのか、スピードの出し過ぎか、ぶつかっていったりした大事故があったそうです。神明社側は、歩道をつくる用意ができているとの話ですが、この急カーブを少しでも緩くするような整備をすべきと考えます。整備をする考えは、お答えください。

○議長（内藤皓嗣） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 今、名古屋碧南線の神社の下のところに余剰地があるわけなんです、そこのところに今現在、誰かとはわかりませんが、駐車場に借りておるところもあります。要は、あそこの部分だけが余剰地で用地を買ってある部分と、あと碧南側、それと刈谷側のほうについてはまだ用地買収が進んでおりません。その部分が県という事業というのが、事業認可というものをまずとらないと、そこの事業はできませんもんですから、その事業をやる前に、用地買収をしてからその事業認可の中でやらせていただきながら事業を進めていきたいというふうに、こちらのほうからもまた要望はさせていただきたいとは考えております。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） ここ、車で通る場合は、車でも怖いですが、自転車で通る方たちが大変こわごわといいますか、神明社側のところを歩道をとって、急カーブを少しでも緩くすると、車でも自転車でも通りやすくなるというお話がありました。ぜひこれ県のほうに言って、整備を進めていただきたいと思います。

それから、いきいき号について伺います。

現在、市内は2コース、刈谷コースは1コースで、車3台で動かしています。刈谷コースは、市役所まで来て、刈谷コースに乗らなければ行くことはできないため、ある人は小垣江まで行って、それから刈谷のバスに乗っていく人もいと聞きます。刈谷から帰ってきて市役所についても、吉浜方面へ帰る場合、2時間近く待つ場合もあります。刈谷コースに1カ所停留所をつくって、旧吉浜地域の方たちが利用しやすい巡回バスにすべきです。神明町、豊田町、芳川方面でも、そのほうが近い方もあります。

あわせて、市内を走るバスについては、今の2台で市内を循環していますが、これを3台にしてはどうかという考えです。この案の地図も担当者に渡してありますので見ていただいていると思いますが、どう考えてみえますか、お答えください。

○議長（内藤皓嗣） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 幾つか御質問がございましたが、まず刈谷市コースのことについてでございますが、現在の刈谷市コースの設定は、乗車時間を短縮してほしい、刈谷豊田総合病院の直行便を新設してほしいと、多くの利用者の御意見を反映をした設定をしてあるものでございます。

したがいまして、多くの方の意見を反映した設定したんですが、その中で実際に御利用いただけるかというところが問題になってくるわけでございますが、今現在、着実に御利用は伸びておるといってございまして。

そこで、吉浜地域以外の御利用者の方、また、豊田町等の御利用者の方も当然考えていくわけですが、それ以外の方のことも考えて現在の直行便と乗車時間の短縮という、この2点を重視して運営をしてみたいと考えておりますが、いずれにいたしましても、これは重要な課題と認識しております。

また、2台から3台へという市内コースの内容でございますが、市内コースのほうについても現在の路線が着実に利用者人数がふえておりますが、平均乗車率が市内の1台のバス当たり54.7%という状況でございます。半分は過ぎておるわけですが、まだまだ満車でお乗りいただけないという方がお見えにならないという状態ということでございますので、3台という考えはございません。

また、もう一つ御提案いただいておりますコースにつきましては、当然それは重要な御提案だというふうに認識をしておりますが、市内コースにおきましても、平成25年10月現在でございますが、昨年度と同じ月に比べまして累計で約1,000人ほどの方の人数がふえております。そういったことを考えまして、やはり乗車人数がふえている段階においてということは、ある程度今の路線が皆様に利便性の高いというような形で評価をされているのでないかと考えておりますので、ご提案いただいた内容につきましては、地域公共交通会議等での議題とさせていただいて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 利用者がふえているというお話ですが、先日、市内の方が「うちの周りは走らないし、どこで乗ったらいいのかね」というお話もありました。ですから、通る場所を調べて、ようやく乗ることに決めたというような方もお見えになると思っておりますが、ぜひこれ今後検討していただきたいと思います。

それから、強制を伴う町内会による輪番制の資源ごみの分別立ち番をやめて、シルバー人材センターに委託を図ることについてのお答えをお願いします。

○議長（内藤皓嗣） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） 分別収集の立ち番につきましては、御承知のとおり、地域の皆様の

コミュニケーションの場であるとともに、分別知識の向上、あるいは面識社会、顔の見える関係の構築などが図られる場とも考えております。

町内会による輪番制の廃止につきましては、地域の皆様が廃止しても分別収集に問題がないと判断された時点で考えてまいりたいと思いますので、今のところ一斉に委託による方法は考えてございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 12番、内藤とし子議員、残り1分少しです。

○12番（内藤とし子） 先日、市民の方から、「市のほうはアンケートをとるような考えがあるみたいだぞ」というお話も聞きました。シルバーに頼んで、今、1回頼むと、1,000円出して頼んでみえる方もお見えになるようですが、それをすると幾らかかるかという計算を出しているかどうか、もし出していたらお示してください。

○議長（内藤皓嗣） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） ざっと概算ではございますが、仮に全地域お一人立てた場合については、500万円から600万円程度かかると試算はしてございます。

○議長（内藤皓嗣） 時間となります。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） いろいろ要望を出しましたが、引き続き要望もしていきます。また検討もしていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（内藤皓嗣） 暫時休憩いたします。再開は14時50分。

午後2時39分休憩

午後2時49分再開

○議長（内藤皓嗣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、黒川美克議員。一つ、福祉行政について。一つ、行政組織について。以上2問についての質問を許します。

2番、黒川美克議員。

〔2番 黒川美克 登壇〕

○2番（黒川美克） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります福祉行政と行政組織についての2問について質問をさせていただきます。

私は、10月10日から10月11日まで大分市で開催された第75回全国都市問題会議に出席をさせていただきました。議題は「都市の健康」、サブタイトルは「人・まち・社会の健康づくり」ということでした。

近年、ライフスタイルの変化に伴う生活習慣病の増加が問題となっています。また、最近は、

ストレス等による鬱病などのメンタルヘルスも大きな問題となっています。さらに、急速な高齢化の進展により、寝たきりや認知症などの要介護者の増加が深刻な社会問題となっているのも周知のとおりです。

これら健康に関して、積極的な取り組みを続ける自治体も少なくありません。例えば、地域を挙げてヘルスプロモーションに関する取り組みを推進したり、身体的健康のみならず、環境や経済、地域の健康、つまり健全な発展を総合的に目指す取り組みを展開したり、身体的な健康はもちろん、住民同士の交流促進を図るために、歩くことを基本とするまちづくりを推進したりするなどの動きが見受けられます。

また、このような取り組みに積極的な自治体のネットワークである健康都市連合やスマートウェルネスシティ首長研究会なども組織され、活発な活動をしています。国でも、健康増進に資する地方自治体等のすぐれた啓発・取り組みに表彰を行う「健康寿命を伸ばそう！アワード」が創設され、第1回表彰が本年行われました。

我が国の長期的な人口推計では、平成22年国勢調査による1億2,806万人から平成72年には8,674万人になるものと見込まれています。この間、65歳以上の高齢化率は、平成22年の23.0%から平成72年には39.9%に達する見込みですとのことでした。

高齢者が意欲と能力に応じていつまでも元気に働けるようにするには、健康の維持が不可欠です。もちろん、健康が維持されていれば医療費の抑制にもつながります。

世界保健機関（WHO）によると、健康とは単に疾患や虚弱がないということではなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態をいいます。人の健康を保つには、住民みずからが主体的に健康づくりに取り組むのはもちろん、地域や社会のきずなが機能することで、相互に支え合い、住民の健康を守る環境が整備されることが求められます。他人とかかわることで身体機能の低下を防いだり、ストレス緩和につながったりする効果も認められています。

持続可能で質の高い生活を送ることできるまちづくりには、住民が歩くことのできる範囲でにぎわいや交流を生み出す空間の創出が有効です。行動圏が徒歩圏内にあるということは、高齢者にもやさしいだけでなく、その健康づくりにも一役買うことにもなります。狭い範囲で活発な交流が生まれれば、地域コミュニティの強化にもつながります。持続可能な地域社会の形成には、地域コミュニティの維持強化が必要です。そのためには、コミュニティを担うための人材の確保と住民同士の人間関係の活性化が求められます。

このように、人・まち・社会の健康あるいは健全性には、相互に密接な関係が存在します。中でも重要なのは、人と人とのつながりです。しかし、これを行政だけの取り組みで確保するのは至難のわざであり、求められるのは住民との協働です。既に先進的な自治体では、人・まち・社会の健康・健全性を保つため、住民協働による取り組みが今後ますます重要になっていくと考えられるとのことでした。

本市が進めている生涯現役のまちづくりは、まさに的を射ている事業と確信をいたしました。そこで、お伺いいたします。

1つ、生涯現役のまちづくり事業の今までの推進体制と進捗状況について。

2つ、今後の推進体制と取り組みについて。

以上、2問について質問をいたします。

続きまして、行政組織について質問いたします。

平成17年3月に提出されました高浜市構造改革推進検討委員会報告書において、持続可能な自立した基礎自治体となっていくための組織構造改革に対する提言と、また、時を同じくして策定された総務省の地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針や、マニフェストにおける行政力の強化といった考えを基本として、平成18年4月に全面的に行政組織の見直しが行われ、ことしで7年が経過をいたしております。

その間に組織の見直しもされていますが、当時の行政組織の見直しの基本的な考え方は、新たな行政課題に対する挑戦、市民の視線に立った組織を構築することを基本とし、その目標を5本の柱としてまとめ、具体的には、1点目として市民と協働する組織づくり、2点目として市民の利便性を追及した組織づくり、3点目として新しい市民ニーズに柔軟に対応する組織づくり、4点目としてトップマネジメントの強化を目指した組織づくり、5点目として効率的な事務処理を目指した組織づくりとしていました。

また、グループ制の導入につきましては、限られた人材の有効活用という少数精鋭体制の実現を目指し、行うべき仕事に合わせて組織をつくるといった仕組みとし、協業体制の確立と意思決定の迅速化を図るもので、具体的には部にグループを置くこととし、部長に対してグループの編成、グループリーダーの選任、部配属職員の配置に関する権限を委譲し、部長のマネジメント機能が発揮しやすい体制とする。そのように平成17年12月高浜市議会会議録にありますが、現在の行政組織の考え方はどのようになっているかについて質問させていただいて、1回目の質問を終わらせていただきます。

〔2番 黒川美克 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 福祉部長。

〔福祉部長 神谷美百合 登壇〕

○福祉部長（神谷美百合） それでは、黒川美克議員の1問目、福祉行政についての（1）生涯現役のまちづくり事業の今までの推進体制と進捗状況について、お答えをさせていただきます。

高浜市が推し進める生涯現役のまちづくり事業は、介護予防を目的とした高齢者の居場所づくりと生きがいづくりの事業であり、平成23年10月に生涯現役のまちづくり調査研究委員会を立ち上げ、議論をスタートいたしました。

委員会は、まちづくり協議会や町内会の皆さん、地元の企業や商店、市内の特別養護老人ホー

ムやデイサービスセンターなどにお勤めの福祉関係者など、総勢40名で組織をされました。また、講師として夢のみずうみ村の代表である藤原 茂先生をお迎えし、平成25年10月まで、約2年間をかけて調査研究を実施いたしました。

また、委員会が立ち上がった初年度は、夢のみずうみ村の現地調査を行った上で、市内の社会資源を活用した介護予防・健康増進プログラムを考案し、高浜市の地域資源をどのように生かすべきかを議論いたしました。

その上で、昨年度は高齢者の皆さんの日常生活の実態を把握するため、高齢者ニーズ調査を実施いたしました。ふだんの生活の中でどこへ、どのような目的で、どの程度外出しているのか。趣味や特技は何か。他人に教えたいことや今後やってみたいことは何かといったことを聞き取り、特に閉じこもりがちな高齢者に外出していただくためのきっかけづくりや有効な手段を探りました。

その後、委員会メンバーを3つのグループに分けて、それぞれのテーマに沿った議論を展開いたしました。まず、プログラム調査・実証チームでは、高齢者の皆さんが自宅に閉じこもることなく、仲間と一緒にまちなかへ出かけていただくための情報発信ツールとして、生涯現役のまちづくりの専用ホームページ「たかはま元気 d e (で) ねっと」を構築いたしました。このホームページはことしの11月1日にオープンし、健康自生地の紹介はもちろん、いつ、どこで、どのような活動が実施されているのか、地域で一緒に活動できるどのような団体があるのか、どんなボランティアを募集しているのかなど、さまざまな情報を発信しています。さらに、メルマガ登録をしていただきますと、健康自生地での活動を週末に発信をしております。携帯電話を見るだけで、きょうはどこへ出かければ仲間と楽しく過ごすことができるのか、自己選択をするための情報が一目でわかるようになっております。

次に、高浜南部モデル地区チーム及び吉浜モデル地区チームにおきましては、それぞれの地域において公共施設や商店、企業といった地域資源を活用し、独自性のある事業を展開いたしました。

まず、高浜南部地区におきましては、高齢者の皆さんのニーズに応えるためのプログラムやメニューを数多く実践し、その結果、ざっくばらんなカフェ田戸町店、脳活性発汗ニコニコ体操、心もすっきりインドアゴルフ会、ボッチャ、カラオケ、書道といった活動が定期的開催されるようになり、現在も継続をされています。

一方の吉浜地区では、地域で活動している各団体を調査し、「元気のみなもとmap」という冊子にまとめ、ことしの5月15日号広報と一緒に地域へ全戸配布いたしました。実際にこの冊子を見て、自分に興味のある団体活動に参加されるようになった高齢者も数多くお見えになり、新しい居場所の創出を促すことになりました。

続いて、今年度に入ってから、生涯現役のまちづくりを稼働させるに当たり、市民がみずか

ら出かけたくなるような場所や地域の方と触れ合うことができる場所を「健康自生地」と呼ぶこととし、9月から毎月1回認定審査会を開催しています。既に21カ所の健康自生地が認定をされており、地域別に申し上げますと、高浜南部地区では、先ほども申し上げましたが、ざっくばらんなカフェ田戸町店や、高浜南部公民館で実施されている脳活性発汗ニコニコ体操など7カ所、吉浜地区では仲平座や吉浜ふれあいプラザで実施されているさわやか歌広場など7カ所、その他の地区ではさわたりふれあいサロンやマシンスタジオなど7カ所が認定をされ、活動を展開しているところでございます。

一方、健康自生地という地域の居場所が誕生し、さまざまな活動を展開しているという情報を多くの高齢者の皆さんにお知らせするため、「高浜市では、高齢者の皆さんの生涯現役を応援します!」「まいにち でかける でいでーる」という情報紙を10月15日号広報に折り込み、市内全戸配布いたしました。

この「でいでーる」創刊号では、毎日を元気に過ごしておみえになる地域の高齢者の皆さんに楽しく過ごせる好きな居場所を紹介していただきました。また、皆さんのすてきな居場所を「高浜市では健康自生地と呼んでいきます!」と掲載し、健康自生地を数多く紹介するとともに、居場所の担い手の皆さんにもたくさん登場していただきました。多くの市民の皆さんから大変好評をいただき、健康自生地を広く知っていただくよい機会になったと考えております。

また、毎月「ミニでいでーる」というパンフレットを発行しており、今月も15日号の広報と一緒に配布されますので、ぜひごらんいただきたいと思っております。

続きまして、質問の(2)今後の推進体制と取り組み方についてお答えさせていただきます。

今後、この生涯現役のまちづくりを市内のさまざまな地域で実践するため、先月、新たに生涯現役のまちづくり実行委員会を立ち上げました。実行委員会には、調査研究委員会のメンバーも引き続き多く参画していただき、新しいメンバーを加え、現在39名で組織されています。この実行委員会がこれからの生涯現役のまちづくりの推進母体となり、メンバーは健康自生地盛り上げチーム、それと課題解決チームに分かれて活動しています。

まず、健康自生地盛り上げチームでは、主に高浜南部地区と吉浜地区に創出された健康自生地の活動を盛り上げていただくとともに、居場所を運営する上で生じたさまざまな課題や問題点を解決するための方策を検討していただくとともに、課題解決チームでは、生涯現役のまちづくり事業を推進する上で生じてきたさまざまな課題について検討しています。健康自生地を知っていただき、外出を促すための手法や、高齢者の皆さんの健康状態の変化の可視化など、知恵とアイデアを出しながら課題解決に当たっています。

この実行委員会が中心になり、今後も生涯現役のまちづくりを推進してまいります。今月からは新たに2つの事業を展開していますので、紹介をさせていただきます。

まず、自宅に閉じこもりがちな高齢者の方に健康自生地まで足を運んでいただくため、呼びか

け事業を開始いたしました。これは、昨年度に実施した高齢者のニーズ調査の結果をもとに開始した事業で、さまざまな聞き取り調査を実施した際に、最近閉じこもりがちになってしまわれた高齢者の方に対してその理由をお聞きしたところ、最も多かった回答は、加齢に伴い膝や腰を痛められたことによるものですが、「一緒に出かけていた仲間が外出できなくなった」と答えられた方も多くいらっしゃいました。つまり、「声をかけられ、一緒に出かける仲間がいれば、また以前のように外出する」と答えられました。

そこで、高浜南部地区と吉浜地区をモデル地区として、閉じこもり高齢者をなくすための外出呼びかけ活動を展開することにいたしました。これは、地域の顔見知りの方をお願いをしまして、自主的に外出することが可能な状態であるにもかかわらず、閉じこもりがちの高齢者の方に対して、健康自生地へ一緒に出かけることを呼びかけるものでございます。この取り組みを通して、一人でも多くの高齢者の方に外出する習慣が生まれ、地域の皆さんと交流を楽しんでいただきたいと考えております。

次に、高齢者の皆さんが御自宅を一步外に出て、お気に入りの健康自生地へ足を運んでいただくことが大切なのですが、ある特定の健康自生地ばかりを訪れるのではなく、健康自生地をめぐる多くの皆さんと交流していただくことで、健康づくりや介護予防、さらには認知症予防につながると考えております。

そこで、健康自生地をめぐるいただくための仕掛けとして、この12月から健康自生地スタンプラリーを開始いたしました。これは、数ある健康自生地の中からまちめぐりポイントがもらえる健康自生地10カ所を決め、そのポイント対象自生地で活動することによりスタンプを押してもらえるとということです。スタンプを集めて応募していただくと、さまざまな健康グッズが抽せんで当たるという仕組みになっております。

閉じこもりがちの高齢者への呼びかけ事業と健康自生地スタンプラリーが今月からスタートしたわけですが、生涯現役のまちづくり事業に参加していただくことに加え、元気な高齢者の方には健康自生地の担い手として活躍していただきたいと考えております。

そこで、従来は高齢者施設や障がい者施設、子育て施設などへ出向いてボランティア活動された場合のみ、いきいき健康マイレージのボランティアポイントが付与されておりましたが、今後は健康自生地での担い手のボランティアも対象といたしました。

最後に、次年度以降の事業展開につきましては、高齢者の皆さんの居場所である健康自生地を市内全域に数多く創出できるよう、地域の商店や企業に対して積極的に働きかけてまいります。また、高浜・高取・翼地区につきましては、まちづくり協議会の皆さんに協力を呼びかけ、地域ニーズに合った健康自生地の創出に努めてまいりたいと考えております。

そして、何より多くの高齢者の皆さんが自宅に閉じこもらず、市内の健康自生地をめぐるいただけるように、さらには元気な高齢者の方は健康自生地の担い手として活躍していただけるよ

うに創意工夫してまいりますので、今後とも生涯現役のまちづくり事業を応援していただきますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

〔福祉部長 神谷美百合 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） それでは、黒川美克議員の2問目、行政組織について、（1）現在の行政組織の考え方について、お答えをいたします。

まず、平成18年4月に行いました行政組織の大規模な見直しの経緯について御説明させていただきますと、議員御指摘のとおり、平成16年5月に東京大学名誉教授の大森 彌先生を委員長にお招きをして、民間委員14人で構成する高浜市構造改革推進検討委員会を組織し、高浜市が目指す持続可能な自立した基礎自治体を確立するため、「財政力の強化」「住民力の強化」「職員力の強化」の3つのキーワードを基本理念とする「高浜市構造改革推進検討委員会報告書」を取りまとめていただき、平成17年3月に提出をされております。

この報告書を受けまして、平成17年度から庁内に構造改革プロジェクトチームを立ち上げ、改革の5本の柱であります「組織構造改革」「アウトソーシング戦略」「地域内分権の推進」「受益と負担の改革」「人事・給与制度改革」の項目ごとに分科会を設け、各部局横断的に全庁を挙げて、報告書で提言されました具体的な方策の実現に向けて検討を進めてまいりました。

そのうち、組織構造改革分科会では、報告書の提言を受け、フラット化、グループ制の導入、組織の再編といった行政組織の改革について検討してまいりました。

報告書で提案されたグループ制の導入に対する具体的な方策でございますが、まず職員の効率的活用を実現させるとともに、市民の要望に対し素早い対応ができる組織のフラット化を実現させるためグループ制を導入すること。グループにはグループリーダーを配置し、現行の課長制は廃止すること。職員は部に配属し、部の人事はグループリーダーを含めて部長級が行うことができる体制を整備すること。グループリーダーは、主幹または副主幹のうちから部長が任命すること。グループの統廃合、グループ下の担当の組みかえ、職員の複数業務の兼務及び業務量に応じた流動的な人員配置を部長の権限で柔軟に動かすことができる組織とすること。以上の5点が。また、組織の再編では、グループ制に適した組織の再編と事務分担の見直しを行うこと。アウトソーシングの対象事業を集約する業務センターを設けること。以上の2点が示されたところであります。

この提言を受けて分科会で検討し、実施させていただきましたのが、先ほど議員が御質問の中で述べられました平成18年4月の行政組織・機構の全面的な改革でございます。その当時の組織改革の基本的な考え方といたしましては、御指摘の部分に加え、新しい行政課題への挑戦と市民の視点に立った組織をつくるため、市民と協働する組織づくりとして、市民主体の地域づくりを推進するため、企画政策部門を取り込んだ地域協働部の新設。市民の利便性を追求した組織づく

りとして、ワンストップサービスの実施や市民生活に密着したサービスを市役所1階フロアに集約した市民総合窓口センターの新設、新しい行政ニーズに柔軟に対応する組織づくりとして、行政サービスに対する市民の意見、提言を市政に反映するため、広聴部門を強化する総合相談窓口の新設。効率的な事務処理を目指した組織づくりとして、課を廃止しグループ制の導入といった内容で実施をいたしております。

いずれも、限られた人材の有効活用という少数精鋭体制の実現を目指し、行うべき仕事に合わせて組織をつくるといった仕組みとし、協業体制の確立と意思決定の迅速化を図るため、ほぼ構造改革推進検討委員会報告書の提言の趣旨を踏まえる形で、市長部局の体制をそれまでの6部2室14課から6部23グループへと再編するとともに、事務分担の見直しを行ったところでございます。

そこで、御質問の現在の行政組織の考え方はどうなっているかでございますが、基本的には平成18年度の組織構造改革の考え方から大きく変わるものではございません。ただ、当時とは社会経済情勢や行政需要も変化してきており、市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応することができるように、市民の視点に立った組織のあり方について随時検証しており、必要に応じて組織改編等の見直しを行ってまいりましたことは御案内のとおりでございます。

組織の見直しの内容について申し上げますと、平成19年4月には、市長のマニフェスト事業の早期実現と都市政策における緊急の課題に対応するため、都市政策部に政策推進グループを新設し、産業振興等に関する業務を担当することといたしました。

平成20年4月には、地域文化振興施策の企画と実施、生涯学習基本計画のさらなる推進のため、市民活動グループと地域文化グループを統合し、文化スポーツグループを設置いたしました。

平成22年1月には、必要な施策をより着実に、かつスピーディーに実行する体制を整備するとともに、市民の皆様によりわかりやすい組織とするため、やや大規模な組織の見直しを行っており、具体的には危機管理体制の強化と産業部門の強化、地域に根差した産業基盤の確立を目的として、経営戦略グループと危機管理グループを市長直轄として新設するほか、事業仕分けや行政評価システムを導入するため財務評価グループを設置するとともに、文書事務と契約事務を統合し、行政契約グループを新設し業務の効率化を図るなど、組織の見直しを行っております。

最近では、平成24年4月に自治基本条例のまちづくりの原則である、参画、協働、情報共有を全庁的に展開するため、地域協働部が担ってまいりました地域との協働を全庁協働体制とするため、地域協働部と行政管理部を改編し、企画部と総務部を設置するほか、大規模災害や風水害に対処するため、道路、河川、上下水道などの都市インフラの整備を担う都市政策部に都市防災グループを設置し、災害時の部内の応援・連携体制を充実するとともに、市税等の収納業務について職員の相互応援体制を充実するため、税務グループと収納グループを統合し、税務グループに改編いたしましたところでございます。

その結果、現在の市長部局の体制は6部20グループとなっております。

このように、複雑・多様化する行政需要に対し、施策をより着実かつスピーディーに実行する体制とするため、毎年度のように組織の見直しを行ってまいりましたが、その根底にあります基本的な考え方につきましては、構造改革推進検討委員会報告書の提言内容に基づくもので、行うべき仕事に合わせて組織を構築するというものであります。

また、行政組織の見直しに合わせて、職員の配置についても随時見直しを行っておりますが、全体の職員配置の基本的な考え方といたしましては、平成19年度に定めました定員適正化計画に基づき、簡素で効率的な組織整備と人員配置に努めることとしております。このため、毎年度、全グループリーダーに対して、時間外勤務の実態や年次有給休暇の取得状況のデータをもとにヒアリングを実施し、その中で新規事業や県からの権限移譲等による事務の増加、あるいは民間委託等の推進による事務の減少など、事務事業の追加、廃止、見直しなどの状況を聞き取りし、部局ごとの業務の質と量を見きわめ、常に効率的で効果的な人員配置をさせていただいております。

また、先ほど御説明したとおり、平成18年度から組織のフラット化と職員の効率的活用を目的としたグループ制を導入し、職員を部に配属することで部内の人事を部長の権限で行うことができることといたしておりますことから、部内の職員の横断的な活用を図ることが可能となっておりますので、グループごとの業務の繁閑により、部長のマネジメントで柔軟な職員配置ができる環境が整備されているものと考えております。

いずれにいたしましても、人口減少社会や少子高齢化の進展への対応に加え、今後発生するであろう大規模災害への対応など、職員の果たすべき役割はますます重要になってくるものと考えております。

厳しい財政状況の中、地方自治法に定める最少の経費で最大の効果を上げられるように、少数精鋭の中でも職員の意欲を引き出しながら職員全体のレベルアップを図り、地域・住民のニーズに的確に応えられるように、引き続き組織改編と適正な人員配置を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（内藤皓嗣） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） 1回目の御答弁、ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、福祉行政から。

平成23年10月に生涯現役のまちづくり調査研究委員会を、まちづくり協議会や町内会、地元企業、商工関係者、福祉関係者等、総勢40名で組織され、今まで活動されてきた経緯はわかりましたが、第6次総合計画においてもこの事業は重要施策として位置づけられておりますが、高浜市の推進体制についてはどのようになっているのか。また、いきいき健康マイレージの概要と登録している方の人数。

それから、湯山町の市民菜園が今年度で廃止されますが、市民菜園は健康維持のためにも大変有効ですので、ぜひ今後も生涯現役のまちづくり事業の中で継続をしていただきたいと思います。その考え方について質問をさせていただきます。

○議長（内藤皓嗣） 福祉企画グループ。

○福祉企画G（磯村和志） 生涯現役のまちづくり事業は、福祉部の職員だけではなく、コミュニティビジネスや生涯学習の担当職員も参加をしておりますし、まちづくり協議会の担当部署とも情報共有をしておるところでございます。また、社会福祉協議会や日本福祉大学高浜事業室の職員も一緒になって推進をいたしております。

今後は、さらに横の連携を深めまして、全庁的な取り組みにしていきたいと思いますと考えております。

次に、いきいき健康マイレージ事業でございますが、先ほど申し上げましたとおり、福祉施設や健康自生地においてボランティアをされた方を対象といたしました福祉ボランティア活動等、御自分の健康づくりのために励まれた方を対象といたしました健康づくり活動がポイントの対象となっております。

現在の登録者数でございますけれども、65歳以上の高浜の市民であれば、どなたでも活動に参加することができるようになっておりまして、先月末の段階で福祉ボランティア活動が206名、健康づくり活動が788名の方に登録をいただいております。

最後に、農作業を初めといたしました土いじりに汗を流していただくことというのは、非常に健康づくり、それから介護予防の観点から効果的でございますので、健康自生地として市民の方から申請をいただきましたら、私ども行政といたしましても積極的に認定をしたいと思いますように考えております。

○議長（内藤皓嗣） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） ありがとうございます。

再度、生涯現役のまちづくり事業の推進体制と市民菜園について、くどいようですが質問をさせていただきます。

生涯現役のまちづくり事業は、福祉部の職員だけでなく、企画部や他のこども未来部だとか、他の部局の職員も参画しているとの答弁でしたが、生涯現役のまちづくり事業を直接的に担当してみえる担当者の方の人数を具体的にお答えください。

それからもう1点、湯山町にある市民菜園の廃止に伴う新たな市民菜園についてどのように考えているかということでございますけれども、先ほど内藤さんの質問の中にもありましたけれども、もう少し具体的にですね。私は、市民菜園というのは非常に元気でなければ耕作ができないわけですので、そういったことに対してもう少し具体的に、その後の市民菜園について、いわゆる生涯現役のまちづくり事業だけじゃなく、先ほどの都市政策のほうの話にもありましたように、経済産業のほうで担当しているとか、いろんなことやなんかもありましたけれども、これは私は、

全庁挙げてやっぱり生涯現役のまちづくりを推進していく中で、その中でこの市民菜園についてももっと具体的に努力をしていただきたいというふうに思いますので、その辺についてのお答えをお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 福祉企画グループ。

○福祉企画G（磯村和志） 生涯現役のまちづくり事業に直接携わっておる職員といたしましては、私がおります福祉企画グループがこの事業は所管しております、私どものグループは専属職員が1名、兼務の職員が2名、臨時の職員が1名ということで4名体制であります。ただし、この生涯現役のまちづくりは、まず福祉部の中でも横の連携を深めておまして、介護保険グループ、保健福祉グループから職員にも参画していただいておりますし、先ほど申し上げましたとおり、社会福祉協議会や日本福祉大学の高浜事業室の職員の方も積極的にかかわっていただいております。

また、全庁的にという部分で申し上げますと、例えば今、市民の方から、稗田川をぜひ健康自生地として認定をしていきたいというお話をいただいております。稗田川を認定するに当たって今、都市政策部の方といろいろかかわりを持たせていただいております。また、課題解決チームからは、高齢者の足の問題を提起されております。高齢者の足の問題には、やはりいきいき号の活用というのが考えられますものですから、このあたりは市民生活グループと連携をとりながら今後も考えていきたいと思っておりますので、この事業は全庁的にいろんなところにかかわっていただきながら推進をしていきたいというふうに考えております。

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） ただいま市民菜園のことをお聞きになりました。確かに今、議員おっしゃりましたように、健康という部分では、それは本当の1つのグループだけではなくて、今、川のみちの稗田川沿いという話も、実は実際のところ要望がありますよというお声をいただいております。

私ども、アンケートをとった結果でも、ほとんどの方、継続をしたいという方の中にはやはり「健康だから続けていきたい」、それから「できた作物を孫に食べさせて、それが生きがいなんだよ」というような、そういった具体的な御意見もいただいております。

そういったことで、私どもも、確かに狭隘な市域の中で、それから100区画という今現状、区画があるわけですけれども、それと同じものを確保するというのは非常に難しい。そこで、今、民間でも個人でも、耕作し切れない土地をお貸してみるところがございますので、そうしたところも探しながらですね。先ほども答弁しましたように、ぜひやりたいんだよという方のニーズをもう少し詳しく聞き取って、そこをきちんとつなげてまいる、そこは責任を持ってやっていきたいというふうに考えております。それが今、生涯現役という言葉が出ておりますが、そこにつながって行って、ぜひそういったところが市内のあちらこちらに、身近な部分で展開をされてい

くというのがこのまちづくりの大きなポイントだと思いますので、協力はしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（内藤皓嗣） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） どうもありがとうございます。

今、るる御説明をいただきましたが、とにかくこの生涯現役のまちづくりは、くどのようなけれども、全庁挙げて、ぜひ成功させていただきたい事業だというふうに思っておりますので、まちづくり協議会で特派員制度やなんかを設けて、盛んにまち協のほうはやっておりますけれども、生涯現役のまちづくりについても、ぜひ全庁挙げて成功させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひをいたします。

福祉行政については、以上で質問を終わらせていただきます。

続きまして、行政組織について、御質問をさせていただきます。

先ほど、新たな質問をさせていただきましたけれども、新たな人事制度は総合評価制度を導入し、頑張った職員が処遇面で報われる制度としているとの答弁でございましたけれども、どれぐらいの人数を、具体的に特別昇給だとか、そういったことを実施しているのか、お伺ひします。

それからもう1点、職員の資質の向上が大変大事になってくると思えますけれども、どのような研修を職員に対して行ってみえるのか、お伺ひをさせていただきます。

○議長（内藤皓嗣） 人事グループ。

○人事G（野口恒夫） 評価の関係ということで御質問をいただきました。

高浜市の評価でございますが、7段階評価を実施しております。詳しく申し上げますと、Cを基準としまして、上からA1、A2、B1、B2でございます。下はDとE評価となっております。

24年度の実績としまして、B1が2人、B2が29人となっております。毎年1月に行われます定期昇給に、B1の者につきましては2号給の上乗せ、B2の者については1号給上乗せを実施してございます。人事評価を給与処遇へ反映させることで、頑張った職員が報われる制度となっております。

次に、研修につきまして御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

職務に必要な専門的知識の習得や能力・資質の向上を図り、職員力の向上を目指すため、研修を実施いたしております。研修内容といたしましては、西三河7市研修協議会で実施する新規採用職員研修であるとか係長研修といったような階層別の研修や、公益財団法人愛知県市町村振興協会研修センター主催の研修のほか、内部研修といたしましては若手職員成長支援研修でありますとか、先日、岩沼市長さんに御講演いただいた職員力向上研修などがございます。

○議長（内藤皓嗣） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） ありがとうございます。

後の質問のことやなんかもありますので、これで終わらせていただきますけれども、私は、高浜市の職員は他市の職員と比べても非常によく頑張っていると思いますので、先ほど言われた2号給の特昇が2人、1号給の特昇が29人、全体で31、うちの職員が300名弱ですので、約1割ぐらいの特別昇給の率だと思いますけれども、実際にその程度の数字なのかということで感じましたけれども、もっとやはり職員に勤労意欲を持たせるためにも、もっとやっぱりモチベーションを上げるためにも、こういった制度は活用して職員のモチベーションを上げていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内藤皓嗣） 暫時休憩いたします。再開は15時45分。

午後3時34分休憩

午後3時43分再開

○議長（内藤皓嗣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、小嶋克文議員。一つ、空き家の実態・調査について。一つ、小中学校の防災教育について。一つ、暑さ対策・熱中症対策について。以上3問についての質問を許します。

15番、小嶋克文議員。

〔15番 小嶋克文 登壇〕

○15番（小嶋克文） 通告に従いまして3問の質問をさせていただきます。

初めに、空き家の実態・調査について質問をさせていただきます。

今、全国各地で空き家が急増し、社会問題になっています。老朽化が進んでいる空き家は、地震などの災害発生時、倒壊して逃げ道を塞いだり、火災を広げたりする原因になります。放火などの火災の発生や不審者の侵入など、防災・防犯の面でも地域の大きな不安要因にもなっています。さらには、樹木の繁茂や住宅の破損による飛散など、近隣住民にとっては深刻な問題と言わざるを得ません。

総務省の調査によりますと、全国の空き家はこの20年間で倍増し、約760万戸にも上っております。全住宅数の13%、およそ8軒に1軒の割合になっております。

空き家がふえる背景として、核家族が進み、子供が親と同居せず、親が亡くなった後に居住者がいなくなるケースや、相続人が遠方に住んでいるため管理意識が低いことが指摘されております。

空き家対策はこれまで、自治体が条例を制定したりして、所有者に管理や撤去を促してきましたが、自治体だけの対応では限界があると言われております。

以下、何点か質問させていただきます。

1点目として、本市の空き家の軒数を把握しているのか、もし把握していれば何軒あるのか。

また、その原因は。

2点目として、「隣が空き家になっており、不審な物音がして不安で仕方がない」とか「空き家になっている敷地が枯れ草で覆われており、火災が心配だ」。以前、こうした市民相談を受けたことがあります。空き家に関して、今までどのような苦情があったのか、また、どのように対処されてきたのかをお尋ねいたします。

3点目として、2点目でも述べましたが、空き家に加えて、空き地も問題です。空き地の枯れ草が何らかの原因で出火したり、さらには放火されたりする危険性も考えられます。

最近、不審火による火災が市内でも多く報告されていますが、空き家も含め、空き地における火災の発生件数についてお尋ねいたします。

4点目として、空き家並びに空き地に関して、今後どのような対策を考えているのか。

続きまして、2問目といたしまして、小・中学校の防災教育について質問をいたします。

8月6日深夜、高浜市は時間雨量120mmを超える豪雨に見舞われました。人的な被害はなかったものの、100軒を超える床上・床下浸水、道路の冠水、車の水没など、大変多くの被害が出ました。

また、京都府、滋賀県、福井県では、新しく制定された特別警報が初めて出され、大変な被害が出ております。伊豆大島では、台風26号の集中豪雨による土砂災害が起り、35の方が亡くなり、いまだに行方不明の方も数多く見えます。

フィリピンのレイテ島を襲った台風30号は、上陸時の気圧が900hPa以下で、瞬間最大風速が90mと史上最大級で、その高潮で多くのまち、地区がのみ込まれ、5,600人を超える方が犠牲になっております。台風30号クラスの台風が日本を襲う可能性も指摘をされております。

少し例を挙げましたが、国内においても国外においても、地球温暖化の影響と見られる異常気象のせいで災害は年々増加しており、かつ強大化しています。私たちは、南海トラフを震源とする巨大地震の警戒も緩めることはできません。

災害がいつ発生してもおかしくない今日、災害に対する意識、備えを常に持って日々の生活を送らなければなりません。小・中学生に対する命を守る防災教育も、今後ますます重要になってきます。

以下、何点かについて質問させていただきます。

1点目として、市内の小・中学校における防災教育の現在の実施状況と今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

2点目として、平時はもちろんのこと、災害時になれば教職員の方はリーダー的な役割を担わなければならない立場にあると思います。教職員の防災力向上の取り組みについてもお尋ねをいたします。

3点目は、中学生に東日本被災地への派遣についてお伺いいたします。

東日本大震災が発生して、きょうで1,000日目になります。被災地では懸命な復旧・復興作業が行われていますが、今なお8割の方が仮設住宅の入居を強いられており、その復旧・復興はなかなか進んでいないのが現状です。

岩沼市長を迎えて職員研修が行われたとき、吉岡市長の挨拶の中で、防災の第一歩は被災地に立つことから始まるという趣旨のお話がありました。まさにそのとおりであると思います。

昨年、岩手県を視察させていただきました。延々と続く荒涼たる風景を眼前にしたとき、初めて震災というものを実感できたような気がしました。同じ時代に生まれ合わせた人間として、この事実というものを後世に伝える責任が私たちもあるのではないかという思いもしました。今後の防災を考える上においても、学ばなければならないことがたくさんあります。

最も感情・感性豊かな時期である中学時代に被災地に立つということは、大変意義深いことであると思います。もちろん、テレビ等で地震や津波の映像を見ているとは思いますが、被災地に立たなければ実感できないことはたくさんあります。

ことしの夏、市内の子ども防災リーダーも被災地を訪問したと聞いております。中学生にも被災地を見学、学習する機会をぜひともつくっていただきたいと思っております。

被災された方々から直接話を伺うことも大変有意義なことです。こうした体験というものは、将来における人間形成にとって大変大事なことであります。教育長の見解をお伺いいたします。

3問目として、暑さ対策・熱中症対策について質問いたします。

8月12日、高知県の四万十市で国内最高気温41度を記録するなど、ことしも例年にも増して厳しい暑さが続きました。本市においても、35度を超える日が何日も記録されました。これだけ厳しい暑さが続くと、心配になるのが熱中症です。ことしも、中学校や高校の部活動中において、あるいは体育大会の練習中において熱中症で倒れ、救急車で病院に搬送されたニュースが数多く報道されました。

2点、質問させていただきます。

1点目として、市内の小・中学校において、体育の時間、あるいは部活動の時間に熱中症で倒れた、さらには病院に搬送された事案はあったのでしょうか。また、野球やサッカーなどの少年スポーツにおいても、こうした報告はあったのでしょうか。

2点目として、ミストシャワーの設置について質問をいたします。

昨年、高浜市におきましては、暑さ対策・熱中症対策として小・中学校に扇風機が設置され、以前より快適な環境で学習することができるようになりました。それとともに、体育の授業、部活動などが行われる屋外の対策も大変重要です。

ミストシャワーとは、水道の水を微細な霧状にして噴射し、その気化熱で周辺の気温を下げる装置で、平均して2度から3度気温を下げる効果があるとされており、水道の蛇口と直結して使用するため、電気は必要ありません。渡り廊下やグラウンドの一角に設置すれば、部活動

を行っている生徒たちにとって、このミストシャワーでの休憩は暑さ対策・熱中症対策にもなります。暑さ対策として、ミストシャワーを市内の小・中学校、さらには幼稚園等にも普及させてはどうでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

〔15番 小嶋克文 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 教育長。

〔教育長 岸上善徳 登壇〕

○教育長（岸上善徳） それでは、順番が逆になりますが、小嶋克文議員の2問目、小・中学校の防災教育について、3問目、暑さ対策・熱中症対策について、お答えさせていただきます。

初めに、2問目の小中学校の防災教育について、（1）防災教育の現状と今後の取り組みについて、お答えいたします。

東海地震、南海トラフ沖大地震発生が叫ばれ、その対応が喫緊とされる中、各学校では地域の実情を踏まえた学校防災体制を早急に整備する必要があります。また、災害発生時に児童・生徒の命を守ることはもちろん、登下校時の安全確保や災害後の教育活動の再開を図ることなど、長期的な対応が求められています。

そこで、初めに、避難訓練の実施状況を申し上げますと、市内全ての小・中学校に学校防災委員会を設置し、学校の危機管理に関する対応について検討しています。毎年、地震、火事、風水害、不審者対応等の避難訓練を実施し、不測の事態に備えております。避難経路図や避難時の約束を各教室で確認をし、時には一人一人が主体的に判断して行動ができるようにと休み時間に行うことや、放送機器を使わずに行うこともあります。

風水害の避難訓練では、保護者を巻き込んだ児童引き取りも行っており、これは震度5弱以上の地震が起きた場合にも応用できます。さらには、津波被害が想定される港小学校では、児童が高浜南部幼稚園児の手を引いて高浜小学校に避難する合同訓練を行いました。

今後は、災害はいつ起こるか分からないという視点で、登下校時や校外学習時の避難訓練についても想定していかなばならないと考えています。

次に、高浜カリキュラムを通した防災教育の実施状況について申し上げます。

防災領域につきましては、全ての小学5・6年生の総合的な学習の時間で取り組めるように位置づけました。平成28年度完全移行に向けて、各校で準備をしていく計画でありましたが、どの学校も喫緊の問題として捉え、今年度の後期より、全ての小学校で年間35時間程度の防災教育が取り組まれるようになりました。

今年度の港小学校の取り組みを紹介しますと、「守ろう命、地震に自信」という単元を組んでいます。災害について学んだ後、近い将来に起こるであろう南海トラフ沖地震に備え、自分たちができる防災対策を考え、実際に準備させる構想です。例えば、家の周りの危険個所を調べ、学

区の防災マップをつくったり、家の中の安全について調べたり、あるいは防災袋に入れる必要なものを考えたりして、最終的に2月ごろに地域の人を学校に招き、学んだことを発表する計画になっています。

今後は、先進校の実践を参考にしたり、実践を積み重ねたりしながら、各校の実情に合わせた実践に展開してまいります。

次に、(2) 教職員の防災力向上についての取り組みについてお答えいたします。

教育基本構想におきまして、当初のアクションプランでは、平成28年度に立ち上げる計画となっていた学校防災検討委員会を今年度に前倒して立ち上げました。災害前に整備しておくべきこと、災害直後の教職員の主たる業務、災害後の教育再開に向けて何が必要なのかなどを検討しています。

具体例を挙げますと、県費負担職員の勤務時間外時における参集体制確立のため、愛知県教育委員会の方針を受け、全小・中学校宛てに高浜市教育委員会教育長名で通知文を出しました。これにより、震度5強以上の地震が発生したときは、勤務時間外でも勤務校に参集する体制が確立しました。同時に、教職員としての主たる3つの業務である、児童・生徒の安否確認、児童・生徒の安全確保、学校再開に向けての対応を義務づけ、周知いたしました。

また、現在、学校ごとに災害対策マニュアルを作成しています。これまでは、児童・生徒の在校中を想定した避難訓練を実施してきましたが、児童・生徒の登下校時、校外学習時、学校休業時などに地震が発生した場合の教職員の対応について、都市防災グループや名古屋大学減災連携研究センター、防災教育スーパーバイザー近藤ひろ子先生の指導を受けながら検討しています。

また、12月20日には、防災ネットきずこう会の支援により、仙台市立荒波小学校長をお招きし、全小・中学校職員を対象にした防災意識向上のための講演会を計画しています。「そのとき、学校はどう動いたか」というテーマで、東日本大震災の実体験から、地震発生直後から学校が果たすべき動きについて、全教職員が学ぶ機会となっています。

次に、(3) 中学生に東日本被災地への派遣取り組みについて、お答えいたします。

ことしの夏、市内の小学生を対象とした子ども防災リーダー養成講座が設置され、さまざまな方々の御支援のおかげで、28名の小学生が貴重な体験を重ねています。その講座の一環として、24名のメンバーが被災地を訪れることができ、まさに将来における人間形成にとって意義深いものとなっています。このことは、中学生にとっても同様のことが言えますが、中学生の夏休みにおける実際の生活を考えますと、基礎学力向上のためのサマースクール、高校見学会、リーダー研修会、さらには部活動の西三河中学校選手権大会などがあり、なかなかまとまった時間を生み出すことが厳しい現状にあります。

このような状況を踏まえますと、教育委員会としましては、独自に取り組むのではなく、子ども防災リーダー養成講座や防災ネットきずこう会の事業と連携を図り、両中学校へ有志募集の依

頼をさせていただきたいと考えています。

続きまして、3問目の暑さ対策・熱中症対策について、お答えいたします。

まず、1点目の小・中学校における体育の時間や部活動中に熱中症で倒れた、さらには病院に搬送された事案については、中学校で2件ありました。高浜中学校においては、7月に2年生女子がハンドボール部の部活動中に足がもつれて倒れ、保健室で休養しておりましたが、母親が来校し、一緒に病院に向かい、熱中症と診断されました。また、南中学校においては、9月の体育大会当日、3年生男子が1,500m走後に不調を来したものの、その後も運動量の少ない生徒会種目に参加したところ、限界になり、保健室にてアイシングを受けました。しかし、横になったころから呼吸が荒くなったため、救急車を要請し、搬送された碧南市民病院にて熱中症と過換気症候群と診断されました。

また、スポーツ少年団の活動に関しては、この夏、熱中症の症状を発症し、救急搬送された小・中学生の事案はありませんでした。活動中に気分が悪くなった子供がいたという団体もありましたが、指導者及び保護者の早い段階での適切な対応で、大事には至りませんでした。どの団体も、熱中症への対策はしっかりとっていただいております、小まめな休憩、水分補給を徹底したり、塩分を含んだあめを与えたりといった対策は、日常的に実施しているところです。

次に、ミストシャワーの設置についてであります。ミストシャワーは夏の暑さ対策として小・中学校への導入を実施している自治体もあります。このミストシャワーは簡易的なもので、各学校の屋外、グラウンド出入り口、渡り廊下などに設置され、粒子の霧が周囲の熱を奪って蒸発することで温度を下げる効果を狙っていますが、この設備は水道の蛇口に直接接続し、水道圧のみで使用するため、安価で設置することができます。

小・中学校における近隣市のミストシャワー設置状況を調査いたしましたところ、碧南市、安城市、西尾市、知立市、みよし市の5市につきましては設置しておらず、今後も設置をする予定はないとのことでした。その他の市の状況といたしまして、刈谷市につきましては、小学校1校が学校独自で設置をしております。岡崎市におきましても、小・中学校5校程度がPTA予算や学校配当予算の中で設置をしているという状況であり、課題については、ミストシャワーのノズルが目詰まりしやすいということでした。

また、豊田市におきましては、小・中学校のモデル3校に対して、ミストシャワーを設置し、効果測定を各校の校務主任に依頼しているということでございます。

なお、検証結果につきましては、現在整理中ということであり、今後のミストシャワー設置の方向性としては、各学校の判断に委ね、予算については学校への配当予算内で行う予定であるとのことでした。

ミストシャワーの設置につきましては、設置費用は安価であるものの、ノズルの目詰まりや細菌などの衛生面での心配もあるということもあり、管理面が重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、豊田市の検証結果を参考にし、各学校への情報提供を行うとともに、設置につきましては各学校の判断に委ね、費用についても学校配当予算の中での執行を考えております。

また、幼稚園は、学校と同様に、夏期は休みですが、希望者には午前中の夏期預かり保育や短時間就労対応として午後4時30分までの預かり保育を実施しています。また、保育園は、夏期中も保育をしていますので、暑さや熱中症対策を実施する必要があるため、午前中はしっかりと水遊びができる環境が整えてあり、午後からは体を休めるために、エアコンのある保育室にて休息及び午睡をしながら体力を保持できるようにしています。

幼稚園、保育園ともに、水遊びは年間計画で年の初めにおおむね決めてありますが、その年の気温により、始める時期を早めたり、また、残暑が続く場合は終わりを延長したりし、気候に合わせて対応するようにしています。

以上のことから、暑さ・熱中症対策として、幼稚園、保育園についてはミストシャワーを普及させる考えはないことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

〔教育長 岸上善徳 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、小嶋克文議員の1問目、空き家の実態・調査についてにお答えをいたします。

初めに、空き家の実態等について、国土交通省のレポートを参考に若干御説明をさせていただきます。

御質問にもございましたが、5年ごとに実施される総務省統計局の住宅・土地統計調査によりますと、平成20年の調査時点で、空き家は全国におよそ757万戸存在し、昭和53年の調査時点に比べて、30年でおよそ2.8倍に増加をしています。また、空き家率も同様に上昇しており、平成20年は13.1%に達し、8軒に1軒が空き家という状況になっています。

空き家の757万戸の内訳を見ると、賃貸用の住宅が413万戸で、空き家全体の54.5%を占め、売却用の住宅が35万戸、4.6%、別荘などの2次的住宅が41万戸の5.4%、若干存在しますが、現在空き家として問題視されているのは、これら以外のその他の住宅であり、世帯が長期にわたって不在で空き家になっているもの、売りに出されたり、賃貸に出されたりするわけでもなく、そのまま放置をされているものが268万戸の35.4%となっています。

平成15年の調査と比べると、賃貸用の住宅は45万戸、12.3%、売却用の住宅は5万戸、15.3%、その他の住宅は56万戸、26.6%増加しており、特にその他の住宅が大きく増加をしています。その他の住宅には、居住者が亡くなり、相続人がそのままほうっておくようなものや、居住者が高齢者向け住宅などに移った後、空き家になるケースなどが含まれ、こうした空き家の中には、朽ち果てる寸前の状態の悪い物件が増加したり、治安の低下や犯罪の発生、安全性の低下、雑草の

繁茂や不法投棄の誘発による公衆衛生の低下、景観の悪化や地域イメージの低下といった問題により、近隣住民に悪影響を与えることが危惧されております。

一般的に問題となる空き家が増加する原因としては、居住者の死亡や転居、相続人が居住しないことなど、さまざまなものが考えられます。居住者がいなくても、所有者による適切な管理が行われていれば、空き家の周辺に対して悪影響を及ぼすことはないのですが、御質問にもございましたが、空き家の所有者が遠方に住んでおり、管理意識が低い場合や、相続を契機に管理責任が不明確になる場合などに加え、空き家の跡地の使い方が定まらない限り、所有者にとって撤去費用を負担してまで空き家を解体するメリットは乏しい。また、空き家を撤去して更地にした場合、固定資産税の住宅用地特例、住宅が建っている場合、課税標準が6分1になる特例が受けなくなり、税負担がふえることになり、撤去後の土地の利用や売却の見込みがない場合、所有者は空き家の撤去にちゅうちょする場合もあると言われております。

こうした管理不全の空き家に対して、近年、多くの自治体に空き家に関する課題や苦情がよせられるようになり、その対応に苦慮する事例が発生しております。これらの問題や苦情に対し、平成22年10月に埼玉県所沢市が所沢市空き家等の適正管理に関する条例を施行し、所有者に適正な管理を義務づけるとともに、住民から管理不全な空き家に関する情報提供があれば、市が実態調査を行い、所有者に助言、指導、勧告できるものとしています。

なお、改善されない場合は、所有者名を公表し、最終的には警察など関係機関と協議をし、撤去を依頼できるものとしています。

また、平成23年11月には、東京都足立区が都内で初めて空き家対策条例である足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例を施行し、危険な状態にある建物があった場合、実態調査を行い、指導、勧告できるものとしています。

足立区の条例の特徴は、勧告によって建物を解体する場合は、木造、非木造で100万円を上限に工事費の半額を補助する点、所有者みずから危険な状態を解消できない場合には、所有者の同意を得た上、例えば剥がれかけの外壁を除去するなど、必要最小限の緊急安全措置を行うことができるとしています。

所沢市の空き家対策条例の制定以後、全国各地の自治体で空き家対策条例が制定され、その数は増加傾向となっております。

そこで、御質問1点目の本市の空き家の軒数を把握をしているのか、把握をしていれば何軒あるのか。原因はでございますが、現状では市内の空き家を全て把握しておりませんが、平成20年住宅・土地統計調査において、本市のその他の空き家は470軒となっております。

ちなみに、住宅総数に占めるその他の住宅の割合は、本市が2.8%、碧南市は4.2%、刈谷市が2.9%、安城市が2.8%、知立市が2.1%となっており、愛知県が3.6%、全国では4.7%となっており、本市を含めた近隣自治体の空き家のその他住宅の割合は比較的低い状況となっております。

続いて、2点目の空き家に関する苦情について、どのように対処しているのかにつきましては、本市の空き家に対する苦情への対応としては、空き家問題は総合的な問題を含んでいることが多いこともあり、空き家専門の部署は設置しておりませんが、市民からの空き家の苦情、相談等があれば、例えば家屋の一部が道路に落下するなど、市の道路管理に係る場合は、道路管理者として都市整備グループが、また、建築物が老朽化し、建築基準法第8条に規定されている維持保全がされていないことにより周辺環境に影響を及ぼすような場合は、特定行政庁である愛知県と都市防災グループが、枯れ葉等で火災の原因となり得る場合は、火災予防条例により高浜消防署など、主たる要因を現行の条例等に照らし対応をいたしております。

また、空き地の管理については、高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例に基づき、土地所有者等に土地を適正管理するよう、市民生活グループが中心となり対応いたしております。

次に、3点目の空き家を含め空き地における火災の発生件数につきましては、衣浦東部広域連合高浜消防署に確認をいたしましたところ、過去5年間において、空き家が出火箇所の火災は発生をいたしておりません。

また、空き地が出火箇所の火災は、平成24年度に1件、平成22年度に1件、計2件の火災が発生しております。

最後に、4点目の空き家並びに空き地に関して今後の対策につきましては、現在、本市の空き家割合は全国の割合と比較して低いこともあり、空き家が原因となる社会問題は確認されておりましたが、危険・老朽化した空き家が放置されることは、地域住民の皆様の生活環境にさまざまな面で悪影響を与える深刻な問題であると認識をいたしております。

今後、高齢化の進展や社会状況の変化によって、その増加も懸念されることから、市として対策を強化すべき課題の一つであるとも認識をいたしております。

空き家は私有財産であり、市が法的に撤去等を行う権限はありませんので、倒壊のおそれがあるなどの危険な空き家は、現状では所有者を調査した上で適切な管理を促し、相手の自主的な改善に委ねるしか方法がございません。

市といたしましては、今後とも各グループが連携を密にし、解決は図るとともに、他市の取り組みについて十分な調査を行い、本市における空き家対策の窓口のあり方や体制を含め、研究をしてみたいと考えております。

なお、空き家対策につきましては、現在、自民党の空き家対策推進議員連盟や公明党の空き家対策プロジェクトチームにおいて、空き家を自主撤去した場合の土地の固定資産税の軽減、市町村の空き家への立入調査権の付与、所有者への除却や修繕などの命令、自治体への財政や税制上の措置など、国の支援といった内容を盛り込んだ検討がなされているとの報道もございますので、今後の動向について注視をしてみたいと考えております。

何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁いたします。

○議長（内藤皓嗣） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ありがとうございます。

それでは、1問目の空き家の実態・調査について、ちょっと再質問させていただきます。

先ほど、最近5年間の火災の発生件数の答弁がありましたけれども、火災の発生は本当にいつ起こるかわかりません、これは。特に、やはり地震の発生による建物倒壊、また、瓦等の落下は、避難する際、非常にこれは大変な妨げになります。また、これは生死にもかかわってまいります。

そういったことで、今、本当に巨大地震の発生が叫ばれている折、470軒、今空き家があると言われましたけれども、この実態というものは、やはり市としてもつかむ必要があると思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 実態把握というところでございますけれども、実際に1軒1軒探していくというのは非常に難しい部分もあろうかと思えます。

そういった中で、市民の皆様方から御相談があれば、それはそのような形でデータ化するなど、情報の把握には努めさせていただきますけれども、今、例えば税情報で家屋のものを使って、すぐにわかるかと言われても、実際わからない状態ということになりますので、現場でやはり皆様方からの情報提供という形に委ねるしかないのかなというのが今の状況です。

○議長（内藤皓嗣） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 先ほどちょっと質問がはっきりしませんでしたかと思えますけれども、空き家とか、また空き地に対する苦情というものは、今まで市のほうに報告されたケースはありますか。

○議長（内藤皓嗣） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） まちきれ条例の関係で、これはあくまでも空き地のほうでございますが、平成24年度実績で101軒の方について適正管理を促しております。そのうち、空き家だったものが1軒ございました。平成25年度現在で、今11月1日現在になります、34軒ございまして、34軒のうちに空き家であったものが1軒ということになりまして、24年、25年のときにそれぞれ違う空き家になってございます。いずれにしても、この2軒につきましては、所有者が判明しまして、適正な管理をしていただいておりますので、現時点では私どものまちきれ条例関係では、2軒の空き家については適正管理を注視する必要があると、このように考えております。

○議長（内藤皓嗣） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 今後も、今、答弁ありましたように、さらに空き家というものが出てくると思います。そういった意味で、空き家がすぐに市のほうに情報として入ってくるように、そういったアンテナを高くしてもらって、しっかりそういった仕組みづくりをつくってほしいと思います。

次に、2問目について伺います。

まず1点目、今、全ての小学校において年間35時間程度の防災教育が取り組まれるようになったという答弁がありました。カリキュラムを編成するに当たって、当然これは専門的な要素も入ってくると思うんです。そういった意味で、先生たちの勉強会とか、あるいは研修会をどのように組まれているのか。また、専門の講師さんたちも迎えてやっておられるのか、その点をちょっとお尋ねいたします。

○議長（内藤皓嗣） 学校経営グループ。

○学校経営G（神谷 理） 今の御質問にお答えさせていただきます。

今年度、まだ各学校前倒しで始めたばかりで、教育委員会の情報ボックスというデータを入れるところに各学校の実績をとりあえず今集めております。それをもとにして、こんな取り組みは大変効果的だということなので、お互いに紹介し合うような形で進めております。

また、職員研修につきましても、予定よりも早めて取り組んでおりますので、来年も引き続き防災検討委員会で取り組んでいく中で、職員の研修力を高めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

2点目につきまして、先ほど答弁ありますけれども、学校としての防災力向上という取り組みはよくわかりました。

1つは、やっぱり教職員一人一人の防災意識または知識とか技術、この向上も非常に大事かと思うんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 学校経営グループ。

○学校経営G（神谷 理） 今年度、防災検討委員会におきまして、各学校におきまして全面的に防災カリキュラムの見直しを図っております。これは、四役の中の校務主任がこの会には出てきておりますが、四役の校務主任だけではマニュアルができるものではありません。当然、たたき台はこちらで用意をしていくわけですが、学校の実態に応じて、自分たちの学校においてはどのようなマニュアルをつくっていくかということで、職員全員でこのマニュアルについて理解または修正を図っておりますので、そういうようなことをやっていくことで防災意識を高めているというふうに考えております。ただ、まだこれでは十分ではありませんので、先ほどお話ししたとおり、今後も引き続き職員の防災意識、これを高めていくように働きかけていきたいと考えております。

○議長（内藤皓嗣） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） それで、教職員の方、AEDの講習はもうほとんどの方が参加されていると思うんですけれども、例えば救命講習にはどの程度受講されているのか。また、毎年、市内で

は防災訓練が実施されていますが、教職員の方の参加状況についてもお尋ねいたします。

○議長（内藤皓嗣） 学校経営グループ。

○学校経営G（神谷 理） まず、AEDの講習の関連ですが、夏休み、プール開放がございませぬ。その折に学校の職員だけではなく、PTAも交えて一緒にAEDの講習を行ったり、また、小学校の6年生、中学校のちょっと学年ははっきりしておりませぬが、必ず中学校においても一度AEDの講習をやり、その折に当然該当の学年の先生方も一緒に入ってAEDの研修を行っておりますので、かなりそういう中ではAEDに対する認識も高まっていると考えております。

以上です。

〔「あと、救命講習とか防災訓練の」と呼ぶ者あり〕

○学校経営G（神谷 理） 防災訓練の参加者につきましては、今年度は9月に総合防災訓練ございましたけれども、たくさんではありませぬが、各学校からそれぞれ四役等が参加しております。また、翼小学校での訓練、または高取小学校での地域での防災訓練におきましても、この学区にかかわる職員の一部が参加しております。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 防災訓練も、先生方も非常にお忙しいと思っておりますけれども、やはり積極的に参加されれば、地域の方と顔が繋がります。そういった意味で、安心感もあると思っておりますので、またひとつ取り組みのほうよろしく願いいたします。

3点目といたしまして、先ほど中学生にもぜひ被災地のほうへお願いしたいという話がありました。これはもう、もし実現したら、来年からでもこれは実現できるでしょう。

それともう1点、ことし、子ども防災リーダーが訪問していますけれども、費用の面というのはどのようになっておるのでしょうか。例えば、費用は全額個人負担なのか、または市のほうが負担だったのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（内藤皓嗣） 学校経営グループ。

○学校経営G（神谷 理） この点につきましては、まことに申しわけございませぬが、ちょっと今資料の持ち合わせがありませんので、また後ほど御回答させていただきます。

○議長（内藤皓嗣） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 3問目について再質問させていただきます。

先ほども高浜中学、南中において、1名ずつの熱中症患者が出て病院に搬送されたとあります。それで、その後、搬送後どのような状況であった、例えば入院になったのかとか、そういった状況もちょっとお尋ねいたします。

それから、特に南中学校においては、体調を悪くした生徒が引き続きその後も競技に参加し、結果的に熱中症で病院に搬送されたとありますけれども、これなぜ競技に参加したのか、とめら

れなかったのか、そこら辺の経緯がわかればちょっとお尋ねいたします。

○議長（内藤皓嗣） 学校経営グループ。

○学校経営G（神谷 理） この件につきましては、学校としてはやめたらというお話は当然しておるわけなんです、本人がやっぱり体育大会にける思いというのがあって、頑張れるからやりたいと、その熱意の中で様子を見ながらということになったわけですが、ちょっとやっぱり考えてみると、無理をさせたかなというところは感じるところであります。

○議長（内藤皓嗣） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 最後ですけれども、ミストシャワーの件ですけれども、豊田市の検証結果を参考にして各学校へ情報提供していくということでございますけれども、何とかぜひ推進をしていただくようお願いしたいと思います。

先ほども熱中症で2人の中学生が病院に搬送されたという答弁がありました。もちろん、財源等の問題ありますけれども、小学生や中学生が安心して体育の授業または部活動に取り組めるように、こういったミストシャワーだけでなく、でき得る対策は本当にとっていただきたいと、このように思っております。

以上で一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（内藤皓嗣） 教育長。

○教育長（岸上善徳） 私のほうから、先ほど中学生に東日本被災地への派遣取り組みで、費用の御質問等があったと思いますけれども、それにちょっとお答えさせていただきますが、当然私も独自の取り組みということではなくて、子ども防災リーダー養成講座等の連携をということになりますので、そこでの話がやはり中心になるかというふうに思っています。ただ、全額、いわゆる何ていうんですか、負担がないよというようなことというのはいかがなものかなというふうに思っています。せっかく現地へ行く、そういうところの重みというのをやはりある面は肌で感じる、そういうことが必要ではないのかなという考えを持っております。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） これにて小嶋克文議員の一般質問は終了いたします。

ここでお諮りいたします。

次の質問者は鷺見宗重議員でございますけれども、休憩を挟んで、午後5時までに70分という時間が確保できません。議事の都合上、午後5時を超えるということになると思いますけれども、本日は鷺見宗重議員の一般質問まで続けたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。

よって、時間を延長し、鷺見宗重議員の一般質問まで続けることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は16時40分。

午後 4 時31分休憩

午後 4 時39分再開

○議長（内藤皓嗣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、鷺見宗重議員。一つ、防災行政について。一つ、特定秘密保護法について。以上2問についての質問を許します。

11番、鷺見宗重議員。

〔11番 鷺見宗重 登壇〕

○11番（鷺見宗重） 議長のお許しを得ましたので、防災行政についてと特定秘密保護法についての一般質問を行います。

防災行政についてですが、水害について、9月議会でも取り上げましたが、新しい提案等が住民から出されましたので、行政としても少しでも防災、減災に当たってほしいと改めて思い、今回取り上げました。

そこで、乞殿ポンプ、中荒井ポンプの運用の見直しについてですが、稗田町町内会の説明で、乞殿ポンプは3時43分に作動し、また、中荒井ポンプは3時30分に作動との資料で明らかになっています。なぜ早く作動しなかったのかについては、中荒井ポンプの例で、さきの9月議会での答弁で、川と住宅側の水位差が拮抗して初めて作動する設定になっていると答弁されています。

その地域に住んでいる方にとっては、ポンプが設置されたから安心と思っていたのに、8月6日の集中豪雨の災害でその信頼は崩れ、稗田町、向山の住民の間では、人災であるから車や住宅を賠償せよとの声もあります。

その上に立って、水位差の作動ではなく、住宅側の水位で作動する設定にすべきと考えますけれども、見解をお願いします。

〔11番 鷺見宗重 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） まず初めに、今、御質問の中で出ました、改めてでございますが、8月6日発生をいたしました局地的な集中豪雨によって家屋、それから自動車等に被害を受けた皆様方に対して心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それから、まず冒頭お断りをしておきます。答弁につきましては、ただいま御質問にありましたが、9月の議会一般質問をいただいております。それでの答弁、それから9月14日に開催をされました稗田町の町内会主催の地元説明会、同月21日に開催をされました向山町の地元説明会、また、11月23日、日本共産党の高浜市の委員会主催で開催をされましたこれに関連します意見交換会、それぞれいただきました御質問に対しまして、るる回答をさせていただいております。以後、同様の質問等をいただいた場合は、その回答と答弁が重複したものととなりますので、冒頭お

断りをしていきたいと思ひます。

まず、平成25年8月6日に発生をいたしました集中豪雨は、先ほども御質問の中にありましたが、1時間に122.5mmという、過去に例を見ない記録的な雨量であったということでございます。

稗田町の二丁目地内に設置をされております乞殿排水ポンプ、向山町一丁目地内に設置をされております中荒井排水ポンプですね。これらの能力について、稗田川の整備計画並びに高浜市公共下水道計画に基づいて、1時間当たり降雨量が50mmで整備をしております。これは、建設当時、ポンプをつくった当時より議員の皆様にも、こういった形で1時間当たり50mmだよという説明をさせていただいておりますし、地元の町内会さんのほうにもそういった同様の説明をさせていただいております。

さらに、毎年、地元の町内会さんのほうにお願いをして開催をしております水防訓練におきましても、同じような50mm対応ですよということをお話をし、降雨量によって、それ以上の雨が降った場合は対応はできませんというお話をさせていただいております。特に、河川の水位というのは、御承知のとおり、汐の影響を受けるものですから、そういったことを含めて、自己防衛、自助努力について、御参加いただいた方にも御説明をさせていただいておりますので、まずもって御理解をいただきたいと思ひます。

初めに御質問を受けました排水ポンプの運用の水位差を、いわゆる水位差の作動を住宅街の水位で作動する設定についてお答えをさせていただきたいと思ひますが、11月23日に日本共産党の高浜市委員会の主催で開催をされました意見交換会の中でもお答えをさせていただいておりますが、乞殿排水ポンプ場、中荒井排水ポンプ場は東海豪雨の以後に整備をさせていただいております。それ以前の被害の状況から、稗田川の水位が住宅側からの流れ出る排水管より上に上がった場合、住宅側の低地の排水にその排水をするための支障が出るということで浸水をしてしまうと、そういった状態になる前に河川水位と住宅側の水位を考慮して、排水ポンプを運転して強制的に排水をするものでございます。

今回の集中豪雨後に、排水ポンプの製造メーカーと運転方法を検討いたしました。排水ポンプを住宅側の水位で作動する設定では、稗田川の水位が住宅側の水位より低い場合も想定をされますので、そういった状況で運転をしますと、空気を吸い込むキャビテーション、いわゆるこれは空洞現象ということになりますが、そういったことが発生します。それで運転を続けた場合は、排水ポンプの羽の破損をすることがあるため、避けたほうがいいよという御意見をいただいておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 御理解をいただきたいといっても、この中でやはり設定の中では、自然流下のほうが速いということが言われていまして、これは何に基づいてというか、そういう学術的なところなのか何なのか、そこがちょっとわからなかったもので、お願いします。

○議長（内藤皓嗣） 上下水道グループ。

○上下水道G（竹内 定） 自然流下が速いという根拠ということでございますけれども、我々のほうは速いという表現は余り使っておりません。公共下水道を整備する際でございますけれども、現状の側溝等の排水施設の断面積や、上流から下流へ流れる勾配、そういったものを調査して、現状の排水流量が計画排水流量と比べ満足しているのか、不足しているのか、計算して計画排水流量により不足する場合に、排水施設を計画排水流量に満足するように改良して施設整備をしていくものでございます。そのため、下水道整備計画において、流量計算をして整備しておりますので、それが根拠ということになります。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 水圧の法則から僕もちょっと計算してみたんです。重力との関係で、水が入る器はどんな形であろうと、水深が深いほど水圧は大きくなることは物理学上で明らかなんです。水深を水位差で置きかえると、水位差は拮抗していると圧力は低いことになります。流れが遅いということが言えると考えます。

中荒井のポンプの条件、今回初めてわかったんですけれども、水位差が10cmになって初めて起動するという設定になっています。これをもとに単純ではありますが、計算してみたわけですが、毎分約30m³ということになって、ポンプの能力は毎分37m³と比べてみると、やや自然流下のほうが遅いということになります。私の計算は、水位から水圧を出し、流量を出しただけですので、綿密な計算根拠があるならお示してください。

中荒井ポンプと乞殿ポンプの水位差による設定自体、少し疑問に思います。設定を住宅側の水位になる条件で運用すべきと考えますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 上下水道グループ。

○上下水道G（竹内 定） 水位が拮抗していると流れが遅いというふうに言われますけれども、先ほどの答弁でも言いましたけれども、上流から下流へ流れる勾配、そういったものを考慮されるといいかと思います。

稗田川の水位が住宅から流れる排水管より上がった場合に、住宅側の低地の排水に支障が出て浸水するというのを先ほどお答えさせていただきました。そのような状態になる前に、河川水位と住宅側の水位を考慮して排水ポンプを運転して、強制的に排水しておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

また、排水ポンプの排水能力、自然排水による排水もともに計算をして、1時間当たりの降雨量は50mmまでに対応するものでございます。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 50mm対応がもとになっているということですので、ではもう一つ考えられることは、道路の下に貯水池を設置して流水量をふやすということも考えられると思うんです。

名古屋市の取り組みで、道路の下に大きな排水管を設置して、遊水池として今整備中ですが、60万㎡をためることができるようになるそうです。浸水対策として、高浜市でも県道の下に太い雨水管を埋めて、遊水池として活用してはいかがか、見解をお聞きします。

○議長（内藤皓嗣） 上下水道グループ。

○上下水道G（竹内 定） ただいま議員様より、道路の下に雨水貯留施設を設けて浸水対策をする方法についての見解をということでございましたが、市民の生命や財産を守るということは行政にとって必要不可欠な施策だと考えております。

本市では、東海豪雨後に床上浸水の被害を受けた住宅を対象とし、限度額500万円までを補助する高浜市住宅かさ上げ工事補助金交付規則を平成13年1月1日から平成16年3月31日までの3年間の時限的に実施をしております。また、平成13年11月から、市民参加の雨水を活かしたまちづくり協議会を発足させ、都市化した流域において、河川や下水道に流出する雨水をできるだけ抑制する方法を調査、計画を立案し、促進を図ることを目的として、行政と市民が一緒になって勉強した結果、高浜市雨水貯留浸透施設設置奨励補助金交付規則を平成14年12月1日から施行しております。

名古屋市の取り組みについてお話が出ましたが、インターネット等でちょっと検索して調べさせていただきました。名古屋市は、東海豪雨後に緊急雨水整備計画を策定し、平成13年度から5年間にわたり860億円の事業費を要し、治水施設の整備拡充を進め、平成20年8月に発生した豪雨によっても、また浸水被害を受けたということから、計画を見直し、平成18年からおおむね5年間の計画期間を3年間延長し、約50億円の追加費用により整備を進めるとともに、新たに第2次緊急雨整備計画を策定し、平成21年度からおおむね10年間で概算事業費を約650億円として整備を進めているということでございます。

大都市と地方の高浜市とではまちの構造や財政規模も異なり、比較するのも困難な状況だと思いますが、例えば議員の言われる県道に貯留施設となる大型の雨水管を埋設する場合は、当然のことではありますが、さまざまな予備的な調査検討が必要になってまいります。現状で思いっくだけでも、道路への貯留施設への妥当性、道路管理者との構造等を踏まえた協議が必要となります。

また、工事で通行どめとなり、大型車等の迂回路の協議、既に道路に埋設されておりますガスパ管、水道管、下水道管、ケーブル管などの専用施設の管理者との協議、また、移設する場合は市民生活に支障が出ないような対策が必要となることや、県道に埋設する雨水管からの排水方法の検討ですね。そのほかにも検討が必要とされることも出てくるかと思えます。簡単にはできないということを御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 簡単にできないということは、確かに理解はできますが、名古屋市職員さんも難しいと言いました。でも、名古屋市は諦めなかったわけですね。事業が認められ、道路の下に遊水池をつくることができたと思います。

やはり、ここで今問いたいのは、これをどうするのが、検討するのか、もう本当に諦めてしまふのかということがはっきりされていない。ですので、そこをはっきりさせていただきたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今、これは名古屋市の例ですね。60万m³の貯水ということで、実はこれ、共産党さん主催の意見交換会の中で、住民の方が我々に名古屋ではこういった取り組みもありますよということで、新聞記事をお示しいただいた。あと、稗田町の町内会さんの説明のときにも、いろんなものが最近は出ていて、巨額なお金を使わないで浸透施設だとか、そういったことも視野に入れながら、長期のビジョンと中期のビジョン、それからすぐにやらなければいけないこともありますよねというような御意見をいただきました。

今おっしゃいます、確かに名古屋の場合は、過去にたくさんの大きな被害を受けて、それを軽減するためにある一定のこういった設備と計画をされて、実施をされておるということでございます。

私どもも、東海豪雨のとき以来、稗田川の河川改修はできていなかった状況で、その中で試行錯誤しながらポンプを3台つけた。そして、その後では、今、上下水道グループリーダーが申し上げましたように、住民の方と一緒に、あそこの地区をモデル地区として雨水を活かすまちづくりという施策をつくって、そして補助制度までつくってやってきております。

私も考えておるのは、最終的にハードだけでは、今のこの災害には全て対応はできないと思っております。川を100mm対応にしないとと言われても、それはもう到底無理な話なので、そういう議論をしておってもしょうがないものですから、必ずしや皆さんの御意見を聞くことも重要ですけども、やれることとやれないことをきちんと選択をして、まず打つべき対策、そういったものをきちんとやっていくということが重要だと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ということですけれども、要は答えというか、どうしていくのか、本当に計画的なところを少しお示しいただきたいなというふうに思うんですけれども。

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今おっしゃいましたように、私どもが一度検討しまして、これは必要な施策だということであれば、それを一度きちんと中でもみましてお示しをさせていただき

たい、それは検討に値するものかどうかということですね。

つけ加えて申し上げるなら、今回の豪雨というのは、説明会の場でも何度も繰り返し申し上げましたけれども、122mm降っております。今回、被害に遭ったのは稗田町と向山町さんだけではありません。市内全域で各町でそれぞれ被害に遭われた方が見える。そういったことも考えながら対策を講じていくのが、行政である我々の使命だと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） はい、わかりました。

では、次に、呉竹町六丁目、七丁目のところにも言えることなんですけれども、9月議会の答弁では、50mmに対応の断面となっていると、排水施設の再確認と詳細な調査をし、有効な対策を整備すると答弁されていますけれども、整備された結果、またもう一つは、吉浜駅のあたりも、周辺も同じような現象で、ここも床下浸水ですけれども、これについても何か整理ができていればお答えください。

○議長（内藤皓嗣） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 9月議会後に現地の再調査をさせていただきました。呉竹町六丁目の一部、それと七丁目の一部の排水面積が8.31haとなっております。この排水面積をもとにとって流量計算につきますと、時間50mmの対応の今、既設の排水路は能力はかなり満たしておるということを結論づけております。

それからまた、9月議会の回答で申し上げましたが、下流側の排水路は複断面となっている構造の水路でございます。水路が2階建ての断面でありまして、下の水路が幅が1m、高さが60cmで、その断面の上部に幅が2.7m、高さが1.3mの上流から流れてきた排水を処理することができる断面となっている状況でございます。加えて、再確認では、排水構造物本体の破損や、流下の阻害等の要因は発見されておられません。

なお、浸水被害対策として、排水路の西側の市道古新田蛇抜線という道路側溝につきましては、土砂の堆積が見られましたものですから、側溝内の土砂等の除去のしゅんせつは行いました。

それからあと、今後の排水路の維持管理につきましては、職員で巡回を行いまして、ごみ等があればパトロール等で回収しまして、水路等の土砂等がもしか蓄積しておれば、しゅんせつ等を行いたいと思っております。

それとあと、吉浜駅の周辺の浸水ですが、今後、今の8月6日後にですね、今の浸水した部分のところの排水管調査をさせていただきました。その後につきましても、その部分のところにしゅんせつも一部分をさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） いろんなことをやられているということはわかりました。でも、やはり排水路、時間100mmに対応するような水路に変更するとか、そういうことで遊水量をふやすことによって浸水を減らすことができると思いますけれども、そういう考えはできませんか。

○議長（内藤皓嗣） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 先ほど申し上げましたとおり、現況の既設水路が高浜市公共下水道雨水計画のですね、先ほど何回か言っておる時間雨量50mmを排水できる能力もあります。排水路の構造は、また一部複断面になっておりますことから、少量ではありますが、遊水機能も持っております。現在の排水路の時間当たり100mmという断面を持つ排水路の改修につきましては、今のところ考えてはおりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） これについても、これは法律に触れることなのか、ちょっとそこいら辺は、法律的なところを教えてください。

○議長（内藤皓嗣） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 高浜市公共下水道というのがありまして、それとあとその上位計画のほうに県の河川があります。それは、稗田川という二級河川だとか、江添川の二級河川だとか、そういうところに放流先が高浜市の区域があります。その中で、先ほど言いましたように、河川側のほうが50mm、高浜市のほうが100mmにするという、高浜市公共下水道の計画の中で、上位計画の中で下流側のほうの吐き出し口が50mmであれば、それを100mmにしましょうという考え方というのは法律に触れるかと思えます。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） はい、ありがとうございます。

では、次に、情報伝達の件ですけれども、災害時等の情報伝達についてですが、同報無線とは別に、塩田のポンプが起動すると、同時にサイレンが鳴る仕組みになっていると聞いています。住民から、塩田ポンプに連動しているサイレンが鳴っていれば車は助かった。サイレンが鳴らなかったのは人災だという意見がありました。

サイレンについてお聞きしたいと思うんですけれども、塩田のポンプと連動していると聞いていますけれども、連動、非連動を切りかえることができるのか、お答えください。

○議長（内藤皓嗣） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 先ほど言いましたように、塩田ポンプの今の電動というのか、水位でサイレンが鳴るとというのが、今、自動的に鳴るようになっております。それを切りかえることは誰かが行って切りかえることはできません。あと、手動のボタンがありますので、手動のボタンを押すことはできます。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 塩田のポンプに連動しているサイレンが鳴ったのか、住民聞いたと思うんですけども、その結果はいかがでしたか。

○議長（内藤皓嗣） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 過日、11月23日に開催されました日本共産党高浜市委員会主催の意見交換会、この場で参加をされておりました方から、塩田ポンプのサイレンの吹鳴の確認について御依頼がありました。それを受けまして、稗田ポンプの点検とあわせまして、周辺住民の方から鳴ったかどうかの確認をさせていただいております。

また、当日は、ポンプの点検にあわせて私も参加させていただきまして、手動にてサイレンを吹鳴させていただきました。その際は、非常に大きな音でサイレンが流れるということだけ、私自身も確認をさせていただいております。

その上で、8月6日午前2時半過ぎに、消防署からの手動によりサイレンが聞こえたと言う方と、サイレンが一度も聞こえなかったと言われる方もおられました。

一方、向山にお住まいの方からは、当日の午前2時前にサイレンの音を聞いて、慌てて車を移動させ、難を逃れたとの連絡も受けております。

いずれにいたしましても、サイレンの吹鳴が夜間であったことに加え、集中豪雨のさなかで、猛烈な雨音、強風などによりサイレンの聞きづらい状況であったことも影響したのではないかと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 私も塩田住宅の住民に聞いたところ、ほとんどの方が鳴らなかったということで、1人はわからなかったというのはあったんですけども、これ8月6日以降、塩田ポンプについては点検されたか、また、点検された場合、異常はあったのか、なかったのか、お示しください。

○議長（内藤皓嗣） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 点検はしております。サイレンは、先ほど言いましたように、鳴りました。それがどこかに欠陥が生じたとか、そういうことは一切ありません。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） そこいら辺は皆さん、塩田の方々疑問に思っておられるところです。これ、一度塩田の住民の立ち会いのもとで、塩田のポンプのサイレンの点検を行うということはできるのか、できないのか、また、できるとしたらいつごろになるか、お示しください。

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今の御質問の中でポンプの、いい機会だと思いますので、ポンプの状況というのか一度、ほかの町内の方も見えました。ポンプがどういうふうになっているのか、図面を書いてきちんと説明をして、やっとおわかりになったというような状況もございましたの

で、もしあれでしたら一度機会を設けていくのは問題はないかというふうに考えております。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ありがとうございます。早急に決めていただいて、この点検をやっていきたいと思います。

先ほど住民の意見で、人災であるならば当然被害に遭った家と車の損害に対して何らかの補償すべきだということを思います。また、高浜市災害見舞金等給付条例は、一戸建てが床上浸水した場合に1万円を支給することになっています。家財道具や畳など、損害の対価と比べると大変不十分ではないかなというふうに思います。災害見舞金を増額するべきと考えますけれども、それとあわせてお願いします。

○議長（内藤皓嗣） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 8月6日に発生いたしました集中豪雨は、時間雨量122.5mmという自然災害でございます。議員の言われる家と車の損害補償につきましては、今のところその考えは持ち合わせておりません。

また、災害見舞金による一時的な金銭給付も大切でございますが、被災された家族全員の精神面や健康面での復旧に向けた生活を営む中での不安や困難にどう寄り添っていくかがより大切であると考えております。今後の不安や困り事を抱える方が、どんなことでも気軽に相談できる総合的な総合支援体制の充実を最優先に行ってまいりますので、今のところ、床上浸水した場合の災害見舞金の給付額を増額するその考えはございません。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 次に、碧海町三丁目の浸水被害ですけれども、こちらも深刻と、住民からの意見があります。すり鉢状の地形から、県立職業訓練校のあたりは8月6日の豪雨の際、浸水被害があったところです。ここに関しても対策が必要と感じます。

そこで、県立職業訓練校に遊水池を設置して、一旦雨水をためて、浸水被害を軽減すべきと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） 県立職業訓練校の遊水調整池との御提案につきましては、まず土地の所有者が愛知県であること、これが高浜市の所有の土地であればいいんですが、愛知県のこともんですから困難だということです。

それとあと、職業訓練校に遊水池を設置した場合、現在の既設の排水路を遊水池に流入するための排水路のルート変更が必要になってきます。その排水路を変えるための膨大な事業がかなりかかりますので、現段階では難しいと考えられます。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） こども何とか軽減のために何かしないといけないと感じますので、お願い

します。

次に、水害対策についてですけれども、市民が安心して暮らせるよう、何とか姿勢も見せていただきたいなというふうに思います。

次に、災害時の情報伝達についてですけれども、同報系防災行政無線の運用の見直しについてです。

市民に情報伝達が目的で同報系防災行政無線を設置されたものとの理解ですが、気象警報は自動で連動していないということです。8月6日の豪雨では、同報系防災無線の放送されなかったということは残念に思います。

先ほどの塩田のポンプのサイレンと連動させれば、水害時には有効と考えますけれども、これには近くの子機というか、放送施設に連動させるということで、線をつなげるというようなことをすればスイッチが入れられるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 今の意見は、稗田についているサイレンと今回整備させていただきました同報無線、そちらのほうを連動させてみてはという御質問だと思いますけれども、塩田のサイレンと同報無線というのは別物の機械でございまして、単純に線をはわせれば連動するというものではございませんので、そう簡単には連動するというものではございません。御理解いただきたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） そういう電氣的なことが、何か検討する余地も何にもないということですか。

○議長（内藤皓嗣） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 今言われた塩田のポンプと同報無線という別物の機械ですので、ここが連携するということは機械的に難しいというふうな御答弁です。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 質問の仕方が悪かったかもしれませんが、塩田にある防災無線と、向山にもあると思うんですけれども、その2本につなげること、連動させることはできないかという質問をしておるんですけれども。

○議長（内藤皓嗣） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 御質問いただいていることは全く同じこととございまして、同報無線と塩田のポンプは別物でございまして、連動はできませんということとございまして。

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今おっしゃってみえるのは、いわゆる同報無線のほうに同じような時間とか水位感知をしたときに、同報無線を使ってサイレンを鳴らすというようなことができ

ないのかということだと思います。

今、グループリーダーが答弁しておりますけれども、実質、物理的に新しいものをこさえて信号を送るということであれば、無線も、それ一応我々も検討をもう既にしております。すごく多額のお金がかかります。そこよりも、既設にある、この間御説明会でも申し上げましたように、病院側からもう一度同じようなサイレンをつけて吹鳴するほうがいいんじゃないかと、費用対効果のほうも考えながら検討しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） はい、ありがとうございます。

次に、急傾斜地の安全対策についてです。

碧海町三丁目の神明社の急傾斜地なんですけれども、住民から、神明社の南側の階段は崩落の危険があり使えないから、一旦カネミツ石油のほうに出て、土管坂を少し上って、港駅に向かって神明社に行くというルートが町内会で決められたというふうに聞きました。なお、地震時には崩落のおそれがあり、不安とも聞いています。神明社南側の急傾斜地の崩落の対策をすべきと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） ただいまの碧海町三丁目の急傾斜地でございますが、この急傾斜地については崩壊の危険があるとのことで、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律における土砂災害警戒危険区域等指定手続きの手引き」によって、愛知県が平成21年8月7日に土砂災害危険区域として指定を行っております。

この指定につきましては、国土交通省が土砂災害からの国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規の立地の抑制、既存の住宅の移転促進などのソフト対策を推進することを目的としております。

ですので、具体的な土木構造物をつくったりして、擁壁等のそういったものをつくったことによって崩壊を防ぐというような工事などや、そういった地盤を改良するようなための指定ではございませんので、よろしくお願ひいたします。

なお、急傾斜地崩壊危険箇所強化につきましては、平成15年の国土交通省の公表箇所数は全国で11万3,557カ所、そのうち崩壊防止施設などにより整備された箇所については2万600カ所との報告がなされております。これら整備率につきましては約18%足らずで、この実績から整備が追いつかないという状況でございますので、御理解していただきたいと思います。

また、避難ルートにつきましては、昨年11月24日の防災ネットきずこう会のモデル地区として行われた津波避難訓練の際、御質問の神明社を碧海町の住民の方が避難場所を選定しております。津波避難訓練の当日は、碧海町住民の皆様には避難所である神明社に避難する際、神明社の南側の石段は使用せず、若干遠くはなりますが、より安全が見込まれる道路幅員が広い県道名古屋碧

南線の避難ルートとすることを回覧等で周知しております。津波避難訓練を周知し、避難訓練を実施しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ありがとうございます。

やはり、これも住民が崩れないかというおそれがあるということで心配なさっているところなので、そこも何とかできないかなというふうに思います。

次に、第2問目の特定秘密保護法案についてに入ります。

特定秘密保護法は、特定秘密を扱う公務員や民間人の犯罪・懲戒歴、精神疾患、飲酒、借金など、徹底的に調査されるとして、その対象は本人だけではなく、配偶者、子、父母、兄弟姉妹、配偶者の家族、同居人も調査対象、人権・プライバシーが侵害される暗黒の監視社会を許してはならないというふうに考えています。これによってつくられると考えています。

また、国会議事録から引用して、秘密保護法の適正評価の対象には、国から受注を受け、特定秘密の提供を受けた民間企業や下請で働く労働者、派遣労働者が含まれるかとの問いに対し、森雅子担当大臣は、適正評価の対象となると答弁しているとし、軍需産業の下請の大田区や東大阪市の町工場、基地建設にかかわる建設労働者全てが対象となると、際限なく機密にかかわる関係者として適正評価の対象とされ、プライバシーが公的機関によって侵害されていく危険性の高さを指摘しています。

特定秘密保護法は、1941年の国防保安法に酷似している。何が国家機密かが明らかにされない。国家機密を漏えい、探知した者を厳罰に処する。教唆、扇動、陰謀も処罰する。国防保安法による大本営発表以外の全情報が封印、太平洋戦争の破滅の道を突き進んだ経緯があります。大変問題がある法案と考えます。

そこで、市行政としても、これは大きな問題になってくると思うんですけども、特定秘密保護法が施行された場合の職員の業務にどんな影響が出るのか、お答えください。

○議長（内藤皓嗣） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 市行政に秘密保護法が施行された場合、職員の業務にどんな影響が出るかという御質問でございますが、お答えをさせていただく前に、御質問の特定秘密保護法案につきましては、御案内のとおり、現在、参議院の場において最終の詰めに入ったという状況でございます。

こういう状況でございますので、現在、国・県からの情報は私どものところには流れていないのが実情でございます。法案に対しての深く踏み込んだ内容、判断を求めるような御質問につきましては、答弁をさせていただくことができない場合もありますことをまずもってお断りをさせていただきます。

そこで、特定秘密保護法案の目的とするところでございますが、我が国の安全保障に関する事

項のうち、特に秘匿することが必要であるものについて、適確に保護する体制を確立した上で収集し、特定秘密の指定や取扱者の制限、その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、国及び国民の安全を確保すると、法案でされております。

そこで、御質問のお答えでございますが、本法案では、特定秘密の取り扱いの業務を行うことができる者は国の行政機関の職員、契約業者の役職員、都道府県警察の職員に限るとされております。

また、法案第3条では、行政機関の長、すなわち国の機関の長は、防衛に関する事項、外交に関する事項、スパイ等特定有害活動の防止に関する事項、テロ活動防止に関する事項のうち、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとされており、別表において23項目が指定されております。

その内容を見ますと、高浜市の職員が特定秘密として指定される事務を処理するといった可能性は、極めて少ないものと考えられます。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 極めて少ないという答弁ですけれども、ただ、先ほどの別表の中にも6回その他という言葉が入っております。ということは、広い範囲で特定秘密は規定されるということでありまして、恐らく少ないであろうと思っていたのが、職員にもたくさんものがかかってくるのではないかというふうに考えます。

一つの例ですけれども、特定秘密を扱う市の職員と市民が酒を飲んでいて、市民は特定秘密のことを知らされないため、職員に市の仕事について聞いたとすると、教唆だといって逮捕される。また、毎年、碧南から高浜の平和行進が行われていますが、広島・長崎に原爆が投下され、その悲惨さを訴え、大量殺戮兵器ある核兵器廃絶を求めて行進してアピールするものですが、核兵器は特定秘密に当たるとして逮捕されるなど、要求実現のための行動も規制されるということが法的に盛り込まれています。市の職員の中にも、先ほどの扱う人は身辺調査が義務づけられるわけです。

市民にも職員にも、国の情報を聞こうにも、大きく規制がかかり、厳罰によりマスコミも萎縮し、本来知らされなければならない情報が知らされないことが問題です。市行政として、法案等がマスコミによって公開されていますが、判断できると思いますけれども、ただ、これについて市長のお考えをお聞きしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） ただいまいろいろと、鷺見議員からはいろいろな事例を用いて御紹介をいただきましたけれども、先ほど申し上げましたように、現在、本当に何も資料が流れてきていない、そういう中で判断をせよ、意見を言えというのはいかがなものかと思っております。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） このことは、市長の姿勢も問われると思うんですけども、福島県の浪江町の町長さんは、公聴会に招かれ意見を求められたわけですが、情報公開が一番大切だと意見を言い、公聴会後の記者会見で、特定秘密の範囲が広過ぎる、テロの防止の名目で原発事故隠しをされたら困ると反対の意見を述べました。市民に問われたらどうお答えになるのか、市長、お答えください。

○議長（内藤皓嗣） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 鷺見議員、法案の内容を十分熟知されておると思いますが、法案の第21条に「本法案を拡張解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害することがあってはならない。」こういう定めがございます。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） しかし、その他という部分は消えていないわけで……

○議長（内藤皓嗣） 鷺見議員、当局からの返事は、はっきりと答弁をされておると思いますが、角度を変えるなり、質問を中止していただきたい。

○11番（鷺見宗重） はい。

では次、12月6日が国会の会期末となります。今は本当に微妙な時期であります。このようなときに、自民党の石破さんが「単なる絶叫戦術はテロ行為」と、本質は変わらない。ブログに書いて批判され、おわびと訂正の書き込みがありました。撤回するとしながら削除せず、問題の部分は線で引いただけになっています。撤回の意思があるなら、削除することは当然あるべき誠意だと思います。ブログではおわび申し上げますといっても、意図はどうしてもデモをテロにしたいとしかみえません。

我々日本共産党も、特定秘密保護法の法案の廃案を目指して頑張りたいと思います。多くの方々に秘密保護法の本質を暴き、行政としても廃案を国に要請するよう求めて、質問を終わります。

○議長（内藤皓嗣） これをもって一般質問を打ち切ります。

明日は引き続き午前10時より再開いたします。

本日は、これをもって散会といたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後5時35分散会